

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム
発電事業

環境影響評価準備書についての
意見の概要と当社の見解

令和4年11月

株式会社グリーンパワーインベストメント

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所.....	3
(4) 縦覧期間.....	3
(5) 縦覧者数.....	4
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	5
(1) 公告の日及び公告方法.....	5
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	5
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	6
(1) 意見書の提出期間	6
(2) 意見書の提出方法	6
(3) 意見書の提出状況	6
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する 当社の見解.....	7

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して66日間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和4年3月29日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和4年3月29日（火）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した。また、令和4年5月13日（金）付けで縦覧並びに意見書の提出期間の延長、住民説明会延期の公告を実施した。（別紙1参照）

- ・ 京都新聞
- ・ 中日新聞
- ・ 福井新聞

② 地方公共団体の広報紙によるお知らせ

地方公共団体（長浜市及び南越前町）の広報誌によるお知らせを実施した。

- ・ 滋賀県長浜市及び福井県南条郡南越前町の広報紙にお知らせを掲載した。（別紙2-1~2-2参照）

③インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト情報が掲載された。

- ・滋賀県のウェブサイト（別紙 2-3 参照）

<https://www.pref.shiga.lg.jp/>

- ・福井県のウェブサイト（別紙 2-4 参照）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/>

- ・敦賀市のウェブサイト（別紙 2-5 参照）

<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>

- ・南越前町のウェブサイト（別紙 2-6 参照）

<https://www.town.minamiechizen.lg.jp/>

- ・長浜市のウェブサイト（別紙 2-7 参照）

<https://www.city.nagahama.lg.jp/>

- ・当社のウェブサイト（別紙 2-8 参照）

<http://www.greenpower.co.jp/>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 10 か所において縦覧を行った。また、当社のホームページにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

①自治体庁舎での縦覧

- ・ 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室
(滋賀県大津市京町 4 丁目 1-1)
- ・ 滋賀県湖北環境事務所
(滋賀県長浜市平方町 1 1 5 2-2)
- ・ 長浜市役所本庁舎市民生活部環境保全課
(滋賀県長浜市八幡東町 632 番地)
- ・ 長浜市北部振興局
(滋賀県長浜市木之本町木之本 1 7 5 7-2)
- ・ 長浜市余呉支所
(滋賀県長浜市余呉町中之郷 9 5 8)
- ・ 福井県安全環境部環境政策課
(福井県福井市大手 3 丁目 1 7-1)
- ・ 敦賀市役所環境廃棄物対策課
(福井県敦賀市中央町 2 丁目 1-1)
- ・ 南越前町役場建設整備課
(福井県南条郡南越前町東大道 2 9-1)
- ・ 南越前町今庄事務所
(福井県南条郡南越前町今庄 8 4-2 5)
- ・ 南越前町河野事務所
(福井県南条郡南越前町河野 1 5-1 6-1)

②インターネットの利用による公表

- ・ 当社のホームページにおいて、準備書及び要約書を公表した。(別紙 2-8 参照)
- ・ 各自治体のホームページより当社のホームページにリンクをされることにより、準備書及び要約書が参照可能とされた。(別紙 2-3~2-7 参照)

(4) 縦覧期間

令和 4 年 3 月 29 日 (火) から令和 4 年 6 月 2 日 (木) までとした。

自治体庁舎では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は14名であった。

（内訳）滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室	0名
滋賀県湖北環境事務所	1名
長浜市役所本庁舎市民生活部環境保全課	1名
長浜市北部振興局	1名
長浜市余呉支所	0名
福井県安全環境部環境政策課	0名
敦賀市役所環境廃棄物対策課	2名
南越前町役場建設整備課	4名
南越前町今庄事務所	4名
南越前町河野事務所	1名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の2の規定に基づき、当社は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。なお、事業者内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことから、感染の拡大防止のため、住民説明会の開催を延期した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行ったが、後日、住民説明会延期の公告を実施した。(別紙1参照) また、下記のウェブサイトにて説明会の開催延期に関するお知らせを行った。

- ・敦賀市のウェブサイト

<https://www.city.tsuruga.lg.jp/>

- ・南越前町のウェブサイト

<https://www.town.minamiechizen.lg.jp/>

- ・長浜市のウェブサイト

<https://www.city.nagahama.lg.jp/>

- ・当社のウェブサイト

<http://www.greenpower.co.jp/>

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和4年5月24日（火） 19時00分から22時00分
- ・ 開催場所：今庄住民センター 大ホール （福井県南条郡南越前町今庄 84-25）
- ・ 来場者数：50名

- ・ 開催日時：令和4年5月25日（水） 19時00分から22時00分
- ・ 開催場所：余呉文化ホール （滋賀県長浜市余呉町中之郷 2434）
- ・ 来場者数：38名

- ・ 開催日時：令和4年5月26日（木） 19時00分から22時00分
- ・ 開催場所：プラザ萬象 小ホール （福井県敦賀市東洋町 1-1）
- ・ 来場者数：9名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和4年3月29日（火）から令和4年6月16日（木）までの間
（縦覧期間及びその後、14日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は40通であり、環境保全の見地からの意見は143件であった。その他（環境保全の見地以外からの意見）は22件であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は143件であった。なお、その他（環境保全の見地以外からの意見）は22件であった。上述の計165件の意見に対する当社の見解は表のとおりである。

第2-1表(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>環境保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先（日本気象協会）の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約しないでください。</p> <p>(1) P1937 コウモリ類の保全措置 本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」が記載されておられません。以下の疑問があるのでお答えください。</p> <p>1) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのでしょうか。</p> <p>2) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか？</p> <p>3) 本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのでしょうか？</p>	<p>事業者の見解</p> <p>1) カットイン風速未満においては、フェザーモードを採用する予定で、向かってくる風に対して羽が並行になり、ブレードはほとんど回転しない状態（遊転状態）となります。</p> <p>2) カットイン風速については、メーカー仕様で定められているため、任意で変更するにはメーカーとの交渉が必要となりますが、まだ、詳細は確定しておりません。</p> <p>3) 弱風時のフェザリングは可能です。</p>
2	<p>(2) P952 重要な哺乳類（コウモリ目 10～30kHz）の予測結果（ブレード、タワーへの接近接触） 「これらの種はカットイン風速である風速 3m/s 以上になると出現頻度へ減少する傾向であることから、ブレード・タワー等への接近接触による影響は小さいものと予測する」とあります。 この予測の前提条件は、 「・カットイン風速（3m/s）未満でブレードが絶対に回転しない」、ことが必要です。しかし P1937 にはそのことが明記してありません。 本事業においてカットイン風速未満はフェザリングをするのでしょうか？もしそうならば「カットイン風速未満はフェザリングをする」と P1937 保全措置に明記してください。</p> <p>もし「カットイン風速未満はフェザリングをしない」のであれば、ブレードは風速（3m/s）未満でも回転しているので、バットストライクが発生する可能性があります。よって「ブレード・タワー等への接近接触による影響は小さいもの」との予測は成立しません。</p>	<p>カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態となり、発電時のように回転することはありません。また、周波数帯域 10～30kHz のコウモリ類については風速 0～1m/s の弱風時の出現頻度が最も高く、ほとんどがカットイン風速である 3m/s 以上になると減少する傾向でした。これらを踏まえ、ブレード・タワー等への接近接触による影響は小さいものと予測しております。</p>
3	<p>(3) P1937 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行</p>	<p>上記に記載しましたとおり、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態となり、発電時のように回転することはありません。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です(文献1)。また、国内においても低減効果はすでに実証されています(文献2、文献3)。よって、死亡事故が発生する前から上記保全措置を必ず実施してください。</p> <p>(文献1) Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p> <p>(文献2) 「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書 [公開版]」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県。</p> <p>(文献3) 「ユーラス由利高原ウインドファーム [公開版]」(令和4(2022)年2月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県。</p>	<p>稼働後1年間バットストライク調査を実施し、影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の助言や指導を得て、原因の究明に努め、その原因に対するさらなる効果的な環境保全措置を講じます。</p>
4	<p>(4) コウモリ類の専門家である、船越公威氏が執筆された書籍には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されています。本事業においてコウモリ類への影響が予測されていますので、死亡事故が起こる前に「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施してください。</p> <p>・「コウモリ学 適応と進化」(2020年, 船越公威, 東京大学出版会, p229)</p>	<p>カットイン風速未滿が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態となり、発電時のように回転することはありません。また、周波数帯域10~30kHzのコウモリ類については風速0~1m/sの弱風時の出現頻度が最も高く、ほとんどがカットイン風速である3m/s以上になると減少する傾向でした。これらを踏まえ、ブレード・タワー等への接近接触による影響は小さいものと予測しております。</p> <p>稼働後1年間バットストライク調査を実施し、影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の助言や指導を得て、原因の究明に努め、その原因に対するさらなる効果的な環境保全措置を講じます。</p>
5	<p>(5)他の風力発電事業では妊娠中のコウモリも死んでいます。コウモリの死亡事故が起こってから、慌てて保全措置を行っても手遅れになると思います。</p>	<p>コウモリ類の影響は小さいものと予測しておりますが、衝突については不確実性があることから、事後調査において確認を行います。</p>
6	<p>(6) P1937に「影響の回避・低減」が記載されていますが、環境アセスメントにおける「影響の回避・低減」とは何か、住民には理解できません。環境アセスメントにおける「影響の回避」と「影響の低減」について、定義及び出典を丁寧に述べてください。</p>	<p>「生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会報告書 生物の多様性分野の環境影響評価技術(III) 生態系アセスメントの進め方について」(平成13年9月)によると、回避、低減の内容は以下のように記載されています。</p> <p>回避: 行為(環境影響要因となる事業行為)の全体または一部を実行しないことによって影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。具体的には、事業の中止、事業内容の変更(一部中止)、事業実施区域やルートの変更などがある。つまり、影響要因またはそれによる生態系への影響を発現させない措置といえる。</p> <p>低減: 低減には、「最小化」、「修正」、「軽減/消失」といった環境保全措置が含まれる。最小化とは、行為の実施の程度または規模を制限することによって影響を最小化すること、修正とは、影響を受けた環境そのものを修復、再生または回復することにより影響を修正すること、軽減/消失とは、行為期間中、環境の保護および維持管理により、時間を経て生じる影響を軽減または消失させることである。要約すると、何らかの手段で影響要因または影響の発現を最小限に抑えること、または、発現した影響を何らかの手段で修復する措置といえる。</p>
7	<p>(7) P1937「ライトアップの不使用」を措置の区分を「低減」としてはいますが、ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が出版した「風力発電</p>	<p>「生物の多様性分野の環境影響評価技術検討会報告書 生物の多様性分野の環境影響評価技術(III) 生態系アセスメントの進め方について」</p>

(表は前ページの続き)

	<p>事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版) (“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EU ROBATS Publication Series No.6) によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」に位置づけられています。P1937「ライトアップの不使用」について措置の区分は「回避」に修正してください。</p>	<p>(平成 13 年 9 月)においても、回避、低減、代償の間を厳密に区分できるものではないとされており、区分は難しいとされています。ライトアップの不使用により餌による誘引の影響は低減されると考えますが、バットストライクの発生をゼロに抑えることはできないと考えられることから「低減」といたしました。</p>
8	<p>(8) P1937 に、「ライトアップの不使用」「航空障害灯の閃光灯の採用」の効果について「○」(効果の不確実性=なし)」とありますが、国内の衝突事例から明らかなように、「ライトアップの不使用」及び「航空障害灯の閃光灯の採用」だけではコウモリ類の死亡は 0 (ゼロ) にはならないので、「×(効果の不確実性=あり)」に修正してください。</p>	<p>影響の低減という意味で効果はあると考えております。ただし、衝突については不確実性があることから、事後調査において確認を行います。</p>
9	<p>(9) P1944 「事後調査」について 国内の風力発電事業について、事後調査報告書が出されています。しかしその中身をよく読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、本当に呆れました。 例えば、環境保全措置として「ライトアップ不 使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、ある事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として事後調査を打ち切っています(文献 1, 文献 2)。 本事業者の事後調査についても、いくつか疑問と要望があるのでお答えください。</p> <p>1)事後調査結果について住民が意見書を出せるようにしてください。</p>	<p>事後調査結果は住民の皆さんが閲覧できるように公開する予定ですが、意見の募集を行うかどうかについては、関係行政とも相談の上、検討してまいります。</p>
10	<p>2)事後調査結果を公正に審査する公的な委員会がありますか？なければ開催してください。</p>	<p>事後調査については、法制度に則り、1ヶ月間の縦覧を実施いたします。また、関係行政にも提出いたします。公的な委員会開催については、関係行政が取り扱うものと考えております。</p>
11	<p>3)事後調査で事業者側がヒアリングする専門家は事業者の利害関係者(謝金の支払いを含む)ですか？また、その専門家が利害関係者でないこと(付度しない者であること)をどうやって証明しますか。</p>	<p>事後調査でヒアリングする専門家は方法書から準備書にかけてご意見をお伺いした専門家を想定しております。事業者の利害関係者ではございません。</p>
12	<p>4)仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないというのは本当ですか？もし事後調査で本当にコウモリの死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか。</p>	<p>事後調査結果は専門家や関係行政に提出するほか、1ヶ月の縦覧を行います。事後調査の結果、重大な影響があれば、原因の究明に努め、その原因に対するさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしております。また、さらなる効果的な環境保全措置の効果について検証を行い、専門家や関係行政に報告を行い、事後調査の継続要否を判断いたします。</p>
13	<p>5)事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。 1 事業で数個体でも、これからさらに、日本国中で何万基もの風車が建つわけですから、「バットストライクは数個体だから影響は著しくない」というのはおかしい話です。しかも事業は 20 年間も続くのですから、1 年間で数個体であってもトータル 20 年間で見れば著しい影響になります。 P1944 本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何か、具体的に述べてください。</p>	<p>上記に記載しましたとおり、事後調査結果について専門家へのヒアリングを行い、影響が著しいと判断された場合には、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。</p>

(表は前ページの続き)

14	<p>6)事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性は保証がなく、評価できません。最新の知見を踏まえた保全措置（フェザリング）を、コウモリを殺す前から必ず実施してほしいです。</p> <p>（文献1）「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30（2018）年、株式会社ジェイウインド、委託事業者：株式会社ジェイペック）P.327</p> <p>（文献2）「ユース石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」（令和3（2021）年、株式会社ユースエナジーホールディングス、委託事業者：アジア航測株式会社）P.84</p>	<p>周波数帯域 10～30kHz のコウモリ類については風速 0～1m/s の弱風時の出現頻度が最も高く、ほとんどがカットイン風速である 3m/s 以上になると減少する傾向でした。これらを踏まえ、ブレード・タワー等への接近接触による影響は小さいものと予測しております。</p> <p>準備書に記載しておりますが、カットイン風速である風速3m/s以上になると出現頻度が減少する傾向であることから、ブレード・タワー等への接近接触による影響は小さいものと予測しております。しかしながら、稼働後1年間バットストライク調査を実施し、影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の助言や指導を得て、原因の究明に努め、その原因に対するさらなる効果的な環境保全措置を講じます。</p>
----	---	--

第 2-1 表 (2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
15	1. 森林の伐開した後の保水力の影響が記載されていない。考慮が必要と思う。	保水力に配慮するために、河川流域ごとの改変面積を可能な限り低減しています。また、風車ヤードを設置する場所では工事期間中には一時的に裸地ができますが、沈砂池を設置し、沈砂池出口にはフトン籠を設置することにより、ゆっくりと周辺土壌に自然浸透させる計画としております。
16	2. 低周波音の測定方法（調査方法）がはっきりしないため、本準備書の信頼性に疑問がある。	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（環境庁、平成12年）に定められた方法により G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベル（中心周波数 1～200Hz）を測定しました。風車から発生する音は距離が離れるほど減衰するため、本事業による超低周波音の影響を適切に把握できるよう、南越前町及び長浜市余呉町の中でも風力発電機に近い集落を代表する地点において、調査地点を設定しております。

第 2-1 表 (3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>対象事業実施区域の道路の長さ(200mが5cm縮尺の改変地の地図で)を計ってみると、二十数キロ以上に及んだ。(別紙添付)</p> <p>山中での道路を作ると言うことは幅 4m 道路にしる、尾根をつぶして、切土法面、盛土法面、側溝、を左右に作らなくてはなりません。その断面図を見たところ、総幅 25m 以上改変することになる。約 25m 幅で二十数キロに及ぶアスファルト道路と、たくさんの沈砂池、変電所、資材置き場、排雪所、車回し、39 基の風車、そしてその土台(19m×17m×深さ 4m のコンクリート)、それを想像すると山奥なのに、人も動物も植物も住んでいない、どこまでも続く死の街が目の前に浮かんでしまいます。</p> <p>私は高島市朽木の山中の作業を 12 年しています。数年前までは、びくともしていなかった森が、温暖化の気候変動のせいか、台風や大雨のたびに、数年前から山の中は土砂、倒木で甚大な被害にあっています。いくつも堰堤を増やして対処しているのが現状です。日本のいたる山がそうだと聞いています。</p> <p>これからも益々そういう状態がひどくなると、思われています。</p> <p>濁水対策、土砂流出防止として、沈砂池、しがらみ設備を設置する、と書いてありますが、人工物は台風や大雨が来るたびに土砂が満杯になったり、埋まったりで、ずたずたに壊されたりします。そのたびに土砂を引き上げるなど対処ができるのでしょうか。引き上げてもその土砂は何処へ行くのでしょうか。プラスチックでできた黒い大きな袋に詰めるのでしょうか。そのプラスチックがいつか、劣化し、動物や、鳥が食べ、マイクロプラになり、川水に混ざり、いつかは、びわ湖へも流れ込んで来るのでしょうか。</p> <p>二十数キロに及ぶ改変地では半端な量ではないことでしょう。</p> <p>ましてや、今後ますます線状降水帯なども起こることで、計り知れない対処が必要になってくるでしょう。</p> <p>長い間大昔から、自然の力と人間の力で、自然に逆らわないように培われてきた豊かで、丈夫な自然の山を、広い範囲にわたり、人工物で改変していくことは、取り返しがつかないことに繋がります。</p> <p>特に今、手を入れようとしている対象実施区域の余呉は 5 月 25 日の貴社説明会で、植物の先生やイヌワシ・クマタカの先生方が主張されていたように、日本列島の植生の移行帯に有り非常に自然豊かな、貴重な、守らなくてはいけない山地帯であると。この地はクマタカ、イヌワシの繁殖地としても最も重要な地域であると。</p> <p>将来は白神山地帯級に匹敵する、ともおっしゃっていました。</p> <p>またウインドファームの適地を選ぶのに①風が吹く②風車が運べる③送電線がある、の 3 つが必要で、余呉はその 3 条件にぴったりと当てはまる、他にはなかなか見つからない、と貴社の強い主張だ</p>	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画とすることで、動物及び植物に可能な限り配慮いたしました。</p> <p>ご指摘のような台風や大雨等の強い降雨があった際は、降雨終了後、沈砂池や土砂流出防止柵、法面等の速やかな点検に努め、異常を発見した場合はできるだけ速やかに対応を行います。工事中には都度沈砂池の浚渫を行いますが、盛土材として必要な箇所に再利用するなどして有効利用を図ります。</p> <p>また、現地調査の結果において、対象事業実施区域及びその周囲はクマタカ等の生息や、自然植生のブナ林も確認されております。そのため、上述した通り、風力発電機の削減の他、クマタカの営巣中心域に配慮した風力発電機の配置計画や、自然植生のブナ林の改変回避を行うことで、自然環境へ極力配慮するように致しました。</p> <p>本地域で事業を導入するにあたり、事業者自ら、地元で事務所を構えて、地域の皆様との交流を通じて、地域の文化等を学ばせて頂いております。対象地の山林の多くは、もともと薪炭林で活用されていたという地元集落からのお話もあり、今後の山林の維持管理や再生、さらには集落振興のために本事業に期待して頂いている地元の方々もおられます。今後も引き続き、地域の方との交流も通じて、地域特有の文化や環境について学び、環境への配慮と本地域への貢献を両立させた事業計画の策定に努めて参ります。</p>

(表は前ページの続き)

が、あとのその地域の重要なことを考えないで決めてしまうのはあまりにも無謀である。
この地域は日本の重要な位置にあり、この地域独特の環境と、文化がある。
そこをも考えてウインドファームの適地を他に選ぶべき。ともおっしゃっていましたね。

また、説明会に参加していた、地元の青年たちは、豊かな自然に囲まれた余呉で、自然を生業として未来に向かい、一生懸命に羽ばたいている最中です。彼らの活動は余呉の豊かな自然を活かし、滋賀県の柱になるのではないかと、夢を託したいと思うくらいの活動をなさっています。
彼らは自然が壊され、風力発電機が設置された余呉には住めない、未来は感じれ無い。と言っていました。
お聞きになったことでしょうか。
あの言葉がいつまでも、私の耳から離れません。

その地に、生物多様な自然が有ることは、人間が自然から守られること、
恩恵に預かることに繋がります。

守らなくてはいけない、びわ湖の源流地域 余呉の自然を改変してまでウインドファーム発電を建設することは、再生可能なクリーンエネルギーと言う名の下で余りにも、失うものが大きすぎます。

変更区域道路長さ 200mを5cm縮図地図より

	基 no	約m
1	1-2	300
2	2-3	325
3	3-4	350
4	4-5	600
5	4と5の分岐~9	200
6	9-10	700
7	5と9の分岐~6	500
8	9-8	500
9	8-7	400
10	8-13	600
11	沈砂池30~31	200
12	沈砂池34~12	200
13	12-11	300
14	沈砂池31-14	700
15	14-23	1100
16	14と23の途中~15	1400
17	15-16	400
18	16-17	500
19	17-18	250
20	18-19	400
21	19-20	350
22	20-21	500
23	21-22	1000
24	21と22の途中~32	200
25	21と22の途中~33	1000
26	33の平前の分岐~34	700
27	34-35	500
28	35-36	500
29	33-37	800
30	37-38	700
31	38-39	900
32	39から延びる	200
33	23-24	500
34	24-25	1050
35	25-26	300
36	26-27	350
37	27-28	400
38	18と19の途中から30	900
39	30-29	600
40	20と21の分岐~31	700
	かなりおおよそ約	22075 m

第 2-1 表(4) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>はじめに グレットさんは「家が燃えているように行動して欲しい。だって燃えているのだから」と、グリーン・ニューデールには一刻の猶予もない。しかし、住民理解のない、不適切な事業は、逆に普及の桎梏になる。そこで、住民説明会での意見も踏まえ当該準備書の問題を指摘する。</p> <p>当該山間部の長い稜線のブナ林伐採と斜面の切り盛り土は、災害リスクの増大となるが、その言及が当該準備書にはない。景観予想にも斜面の完全な緑化が前提で瑕疵がある。また、山間部で、跡地利用がなく、撤去費が高むことで、当該利用終了時の撤去と復元の担保がない。</p> <p>1. 防災面でのリスクが検討されていない 南越前町住民センターで5月24日(火)19時から終了時間を数時間超えて質問が続いた。2人の方が、異常気象で頻発に、この事業での災害誘発への説明を求めた。事業者の回答は、質問の趣旨が分からず回答になっていなかった。これは準備書に検討されていないことに因る。</p> <p>気象異常は更に深刻になる。その上に、これだけ長い区間で、森林伐採、盛り土、切り土の斜面を行えば、足羽川豪雨などの経験からも県民が安全と安心に不安を抱くのは当然である。住民の不安に、検討無しの当該準備書を通すことは逆に普及の桎梏になる。</p> <p>今回のように幅員6m、総幅7m以上になれば、切り盛り土の斜面も長くなり、森林伐採が増え、斜面のガリー浸食で、溢水の増加、土砂崩壊の端緒になる。稜線斜面で、集水量が少ないことが救いだが、稜線以外の道路も多い。</p> <p>こうしたことから、事業域の下流の土石流が流れる範囲を個々に明らかにして、その範囲に住居や道路などがあれば、事業を実施しないとすべきであろう。2021年7月の熱海市伊豆山での盛り土の崩壊は、これを放置してきた行政責任が問われている。</p> <p>築堤河川では、堤防を越流すると破堤し、大量の洪水に襲われる。足羽川の災害復旧では、川表側は隠しブロックで補強したが、被災原因の河川裏側の補強は実施されなかった。日本の河川事業は越流を防災対象にしていない。異常豪雨が増加するなかで、当該事業がなければ越流しなかったものが、越流すれば被害は一気に増える。流れた樹木は橋桁で川の流れを堰き止め、水位を上昇させる。河川の現状と異常豪雨の増大から、下流域のポイント毎に、降雨の流出率や流出時間を求め、増水の影響が極めて少ないことを示すことが、今回のような大規模開発には住民への理解からも必要である。</p> <p>この他、当該域が豪雪地域であるにも拘わらず、森林伐採や斜面の盛り切りに伴う雪崩の誘発が地形毎に言及されていない。開発区域が長いので危険が懸念される。</p> <p>林業分野でも長伐期多間伐施業で、作業道の幅は2~2.5mにして治水・環境負荷を減らそうとしている。当該事業での直径136mの風車は、その運搬などから道を広くし、切り盛り斜面を長くする。自然や災害の破壊という外部不経済を考慮すると、より小さな風力発電が良い。直径136mと大きくしなければならぬことが当該準備書には示されていない。</p>	<p>防災対策については、まず伐採量や土工量を低減するために、一般的な工法ではなく、風車ブレード運搬時に特殊車両を用いることやブレード組立時には空中で一本ずつ取り付けることなどを事業計画に盛り込んでおります。新規取付道路につきましても林道規定に準拠した設計とすることとしております。また、沈砂池や法面緑化、土砂流出防止柵等の防災対策も講じることとしています。なお、防災対策の詳細につきましては、環境アセスメントと並行して進めております森林法の開発許可協議において、林地開発許可基準等に準拠して、引き続き詳細な検討を進めて参ります。</p> <p>また、自然環境の改変による影響の低減を図りつつ、事業性を担保した計画とするため、発電効率の良い風車の採用の上、基数を削減し、改変面積の低減を図りました。なお、ブレードの直径は136mですが、上述のとおり、搬入の際にはブレードを起立させる特殊車両を用いることで、道路建設における改変面積の低減を図っております。</p>

(表は前ページの続き)

<p>19</p>	<p>2. 利用終了時の撤去、復元の担保 説明会でも、風力発電所が使われなくなった際の撤去の担保への質問に、銀行が融資でチェックしており会社は大丈夫、国も会社に積み立てるように義務づける動きがあるから大丈夫との回答であった。この回答では、逆に、原発のような最終処分積立金のような制度は今はなく、利用されなくなった時点で事業会社もなくなることもあり得ることを示した。台風や雷雨、劣化などで、風力発電の更新となった際に、固定価格買取制度 (FIT) の期限切れなどで、風力発電を更新する経済性がないと風車が巨大ゴミとして残ることになりかねない。撤去費が高額で、跡地の利用もない山奥なので放置されないか。更に、造られた道路の崩壊などの維持はどうなるのか。道路や発電所の敷地などの復元はどうなのか、当該準備書には記載がない。 スキー場のロープウェイなどは一部が放置され、田舎の廃屋は自治体負担で撤去ということにもなっている。同様に、当該事業の利用終了時の撤去、復元の担保がないので、それらが県民、県や市、町の将来負担となるリスクが残る。担保としての保険加入や供託での資力確保措置での対応などの記載は当該準備書にはない。</p>	<p>風力発電所は永続的な風資源を利用することから、部品交換やリプレイス等で事業を継続していくことを考えています。更新の際には、道路や送電線などのインフラが整っていることから、事業費は抑えることができ、さらに、自然エネルギーへの需要の高まりから、FIT 後における売電も可能と考えております。また、ご指摘の将来的なリスクへの備えとして、法令等に基づき撤去費用の積み立ても行います。</p>
<p>20</p>	<p>3. 景観 「造成により生じた切盛法面は可能な限り緑化に努め、修景を図ります」と完全な緑化はできないことを準備書に述べながら、準備書のフォトモンタージュでは切盛法面は全てが緑化されて目視では分からないことが前提で、風車だけを写真に載せている。従来の事例や個々の山の状況から緑化が時系列で、どの程度になり、崩壊の可能性も含めて、それを考慮したフォトモンタージュではない。切り盛り斜面の大きさは平面図だけでは分かりにくい。このことが準備書の大きな瑕疵である。</p>	<p>造成により生じた切盛法面への緑化についてその過程に至る状況を含めたフォトモンタージュ上での再現は困難です。今後、関係機関等との協議において検討いたしますが、改変面積を可能な範囲で絞りこみ、樹木の伐採を最小限とし、切盛法面の早期緑化によって、眺望景観への影響を低減した事業計画となるよう努めてまいります。</p>
<p>21</p>	<p>まとめ 下流に土砂災害や河川増水の被害となる住居や道路がある領域での事業は、異常豪雨増大の将来も考えると、定量的にその危険性が増えないことが示されていない当該準備書では、住民の安全安心が得られない。直径 136m の風車が山間稜線の風車として運搬道路幅員を広げても適正であることは述べられていない。豪雪域の山間でありながら雪崩誘発に言及がない。切盛法面の全てが緑化され崩壊もないとして風車だけのフォトモンタージュは瑕疵がある。 当該準備書には、利用終了時の撤去、復元の明示が無く、その担保としての保険加入や供託での資力確保措置がないので、その点への対応が求められる。 当該事業者は、事業のリスクへの対応と住民の不安の解消のため、指摘の事項などで事業を見直し、当該準備書の取り下げ再検討を行うべきではないか。一度、自然度の高い稜線を伐採すれば復元は困難で、地球温暖化対策への代替は他にもあるので当該事業は再検討して頂きたい。 福井県知事は、上記の修正のなされない当該準備書は瑕疵があるとして、当該事業を認めないよう国に意見書を提出するべきである。国は、当該準備書等に示す事業実施では事業終了時を含めて環境保全や国土の保全が十分に確保されないとして工事を認可すべきではないと考える。 私は、約 55 年間登山を楽しみ、仕事では福井県庁で河川や道路の行政と研究を、晩年は福井大学で省エネ再エネの研究に従事した。そこでの経験から、自</p>	<p>大雨の際の影響に関して環境影響評価の中では周辺への影響を定量的に予測することは難しいですが、林地開発許可基準等の許認可協議を通して、濁水対策の設計や対策を引き続き詳細に検討し、周辺の水環境に配慮した事業計画を策定してまいります。なお、風車は 3 枚のブレードを組み立てた直径 136m の状態で運ぶのではなく、長さ 68m のブレードを 1 枚ずつ輸送します。輸送には起立台車付きの特殊車両を用いて、ブレードを起立させて輸送することで、改変する道路幅を最小限に抑えるように配慮いたしました。また、雪崩の誘因については、斜面積雪の移動を妨げる役割を持つ谷の斜面の森林を伐採する計画ではないこと、冬季積雪期は工事を休工とする計画であることから本事業によって雪崩を誘因することは想定しておりませんが、供用後においても雪崩には十分に注意した必要最低限のメンテナンスに留意致します。フォトモンタージュについて、工事中の法面や緑化の様子を定量的に再現することが難しいため、風力発電機供用後を対象に風車の見え方をフォトモンタージュで示しております。法面について崩壊等が生じないよう、法面保護工において十分に留意致します。風力発電所についての運営ですが、日々のメンテナンスをしっかりと行って行く中で、必要に応じて部品等の交換、全体の建替え (リプレイス) も含め、運転を継続していく計画です。万一、事</p>

(表は前ページの続き)

	<p>然豊かなブナ林の稜線を壊す当該事業を進めるより、屋根などへの太陽光発電の設置や投資回収年が10年以内でも進まない省エネこそ、優先普及すべきだと考える。</p>	<p>業が継続できなくなった際に備えて、運転期間中に撤去費の積み立ても行います。</p> <p>2050年のカーボンニュートラルを目指す上では、最大限の再生可能エネルギーの導入が求められている中、本事業では、自然度の高いブナ林については極力改変を回避する計画としており、自然環境へ配慮しながら、再生可能エネルギーの普及に努めて参ります。</p>
--	--	--

第2-1表(5) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>意見1 当該陸上風力発電事業計画の事業地選定について</p> <p>当該陸上風力発電事業が事業地として選定した立地は、環境保全の見地から適正ではない。</p> <p>当事業は、既に開発された人工地や植林地等の自然度の低い立地適正な他の場所において行うべきである。</p> <p>なぜならば、</p> <p>当陸上風力発電事業地は、その立地の多くが自然度の高い植生等の森林と重なっていて、大規模な森林環境の破壊を伴うこと。</p> <p>当風力発電機は巨大で数も多く、建設造成には工用道路・資材搬入路も加わって、山の稜線に沿った尾根を細長く面的に削り取り、炭素固定に寄与するはずの樹木のみならず生物多様性の基盤である土壌をも根こそぎ破壊し、原状回復不可能な環境保全上致命的な改変結果をもたらすこと。</p> <p>また、当施設の寿命の尽きるまでの期間は20年間程度と短く、その期間に得られる利益の割に、広大な山の尾根を削り取ることによって永久に失われる自然環境の損失の規模の方が余りにも甚大であること。</p> <p>すなわち、再生可能エネルギー開発と云えど、得られるものよりも永久に失うものの方が大きすぎる。</p>	<p>本事業では、環境への配慮の取り組みとして、以下のとおり事業計画の見直しを行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の基数について、方法書段階では最大50基程度としておりましたが、準備書では39基へ削減いたしました。 また基数の削減に伴い、改変面積も削減いたしました。 ・長尺である風力発電機のブレードを一般的な大型トレーラーで輸送した場合、道路建設に伴う大幅な道路拡幅と伐採が必要になりますが、本事業では起立装置付きの特殊トレーラーを輸送に用いることでブレードを起立させ道路の改変を必要最小限に抑え極力伐採せずに済む工法を採用しております。 ・風力発電機の組み立てに必要なヤードの敷地造成において、一般的にはブレード据付時に地上で3枚のブレードを一度に組み立てますが、山間地においては、その分の土地改変や伐採を伴うことから、本事業では改変面積を最小化するため、空中で1枚ずつ組み立てる方法を採用しております。 ・現地調査において確認された自然植生のブナ群落の改変を回避いたしました。 <p>なお、上記については準備書 p.2.2-61～2.2-77 「2.2.11 その他の事項 1.風力発電機の配置計画及び対象事業実施区域の検討経緯詳細」に記載しております。</p>
23	<p>意見2 植物等の環境保全措置について</p> <p>対象事業実施区域のほとんどの区域において「風力発電機の設置及び新設道路による造成」を回避しなければならない。</p> <p>事業者は風力発電機の基数と改変面積をわずかに削減するに過ぎない措置をもって、自ら「実行可能な範囲内で回避、低減が図られている」と、自分勝手に評価していることに、疑問を呈する。</p> <p>なぜならば、</p> <p>植物の調査結果によると、対象事業区域のほとんどが自然植生のブナ群落であり「重要な植物群落」に覆われていると認められ、また私自身を含め多くの登山者が栃ノ木峠から東に続く尾根筋の当</p>	<p>植生の調査結果によると、対象事業実施区域内の面積約830haのうち、代償植生のブナ群落(チマギザサ下位)は対象事業実施区域内に約400ha分布し、重要な群落である自然植生のブナ群落(ヤマソテツ下位単位)は約46ha分布しておりました。代償植生のブナ群落は約33haを改変する計画ですが、自然植生のブナ群落(ヤマソテツ下位単位)の改変を回避しております。</p> <p>また、重要な群落であるトチノキ群落及びなだれ地自然低木群落についても改変を行う計画ではありません。</p> <p>環境省の特定植物群落である「栃ノ木峠のブナ</p>

(表は前ページの続き)

	<p>事業地が延々と生物多様性豊かなブナ群落あることを知っている、にもかかわらず、事業者が準備書において環境保全措置として「重要な植物群落に配慮し、風力発電機の設置及び新設道路による造成を極力回避した」と説明した箇所は「重要な植物群落」のごく一部にしか過ぎない。</p> <p>「実行可能な範囲」外に、回避、低減を図るべき区域が広く存在しており、環境保全措置義務を放棄していると疑う。</p> <p>そもそも、配慮書、方法書段階から、すでに県知事、環境大臣、経済産業大臣から、再三に「対象事業実施区域には、「重要な植物群落」が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念される」</p> <p>「重大な環境影響が回避または十分に低減できないと考えられる場合には、風力発電設備配置等再検討、事業実施区域の見直し、および風力発電機の大幅な基数削減を含む事業計画の見直しが必要」</p> <p>「既存道路、無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生等の改変を回避、又は極力低減すること」</p> <p>などの意見を受けているにもかかわらず、事業者の配慮が十分とは認められない。</p> <p>事業者はこれまで受けた意見をなおざりに取り扱い、事業者本位の事業推進を優先して、自ら「実行可能な範囲内で」と勝手に範囲を狭めておざりな環境保全措置を提出していると疑う。</p>	<p>ーオオバクロモジ群集」、「柄ノ木峠附近のブナ林」についても実態を把握したうえで、配置計画を検討しており、事業の推進を優先させた計画ではございません。</p>
24	<p>意見 3 大規模に森林環境を破壊する当該陸上風力発電事業について</p> <p>風力が再生可能な自然エネルギーと言えど、その発電機が炭素固定・カーボンニュートラルと生物多様性保全を担う森林環境を大規模に破壊しているのでは本末転倒の仕業と言わざるを得ない。</p> <p>大きな自然林伐採や自然生態系の破壊を伴う当該陸上風力発電事業は、その立案自体があつてはならないことで、地球温暖化対策、カーボンニュートラル、生物多様性保全、SDGs（持続可能な開発目標）等わが国の現行施策にも逆行している。</p>	<p>本事業では森林環境の維持という観点から自然度の高いエリアの改変を極力回避することや、どうしても回避できない植物の重要な種は移植する保全措置などを計画しております。国から示されているカーボンニュートラルや再エネの最大限の導入を目指しつつ、本環境アセスメントを通して環境への配慮の取り組みを行います。</p>
25	<p>意見 4 将来世代に残すべき遺産について</p> <p>将来世代に残すべき遺産は、当該陸上風力発電事業の方でなく、当事業によって失われる山の稜線の自然林、特にブナの森が象徴する自然度の高い森林環境の方である。</p> <p>恵まれた自然を自慢とする福井県にとって、奥山であることから幸い開発されずに残ってきたのであろう山の稜線の自然林、特に今も残るブナの森は、将来世代に残すべき大切な自然遺産であり、もはやこれ以上無くしてはならない。</p> <p>なぜならば、森林環境は、樹木が地球温暖化対策の一つである炭素固定に寄与し、森林が育む良好な生態系が生物多様性保全に寄与することから、存続することに価値がある貴重な自然遺産であること。</p> <p>一方、当該陸上風力発電事業は、そもそも地域住民が望んだものでなく、かつ地域住民が生業として未来永劫運営することとなる産業遺産とは認められず、また、発電施設の寿命が20年程度と短く、機能更新を怠らず事業継承していくといった持続可能な開発となる保証は、当事業計画において欠落していること。</p> <p>さらに、もし、施設寿命の20年後もしくは途中</p>	<p>自然環境への配慮のため、風力発電機の設置基数を50基から39基に削減するだけでなく、風力発電機のブレードの輸送時には、起立装置付きの特殊トレーラーを輸送に用いることで道路建設を必要最小限に抑え、樹木を極力伐採せずに済む工法や、ヤード面積の最小化のためブレード組立時には空中で1枚ずつ取り付ける工法を採用する計画です。さらに、自然植生のブナ群落の改変を極力回避することで、さらなる自然環境への配慮も行っております。</p> <p>なお、将来的な廃止などのリスクに対する備えとしては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法等に基づき撤去費用の積み立てを行います。永続的な風資源を利用する風力発電であることから、負の遺産とならないように、事業を継続していくことを考えています。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>故障や破損した際、機能更新せず事業を終了撤退もしくは廃業の事態となった場合、地域住民や福井県民は原状回復を求めると予想するが、もはや失った自然環境の原形復旧は技術的に不可能であり、現場は管理者不在のまま荒廃し、負の遺産となる恐れがあること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
--	--	--

第 2-1 表 (6) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>貴社が作成した(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書に対し、環境影響評価法第 18 条の 1 に基づき、鳥類保全の見地から下記の通り意見を述べる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) イヌワシについて 貴社による希少猛禽類の調査結果では、対象事業実施区域(以下、計画地という)内において確認はされなかったが、計画地周囲では 17 回の確認があったとしている。また、「秋季には、遠出する傾向が見られた。」とあり、日本野鳥の会福井県(以下、本会という)が秋季に行っている猛禽類の渡り調査時に計画地を南から北方向に飛行するイヌワシ成鳥を確認していることと符合する。</p> <p>2 年間の調査期間内に計画地への飛来が確認できなかったとしているが、絶滅の危険性が非常に高いイヌワシのバードストライクが発生してからでは遅い。繁殖活動をしていない時は行動範囲が広がるため、事業実施区域への出現の可能性がある、バードストライクの危険性がある。よって、非繁殖期や未繁殖年の追加調査を求める。</p>	<p>現地調査を実施した 2 年間はイヌワシが繁殖活動をしていなかったため、行動範囲は広い年であったという認識です。</p> <p>対象事業実施区域内で確認がなかったものの、改変により採餌環境が変化することによる誘引の可能性について検討いたしました。その結果、建設後に餌場として誘引される可能性は低いと予測しましたが、予測には不確実性があるため、事後調査を実施し、イヌワシの飛来状況を確認することとしております。</p>
27	<p>(2) クマタカについて 貴社は「計画地の周囲において 9 ペアの巣を発見され、これ以外に 2 ペアの生息が示唆され、計画地の周囲には計 11 ペアが分布している」と調査結果を記載している。</p> <p>計画地の周囲に 11 ペアが生息しているという調査結果は、計画地およびその周辺はクマタカにとって優れた生息環境を有していることを示している。</p> <p>「準備書」では希少猛禽類の保護の観点からクマタカの営巣地や飛翔トレースが示されていないが、「計画地の尾根に沿って、地上を注視しながらゆっくり飛行、停飛を繰り返すなどのハンティング行動が、比較的多く観察された。」としている。探餌飛行をしている猛禽類は周囲への警戒がおろそかになり、風力発電機(以下、風車という)に衝突しやすくなることが知られていることと、この「計画地の尾根に沿って」風車の設置が予定されていることから、稼働後にはバードストライクの可能性が非常に高い。</p> <p>計画地は主稜線とそこから派生する稜線にあるが、クマタカは大きな谷を行動圏とするため、生息する大きな谷の最上部にある稜線が隣接ペアとの境界や境界が重なる部分となっているものと思われる。つまり、稜線の上空付近でテリトリー防衛のために追い出し飛行を行ったり、求愛行動としてのディスプレイ飛行を行ったりすることが予測できる。こうした他個体を意識した飛翔を行っているときには、風車のブレードや本体を回避する注意力が低下し、バードストライ</p>	<p>年間予測衝突数は机上の計算であり不確実性を伴うものであることから、稼働後にバードストライク調査を実施することとしています。稼働後 1 年間の調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家の助言や指導を得て、原因の究明に努め、その原因に対するさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしております。</p> <p>また、衝突の可能性の低減策として「風車への彩色(目玉シールの貼付等)」と「施工可能な箇所は風車ヤードにチップまたは碎石を敷く」を行うこととしています。稼働後にクマタカの生息状況調査を行い、風力発電機付近における飛翔行動の変化についても確認することとしていますが、これらの環境保全措置によるクマタカに対する効果の検証も行います。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>クの可能性が増大するものと思われる。</p> <p>貴社は「クマタカの年間予測衝突数」を風車1号機から39号機まで調査1年目と2年目および2年間平均の数値を「環境省モデル」と「由井、島田モデル」に分けて掲載している。</p> <p>1号機から39号機までのうち、相対的に高い数値となっているのが、風車6号、11号、12号、14号、19号、20号、25号、28号、29号である。</p> <p>また、クマタカのペアごとの年間予測衝突数も掲載し、Bペア、Jペアの数値が高く、ついでHペア、Fペアとしている。貴社は衝突の可能性の低減策として「風車への彩色（目玉シールの貼付等）」と「施工可能な箇所は風車ヤードにチップまたは砕石を敷く」ことを行うとしている。</p> <p>本会は、クマタカの年間予測衝突数が高く算出された風車は、希少猛禽類調査で風車ローターの回転域を飛翔した例数が多いと推測する。</p> <p>希少猛禽類調査でクマタカの飛翔トレースが明らかになったと思うが、風車ローターの回転域だけでなくその直下の地面までを結ぶ空間とトレースが重なっているものがあるなら、その風発の建設を取り止めることを求める。</p>	
28	<p>(3) ハチクマなどの渡りについて</p> <p>①調査日について</p> <p>秋季は2019年9月23日、24日、25日、27日、10月6日、7日、9日、29日、30日、31日に渡り鳥調査を行い、また、猛禽類調査時の定点観察調査として、2020年9月10日から14日、10月16日から19日、11月6日から9日にも渡り鳥の観察を行っている。</p> <p>本会のこれまでの調査結果から、県内では9月20日前後にハチクマ等の猛禽類の渡りのピークがあることが分かっている。年によって渡りの開始が早いときもあるが、しかし、当会が持つ知見からして、貴社が行った調査日の設定では十分に渡りを把握できていないと考える。</p> <p>少なくとも、秋季の渡り鳥調査を9月中旬から10月上旬までの間に追加調査として実施することを求める。</p> <p>②ハチクマの飛翔経路と風車との交差について</p> <p>上述したとおり、渡り鳥調査を実施した時期がそもそもハチクマの渡りのピークと重なっていないため、ハチクマの風車への年間予測衝突数が非常に低くなっている。希少猛禽類調査でハチクマの飛翔トレースが明らかになったと思うが、風車ローターの回転域だけでなくその直下の地面までを結ぶ空間とトレースが重なっているものがあるなら、その風車の建設を取り止めることを求める。</p>	<p>①渡りの調査時期は、ピーク時に調査ができるよう、周辺地域の渡りの情報を参考にしたほか、方法書時に専門家ヒアリングを実施して適切な調査時期をお伺いし、そのご意見も参考に設定しております。方法書時の専門家ヒアリングでは、以下のようなご意見をいただいております。</p> <p>「すべての渡りを把握するには、長期的な期間が必要となる。環境アセスメントの観点で、敢えて絞りこむのであれば、猛禽類の渡り鳥調査は春季より秋季に重点を置き、調査回数も増やしてしっかり調査すべきである。サシバとハチクマの渡りは9月中旬から9月末まで、ノスリは10月上旬に見られる。9月中旬から10月上旬にかけて3回実施すれば主要な猛禽類の渡り状況を把握できるだろう。」</p> <p>また、準備書時の専門家ヒアリングでは、調査時期及び調査日の妥当性について、周辺地域の調査結果も示しながら確認をしていただきました。</p> <p>その結果、専門家からは「周辺地域のタカの渡りの状況と比較してみても、タカ類の渡りの調査時期は適切であったと言える。」とのコメントをいただいております。</p> <p>これらの専門家の意見を踏まえても設定した調査期間及び調査日は妥当であり、可能な範囲でピークの時期を捉えることができたと考えております。</p> <p>②年間予測衝突数の値は机上の計算であり不確実性を伴うことから、バードストライクの事後調査を実施することとしております。</p>
29	<p>(4) 小鳥類の渡りについて</p> <p>貴社は「渡り鳥（その他の鳥類）の年間予測衝突数（令和元年秋季2019年）：変動係数による推定」を、カケス、ヒヨドリ、ツグミ、ツグミ属の一種、アトリ、マヒワについて掲載している。</p> <p>それによると、ツグミの予測衝突数が突出しており、次いでアトリ、マヒワとなっている。注記で、「風力発電機の位置するメッシュの最大値の風車 No.を示して</p>	<p>小鳥類の渡り鳥の飛翔軌跡の確認位置は、ある程度調査定点の周囲に限定されております。専門家からも「調査はある程度はサンプリングをしないとイケない」とのコメントをいただいているように、全域で小鳥類の渡りの調査を行っているわけではございません。そのため、ご意見にある11号機、8号機、12</p>

(表は前ページの続き)

	<p>おり、カケス・ヒヨドリは11号機、ツグミは8号機、ツグミ属の一種・アトリ・マヒワは12号機としている。</p> <p>計画地は、日本でも有数の小鳥類の渡りルートである丹生山地に連なる山域であり、貴社が示す風車8号機、11号機、12号機はバードストライクの可能性が非常に高いことを示している。</p> <p>これら3基の風車は設置を中止するか、渡り時期に運転を止める稼働制限措置を行うかのいずれかを求める。</p>	<p>号機が必ずしもバードストライクの可能性が高い風力発電機であるとは限りません。</p> <p>また、年間予測衝突数の計算は机上計算であり不確実性が伴っております。そのため、事後調査においてすべての風力発電機を対象にバードストライク調査を行いますので、その結果や専門家からのご指示に基づき、追加的な環境保全措置を検討してまいります。</p>
<p>30</p>	<p>(5) 猛禽類の環境影響の回避、低減に係る評価について</p> <p>貴社は、「クマタカに関しては、営巣中心域への風力発電機設置は極力回避するよう、配置を見直したこと、風力発電機への彩色（目玉シールの貼付等）を行うこと等から、繁殖への影響は低減できるものと予測するが、予測には不確実性を伴っているため、飛翔状況や行動圏を把握するための事後調査を実施し、繁殖の成否の確認にも努めるものとする。」としている。</p> <p>「営巣中心域」への風車設置を「極力」回避したとしているが、クマタカのバードストライクを回避するには、「営巣中心域」での建設を避けるだけでは非常に不十分であり、少なくとも「高度利用域」への風車設置も回避することを求める。</p> <p>次に「事後調査」、つまり風車設置後の鳥類モニタリング調査について、その調査体制の組織を事前に構築することを求める。その組織には、地元の自然保護団体である本会や猛禽類の専門家、そして県の自然保護行政を主管する部署を加えることを求める。また、事後調査の期間は、少なくとも風車の稼働開始後3年間（クマタカは2年に1度しか繁殖活動を行わないため、2年間では不十分）とする必要がある。</p> <p>また、貴社は工事期間中も「Bペア」を対象に調査を行うとしているが、高利用域内に改変区域が含まれるすべてのペアを調査対象とすることを求める。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>風力発電機への彩色（目玉シールの貼付等）については、高利用域内の風車に行くことも考えております。</p> <p>調査体制の組織については、データのとりまとめの観点からも社内で行うことを考えております。また、調査期間については、稼働後2年間を対象とするが、調査後は得られた結果と専門家の意見を踏まえて継続の要否を判断することとしており、柔軟に対応していきたいと考えております。</p> <p>工事中の事後調査の対象ペアについては、予測に基づき選定しております。p10.1.4-577のとおり騒音による生息環境の影響予測を行い、各ペアの営巣地に対する工事期間中の最大の寄与値を算出したところ、Bペア以外は、文献で「繁殖活動を阻害しないと考えられる」とされている値以下になりました。一方、Bペアについては60dB程度であった（地形による回折を考慮した場合の寄与値は50dB以下）ことから、影響が生じる可能性のある「Bペア」を対象にしておりますが、可能な範囲で他ペアの繁殖可否についても確認に努めます。</p>

第 2-1 表 (7) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
31	<p>環境影響評価準備書 (1/2)</p> <p>(1) 専門家へのヒアリングに関して 4.3-60 (314)</p> <p>①表 4.3-12 について</p> <p>■重要種ムラサキヤシオツツジの記述に関して 金糞岳周辺に分布し、西南限に近い分布で非常に貴重である。もし、分布確認できれば、専門家の指摘にもあるように、生育地の保全と根拠標本採集と博物館などでの保管が重要である。 【意見及び要望】アセスメントにより、時々、分布上大変貴重なものの確認がされたりするが、折角の調査情報が無駄にならないように、根拠の保管等適切な対応をお願いしたい。</p> <p>■ブナーチシマザサ群集について 【意見及び要望】専門家の指摘にもあるように、本群落は、湖西地域にも確認があるが、管山寺を含め南限に近い貴重な群集である。上記ムラサキヤシオ同様、保全根拠の保管をお願いしたい。</p> <p>②この辺りの植生全般に関して 【意見及び要望】本地域への直接的な影響はないように見えるが、周辺は、越美山地が緑の回廊としての役割があり、北から分布してきた植物が湖北方面から伊吹山、西浅井から湖西の山地へと分布を広げる大変重要な山域である。本来ならば、手を付けないのが一番だが、もし、改変をする場合は、十分な事前調査とともに、改変範囲を最小限にとどめることが必要かと思う。影響が予想される植物のリストにも登場する、亜高山性の植物が分布を広げてきた場所であり、ここが改変されることによりこれらの植物への影響も懸念される。</p>	<p>■ムラサキヤシオツツジは、現地調査において1地点で確認されましたが、標本の採取は行っておりません。 重要な種の生育地の保全や根拠標本の採集について今後の参考にさせていただきます。</p> <p>■環境省の植生図においてチシマザサブナ群集が分布しておりますが、ブラウンブランクの植物社会学的方法に基づき、現地調査を行い、ブナ群落(ヤマソテツ下位単位)に分類しました。ブナ群落(ヤマソテツ下位単位)は自然植生であることから、改変を回避する配慮を行っております。根拠となる資料は適切に保管をいたします。</p> <p>②ご意見のとおり当該地域が重要な山域であるという認識です。そのため、十分な現地調査を実施し、植生自然度の高い群落は改変を回避する計画といたしました。また、重要な植物についても生育環境の保全を基本としますが、計画上やむを得ない場合には対象事業実施区域及びその周囲において、現在の生育地と同様な環境に移植するといった方策を含め、個体群の保全に努めることといたしました。</p>
32	<p>(2) 貴重種の影響予測結果について 4.3-62 (316)</p> <p>■イブクスミレ 【意見】近畿では伊吹山と余呉の一部で確認されているが、自生地が限られることから、先の調査を確実にし、もし、確認できれば、周辺も含めデータを残しておくことが必要である。</p> <p>■チチブリンドウ 【質問】亜高山性の植物で、現在、伊吹山が西南限とされている。影響予測の種に加えてある根拠は。</p> <p>■ヒナノキンチャク 【質問】自生していないとは限らないが、特殊なものなので、影響予測の種に加えてある根拠は。</p> <p>■マツムシソウ 【意見】分布地が限られ、確認された場合は、根拠標本の採集と保管が重要かと思う。</p> <p>■ヒナチドリ 【意見】ヒナチドリなどの着生植物はどうしても見逃されがちである。また、手に取ることが出来ないため、開花時期でないと分からないこともあり、継続した慎重な調査が重要である。</p>	<p>■イブクスミレは文献資料調査で確認されましたが、現地調査では確認されておらず、本準備書において影響予測の対象種にはしておりません。</p> <p>■ヒナノキンチャクは文献資料調査で確認されましたが、現地調査では確認されておらず、本準備書において影響予測の対象種にはしておりません。</p> <p>■マツムシソウは文献資料調査で確認されましたが、現地調査では確認されておられません。</p> <p>■現地調査において着生植物にも留意しながら確認を行いました。ヒナチドリは確認されませんでした。なお、現地調査において、ミヤマノキシノブ、ヤシヤビシヤク、オシヤグジデンダの着生は確認されております。</p>

(表は前ページの続き)

33	<p>(3) 文献その他の資料による植物の重要な種の記述について 4.3-47</p> <p>■イヌヤチスギラン</p> <p>【意見】本種は、滋賀県高島市の一部に、全国唯一の自生地があり、本リストへの掲載は不適切。誤解を招く。</p> <p>■コヒナリンドウ</p> <p>【情報提供及び意見】亜高山性の植物だが、滋賀県での分布が確認されている。リストに加えていただきたい。その他全般に、滋賀県でのリストがやや不十分化かと思う。もう少し、文献等の幅を広げ行う必要があるかと思う。</p>	<p>■イヌヤチスギランは、福井県の文献資料である「地域の自然環境情報/生態系区分カルテ検索」(福井県みどりのデータバンク HP、: 令和4年1月)により確認されたことから、リストに掲載いたしました。</p> <p>■コヒナリンドウも福井県の文献資料である「地域の自然環境情報/生態系区分カルテ検索」(福井県みどりのデータバンク HP、: 令和4年1月)により確認されていることからリストに掲載しておりますが、今後、新たな文献を追加した際に滋賀県側での分布が確認されている文献がありましたら、リストに滋賀県側でも確認がある旨を記載いたします。</p>
34	<p>環境影響評価準備書 (2/2)</p> <p>(1) 重要な種について 10.1.5-74 (1675)</p> <p>【意見】上記と同様。イヌヤチスギランは、滋賀県高島市南部が全国唯一の分布地であり、福井県をはじめ他の県には分布がなく、誤解を招く。</p>	<p>イヌヤチスギランは、「地域の自然環境情報/生態系区分カルテ検索」(福井県みどりのデータバンク HP、: 令和4年1月)により、「南条山地」及び「敦賀湾東縁山地」において記録があったことからリストに掲載いたしました。</p>
35	<p>(2) 貴重種の影響予測と着生植物の確認について 10.1.5-84(1685)</p> <p>【意見】後半6行に書かれていることは妥当なことです。できるだけ広くリスト化し可能性を考えながら調査をしていくことが大切である。ただ、問題なのはリスト化しても十分な調査が出来ない事である。地域の植生、植相に知見を持つ人が行うことが大切である。たとえば、スギラン、ハマハナヤスリ、フジシダなどは今少し、確認できそうなものが含まれている。スギランなど、ブナの大径木での着生はあるように思うが、全体に、着生植物の確認状況で不明な点があり、再調査していただくことを希望します。</p>	<p>ご指摘のあったスギランは、文献資料調査においても当該地域での確認はありませんでしたが、今後、新たな文献を追加した際に分布が確認されている文献がありましたら、リストに追加いたします。</p> <p>現地調査でブナ大径木が確認された場合には、着生植物の生育状況を注意して観察いたしました。その結果、例えばヤシヤビシヤクについては36地点で確認され、ほかにもホテイシダやミヤマノキシノブが確認されております。スギランやハマハナヤスリ、ヒナチドリなども生育している可能性を想定して調査をしていたため、生育していれば確認できたと考えております。</p>
36	<p>(3) 文献調査による植物種数について 10.1.5-82 (1683)</p> <p>【意見】滋賀県でリストされて植物種数が187種とかなり少なく、もう少し文献調査の幅を広げ、広くリスト化しておく必要があったのではないのでしょうか。再度の調査を希望します。</p>	<p>専門家にも追加すべき文献の有無を確認し、必要な場合は評価書において文献資料調査結果に追加いたします。</p>
37	<p>(4) 植物にかかわる環境保全措置について 10.2-29 (1930)</p> <p>①植生の早期回復について</p> <p>【意見】この中で、事業関係者が注意をすると書かれていますが、現場の人や工事関係者が、たくさんの貴重な植物種について注意を払うのは、現実問題無理があります。ほぼ見分けがつかないと言うのが現実だと思います。十分な学習会などを開いて知識を深めることは可能ですが、できれば、当分の間専門家が常駐し指導等する体制作りが望ましいと思います。</p> <p>②移植等の措置について</p> <p>■サルメンエビネについて</p> <p>【質問】移植に際して、ネットで保護するとあるが、サルメンエビネはシカの食害があるのでしょうか。もし、エビネ類に食害があるのなら、他のエビネ類もネットが必要ではないのか。</p> <p>また、この地域は雪の多い地域なので、雪に耐える素材を使用されるのか、それとも、雪と同時にネットを取り外し、雪解けまでにネットを設置されるのでしょうか。やりっぱなしにならないのでしょうか。</p>	<p>工事により改変される場所に生育している株については、工事前に予め移植を行い保全を行う計画としております。工事中には改変区域外への工事関係者の必要以上の立ち入りを制限するほか、定期的に会議等を行い、工事関係者に環境保全措置の内容について、周知徹底することにより、改変区域外の貴重な種についても十分注意いたします。</p> <p>サルメンエビネについては、より優先的に保全すべき種であるという専門家からの助言や指導を踏まえ、ネットの対策も追加的に行うこととしております。ネットは秋に外して、春に設置する必要があると考えております。また、ネットは立てるのではなく、プラスチック製の資材(サブリガード)を用いて、植物を覆うように設置する予定です。</p>

(表は前ページの続き)

<p>38</p>	<p>(5) 植物相調査に関して 表 10.1.5.3 植物相調査の調査結果概要 ■カエデドコロ 【質問、意見】カエデドコロ、ウチワドコロ、キクバドコロがあるが、カエデドコロの根拠資料はあるのか。本種は、滋賀県内では比較的生育地が限定され、貴重な分布地となる。根拠となる資料は保管していただきたい。他の2種は、目視で問題ない。 ■キンボウゲ目 ケシ科 ヤマエンゴサク 【質問】この辺りは、キンキエンゴサクもあるが、ヤマエンゴサクで間違いないか。 ■バラ目 バラ科 モミジイチゴ 【質問】この辺りは、ナガバモミジイチゴが多いが、モミジイチゴで間違いないか。 ■ツツジ目 ツバキ科 ユキツバキ 【質問、意見】ほぼ、ユキツバキだが、周辺にはユキバタツバキもあり調査には注意が必要。ユキバタツバキの分布域については情報収集はなされているのか。 ■シソ科 ハマウツボ科 ママコナ 【意見】隣接地域には、シコクママコナがあり、注意して調査されているか。</p>	<p>■カエデドコロの標本は採取しておりませんが、葉の形態により現地で同定いたしました。同種は「改訂増補 福井県植物誌」(渡辺定路、平成15年)においても周辺地域での確認記録があります。 ■ヤマエンゴサクを確認したのは種子の着いていない時期でしたが、花や葉の形態により区別いたしました。 ■モミジイチゴは、「改訂新版日本の野生植物3」(大橋広好他編、平成28年)の分類の考え方に沿って、ナガバモミジイチゴとの区別をしない方針でリスト化いたしました。 ■ご指摘のとおり、現地調査ではユキツバキとヤブツバキの両種が確認されており、中間的な形質のものも含まれていましたが、雑種であるためリストには掲載しておりません。なお、ユキバタツバキは文献資料調査においても確認はありませんでした。 ■ママコナは、ご指摘のとおりシコクママコナのことを念頭に置いて確認を行っております。花期の調査での同定であり、間違いはないと考えております。</p>
<p>39</p>	<p>(6) 重要な植物への影響予測について ■ミヤマノキシノブ 【質問】林床で確認とあるが、普通は着生なので、着生では確認できなかったという事か。 ■ヤシャビシヤク 【質問、意見】枝が折れたりしたときなどに、林床に定着する場合もあるが、普通は着生なので、木では確認できなかったのか。それとも、林床のみの調査だったのか。大径木の多い、ブナ林を調査する場合は、着生植物の調査はかかすことができない。本地域はブナなどの大径木も多く、また、着生のラン科植物も多く、その多くはRD種であることが多い。</p>	<p>■ミヤマノキシノブは、対象事業実施区域内のブナ群落において、4地点6株が確認されています。「1地点が林床で確認され、」と記載しておりましたが、実際には4地点とも大径木に着生しておりました。評価書において、上記の誤記を修正いたします。(p10.1.5-85) ■ヤシャビシヤクについても対象事業実施区域内の36地点で44株が確認されていますが、いずれも大径木に着生しておりました。こちらも評価書において誤記を修正いたします。(p10.1.5-86)</p>
<p>40</p>	<p>(7) ブナ林について 【意見】本地域のブナ林は、戦前、戦後にかけてパルプ材として伐採され、当時工場があった敦賀の製紙会社に運ばれてものが多い。その時に、皆伐されたりしたところが再生し樹齢70、80年の森となっている。その場合、一斉林の特徴がみられ、太さのそろったきれいな森となっている。ただ、一見一斉林のように見えるが、中にやや太いブナがみられたり、種構成が多様な森がある。このような森は、この地域の本来の姿を残し、貴重な森である。上谷山周辺のように、伐採困難地であったりすると、巨木林として存在する場合もある。種構成をみきわめ、ブナ林の重要性の評価には慎重さが必要です。</p>	<p>ご意見にあるように、ブナ林の重要性の区分は1970年代の空中写真や航空レーザー測量により得られた樹高及び樹冠のデータも用いて慎重に行いました。</p>

(表は前ページの続き)

41	<p>(8) ブナの巨樹(母樹)について 【意見】ブナの巨樹についての調査があるが、太さは環境によってかなり違ってくる。勿論目安とはなるが、尾根などの立地では、細いからといって若いとは限らない。30cm程度で100年を超す場合もある。おそらく、一部のブナが伐採されていると思うが、年輪を計測されているのか。もしできていなければ、一度調べていただきたい。 尾根筋に残るブナ(母樹としてのブナ)は、パルプの伐採においても、目印として残されたり、ワイヤー設置のため残したりしたものが多い。数々の写真で見られるようなブナの再生林は、このような母樹としての役割を果たした樹によるところが大きい。尾根筋に残る母樹にあたるブナの伐採は望ましくない。</p>	<p>現時点において周辺地域で伐採されたブナの年輪の計測は行っておりません。また、現時点で計測の予定はございませんが、工事において伐採する場合は、サンプル的に何本か計測することも検討いたします。 ブナをはじめとした樹木の伐採は必要最小限にとどめ、特に自然植生のブナ群落(ヤマゾテツ下位単位)については、風力発電機の設定及び新設道路による造成を極力回避する計画にいたしました。</p>
42	<p>(8) シカの食害に関する記述について 【意見】まず、シカの食害のとらえかたとして、シカの食害は今後ますます進行していくという事を前提に今後の変化の予測を踏まえて、考え、計画をたてていくことが必要である。 調査地点41か所の内、9地点でSRD判定基準のD2となっているが、法面緑化等具体的な作業が行われる時には、食害は進行こそあれ、後退することはない。(強力な個体数調整がなされない限り) 緑化に関して「適切な緑化」とあるが、シカ不嗜好性の植物の使用、または、無種子等が考えられるが、例えば、在来種で現在市場に流通している材料の中に適当なものがあるのか。このあたりは、非常に重要なことなので、具体的な記述に改めていただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、シカの食害は全国的に今後ますます進行していくことが想定されます。本事業においては、関係者との協議の上、スキー場跡地等において定期的にシカの捕獲を行うことにより対象事業実施区域及びその周囲のシカの生息密度を増やさないようにする計画です。 緑化に関しては、不嗜好性の植物を用いることが望ましいと考えておりますが、周辺の植生に適した種や流通状況も考慮しながら検討してまいります。</p>
43	<p>(9) シカの食害に関する専門家のアドバイスに関して ■アセビ、シキミが良いとするアドバイスについて 【意見】好んで食べているとは言えないが、両種とも食害を受ける地域がある。生息密度、個体群の好み、時期などにより、食べることもあるようだ。奈良公園は最近、アセビに金網が巻かれている。生息密度が上がれば、食害を受けると考えた方がよさそうだ。 ■タケニグサがよいとするアドバイスについて 【意見】こちらは、ほぼ食べられる。湖西地域では齧られた軸からオレンジの液が出ているのをよく見かける。 ■法面緑化にタニウツギ、ノリウツギが良いとしてあることについて 【意見】タニウツギは食害がないが、ノリウツギは、場所によってはほぼ壊滅状態となっている。保護対象植物となる地域もある。 【意見等】 (不嗜好性植物例)について 草木類: テンナンショウ属の植物、マツカゼソウ、ヤマアイ、ヒカゲノカズラ類、オモト、イワヒメワラビ、イノモトソウ類、ヒメジソ等シソ科の植物多数 木本類: ミツマタ、サンショウ、ヤブサンザシ、ハナヒリノキ、タニウツギ、ウリハダカエデ(最近食害のある地域もある)、テツカエデなどカエデ科植物多数 ※ エゾユズリハは地域によっては可能 ※ ソゴは葉食いはしないが、樹皮食いをするので、一時的な緑化で可能 「適切な緑化」についての具体的な記述のためにも、再度、周辺地域(特に湖西地域)での調査などで情報収集をお願いしたい。</p>	<p>不嗜好性植物の例など、貴重な情報をいただきましてありがとうございます。十分に参考にさせていただきます。また、併せて周辺の植生に適した種や流通状況も考慮しながら検討してまいります。</p>
44	<p>(10) 二次林の取り扱いについて 【意見】近年、生物多様性がよく言われる。たとえば、里山などの二次林が生物多様性に富んだ自然である</p>	<p>植生調査結果の植物群落の概要や対象事業実施区域及びその周囲の植生状況を丁寧に記載するようにとのご意見と理解いたしました。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>と、再評価されるようになったことなどは、生物多様性から見た評価によるものだ。 本調査にも、二次林との記述がたくさんあるが、それらの多くはブナの再生林や二次林だと思われるが、立地によっては生物多様性に富んだ貴重な自然である場合もある。 本調査にも、生物多様性の視点を取り入れた記述を付加していただきたい。</p>	<p>ました。ご指摘のとおり、自然林だけでなく二次林も、昆虫類や哺乳類などの餌資源や住処を提供する生物多様性に富んだ場所もあります。 該当箇所については、評価書において、より丁寧な記載に努めたいと考えております。</p>
<p>45</p>	<p>全体を通して 最初、対象事業の目的と背景について書かれていますが、書かれていることそのものについては特に何もありませんが、ただ、論点、視点の偏りが懸念されます。もう少し背景等を大局的に見ていく視点が必要かと思えます。「エネルギー問題と生物多様性」「地球温暖化と生物多様性」「本事業と地域の生態系」と言った、本事業を進めるにあたり基本となる問題にもきちんと向き合った書き方が必要かと思えます。このあたりは、ややもすると簡単に書かれることが多いのですが、本当は十分に書き込む必要があるところかと思えます。 このことをきちんと書くことにより、如何に本事業が重要で必要不可欠なものであるかが分かります。ただ、このことは参考とされる行政が作成した文書にも十分に書かれていないかもしれません。そこは、地球温暖化に立ち向かう企業として、先を見据えたビジョンを世の中に示すという生き気味で伝えていただきたいと思えます。 事業を行う上での3つの条件等の話は、建前ではなく本音で書いていただきたい。たとえば、地元の理解や対応なども大きな条件だと思えます。地元の理解と協力が得られるよう、様々な努力をすることは決して悪いことではありません。(ただ、法に触れることは別ですが。)また、自然環境も大きな条件になるはずです。このことを総合的に判断して、事業を考えられているはずです。そこを、本根で書いていただき、「ここならできる」「ここが一番条件がより」などの総合判断を包み隠さず書いていただくことが重要かと思えます。 余談ですが、説明会などやられる時は、準備書の順序に従って説明しても、なにも伝わりません。まず、ここで事業をしたい、事業ができるということをいくつかの柱とともに最初に述べ、その後、調査に従い科学的視点で述べていくのが分かりやすいかと思えます。どこかの本に書いてあることは、特に説明の必要はないかと思えます。個々の事業地域にあった説明会を望みます。 最後に、本地域について最も重要なことについて述べます。赤ん坊にとって「臍の緒」は非常に重要で、母親からの大事なものを伝達する器官です。滋賀県北部は、まさに「臍の緒」に当たるところです。日本地図を見てもわかるように、日本列島で最もくびれた所です。様々な物がここを通ってさらに西や南へと伝わります。狭いということは、他の経路がないということです。ここに手を加えることは、たとえその規模が小さくても影響が出やすいということです。さらに、その後続く所の状況に大きな影響が出るという事です。最も手をつけてはいけないところに、手を付けようとしていることを再度、調査し検証していただきたい。 また、この地域がびわ湖の源流に当たるという点も重視していただきたい。近畿1400万人に影響を及ぼすおそれがあるかもしれないということです。非常に大きな責任と結果を秘めた事業であるということです。是非、説明会を、大津は勿論、京都、大阪、奈良でも開催していただくことを希望します。</p>	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。また、クマタカの営巣中心域に配慮した風力発電機の配置計画、自然植生のブナ群落等の改変を極力回避することで、更なる自然環境への配慮に努めました。 また、生物多様性や地球温暖化、エネルギー問題などの重要な課題に対しては、それぞれが相互に関連し合う問題であると認識しており、且つ、環境、社会、経済といった持続可能性の観点や、地球レベルや地域レベルという視点、個人、企業、行政等の様々なステークホルダーの関与や役割、現在世代と将来世代の公平性など考えるべき点が多岐に渡り且つ複雑に関連していると理解しています。それらについては、引き続き、研究成果や政策動向など最新の情報や知見の収集に努めていきたいと考えております。 なお、再生可能エネルギーの普及に取り組む企業としては、これまで以上に地球温暖化問題が深刻化する中、従来の化石燃料に依存するエネルギーシステムからの転換が求められていると考えています。また、純国産エネルギーであり、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの最大限の導入を目指すことが国のエネルギー基本計画でも示されているように、本事業でも環境への配慮や地元理解の促進を行いながら、再生可能エネルギーの導入拡大を目指す考えです。 特に地元理解においては、方法書以降、コロナ禍の影響もあり、説明会の開催や対面のコミュニケーションを取ることが難しい状況になりましたが、現地事務所を設置し、担当者も地元地域に移住することで、弊社としても地元のことを学ばせて頂きながら、小規模な集まりや戸別訪問などを通じて、できる限り丁寧なコミュニケーションを心がけております。 本事業地に関しての地域の特性は、本環境アセスメントにおいて文献並びに現地調査において調べているところですが、位置的な重要性の視点については、引き続き、慎重に計画の熟度を高めるとともに、河川への影響の観点においても、行政との事前協議や林地開発許可基準等に準拠して、防災対策を講じてまいります。 なお、本環境アセスメントに基づき、関係市町村である長浜市、南越前町、敦賀市のそれぞれにおいて説明会を開催させて頂いており、その他地域での説明会の開催の予定はございません。</p>

第 2-1 表 (8) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
46	<p>(1) 風力発電装置を建設予定の地域は、ひろく「栃木峠」と名付けられ、県道沿いには「淀川源流の碑」があるように、近畿圏 1450 万人の命の水源となっている琵琶湖源流の山頂部です。それゆえ、長浜市民や滋賀県民だけでなく、京阪神の人たちにとってもこの水源地域の樹林帯保全や、生態系・水質・水量の保全は、大きな関心となっています。たとえば近隣の杉野川流域で、2014 年から 2018 年にかけて、業者によるトチノキ巨木伐採問題がおきた時にも、保全団体（「琵琶湖源流の森林文化を守る会」嘉田由紀子代表）により伐採反対の運動が起こり、裁判闘争となり、その結果、下流部の住民が中心となり、1000 万円をこえるトチノキ巨木トラストが実現したほどです。</p>	<p>ご意見のとおり当該地域は琵琶湖源流の水源地及び自然環境の貴重な地域であるという認識です。そのため、方法書段階に計画していた風力発電機の設置基数を 50 基から 39 基に削減するだけでなく、風力発電機のブレードの輸送時には、起立装置付きの特殊トレーラーを輸送に用いることで道路建設を必要最小限に抑え、ブレードの組立時には空中で 1 枚ずつ取り付けることでヤード面積の最小化を図るなど、樹木を極力伐採せずに済む工法を採用し、自然環境に配慮いたしました。琵琶湖の上流河川に該当する高時川及びその支流の改変面積も可能な限り小さく留めております。さらに高時川や周辺河川への濁水対策として、降雨時の雨水は、各風力発電機ヤード等に設置する沈砂池に集水し、土砂等を自然沈降させた上で土砂沈降後の上澄みを場外に排出し、場外の林地土壌に浸透させる計画としております。排出先には、フトン籠を設けることで、水勢を弱めつつ土壌への浸食を防止し、周囲に拡散させながら自然浸透を図る計画としております。</p>
47	<p>(2) さらに日本全国の森林生態系の分布をみると、栃木峠付近は、日本列島の北部のブナ・ミズナラ広葉樹林帯の南限にあたり、日本列島南部の照葉樹林帯との接点となっています（市川健夫『ブナ帯文化と風上』、2010 年、第一企画株式会社）。それゆえ、広葉樹林帯特有の森林文化の代表である小原籠（竹ではなくカエデなどの広葉樹）を活用した暮らしぶり等が今も残り、また植生的にはユキツバキの南限ともなっており、森林生態系からみても、大変貴重な地域といえます。</p>	<p>ブナ林等の植生については、十分な現地調査を実施し、植生自然度の高い群落は改変を回避する計画といたしました。</p>
48	<p>(3) このような森林生態系としての重要性に鑑み、また一方で、昭和 40 年代に計画された利水ダムの高時川ダム（丹生ダム）の利水需要が 2000 年代にはいつから減少したことを背景に、2001 年から 2005 年の間に、国土交通省が計画していた丹生ダムの「凍結・見直し」が、国が設置した淀川水系流域委員会から提案されました。その提案を実現するために、嘉田由紀子は、2006 年に滋賀県知事選挙に「滋賀県内の 6 つのダムの凍結・見直し」という方針をマニフェストにかかげ、知事選挙に当選しました。さまざまな経緯を経て、2016 年には国は「丹生ダムの中止」を決定し、高時川流域の自然環境保全と地域振興の方向を示し、現在に至っています（嘉田由紀子著『知事は何ができるのか』、風媒社、2012 年）。</p>	
49	<p>(4) また直下の中河内の地元住民も、「低周波音」の健康影響に加えて、森林伐採や水流変化による土砂災害や水害発生についても大きな懸念をもっています。山頂部の多量の樹木伐採と、切土や盛土により、2021 年 7 月 3 日に熱海で起きたような土砂災害が起きないともかぎりません。切土、盛土については 102 頁に総量（切土 74 万 7000 トン、盛土 74 万 7000 トン）が単純に、合計数値として示されているだけで、どこかの尾根筋からどれだけの切土、盛土ができるのかの実態は全く不明です。環境アセスメントの基礎調査の途中で積み上げたデータが存在するはずですが、それらのデータの開示も必要です。</p>	<p>低周波音の予測については、全ての風力発電機が稼働し、予測地点は音が伝わりやすい風力発電機の風下側になる安全側の条件で予測した結果、風力発電機から最寄りの集落である中河内を含め、すべての予測地点において、予測結果は超低周波音を感じる最小音圧レベル（ISO-7196 : 1995）100 デシベルを大きく下回る結果となりましたので、影響は小さいと考えております。その点については、中河内集落における任意での説明会（2022 年 5 月開催）においてご説明申し上げております。また、本事業の起因による土砂災害や水害が発生しないよう河川流域ごとの改変面積を可能な限り低減しています。切土盛土も含めた各種工法については、林地開発許可基準等に基づき、関係機関との許認可協議を踏まえ、安全な計画・施工を行います。なお、本事業の掘削や切土で発生する土量について、風力発電機ヤードや道路、資材置場の施工時の盛土として活用します。切土</p>

(表は前ページの続き)

		及び盛土の具体的な箇所は準備書 p2.2-9～2.2-27に記載いたしました。
50	(5) 山頂部の工事関係車両が移動する道路掘削や風車設置場所に伴う切土、盛土の量をより具体的に記述する必要があります。またそのために必要な樹木伐採の樹種と本数も具体的に記述する必要があります。それは前述のように、この地域は森林生態系としても大変貴重で、一本一本の樹木に価値があるからです。そして、1号から39号までの風車一本一本を建設するための、それぞれに、平面的に何平方メートルの樹林伐採が必要なのか、その樹種と樹齢の記述は必須です。68頁に「植物の主な環境保全措置」と記述がありますが、植物群落にどのような配慮をしているのか、全く理解ができません。「樹木の伐採は必要最小限にとどめ」と記述がありますが、具体的な本数も樹種も不明なまま、「必要最小限」という表現の意味は不明です。	本事業の掘削や切土で発生する土量について、風力発電機ヤードや道路、資材置場の施工時の盛土として活用します。切土及び盛土の具体的な箇所は準備書 p2.2-9～2.2-27に記載いたしました。現地調査で確認した樹林環境については現在の計画で52ha 改変いたします。計画地のすべての樹木について樹種、樹齢を把握するのは困難ですが、長期年数に渡り生育していると想定される、大径木の位置と樹種、胸高直径については調査で把握の上、可能な限り、改変を回避いたしました。植物群落についても調査を行い、現地調査により確認された重要な群落である、ブナ群落(ヤマソテツ下位単位)、トチノキ群落及びなだれ地自然低木群落については、本事業による改変を回避しております。そのことを準備書の p10.1.5-100～1.1.5-106 に記載いたしました。風力発電機の基数の削減による改変面積の低減、起立装置付きの特殊車両を用いた風車ブレードの輸送を行うことで道路の改変面積を低減、ブレードの組立は空中で1枚ずつ組み立てることでヤードの改変面積を低減する取り組みを行っております。このような取り組みを行うことで、樹林の伐採面積の低減を図った観点で「必要最小限」と記載いたしました。
51	(6) 同時に188メートルの風車を設置して、台風のような強風や冬場の季節風時、また地震時に安全に維持するために、垂直的に地中に何メートルの基礎工事をする必要があるのか、その具体的な工事用の図面を示す必要があります。また耐震診断など、工学的な専門家の判断も必要です。地元住民が最も重要視している土砂災害などの災害誘発の危険性を除去するためでもあります。	基礎設計については、現時点では概略設計段階となります。今後、各風車設置位置でのボーリング調査を行い、建築基準法並びに電気事業法で求められる設計基準に準拠して詳細に構造設計を行う予定です。また、その際には、耐震性の観点からも、第三者機関に設計の評価を行ってもらい、国の審査を受けることとなります。
52	(7) さらに、それぞれの樹木一本一本に生息する昆虫類、鳥類(イヌワシ、クマタカ含む)、ツキノワグマやウサギ、シカの餌供給、などのデータがない限り、昆虫や鳥類、動物類の生息環境破壊の影響を予測できません。サンプル樹木(ブナ、ミズナラ、トチノキ等)について、樹木を生息場所とする動植物類への、伐採の影響予測をする必要があります。	現地調査では周辺の環境を代表する調査地点で調査データを取得し、その結果を基に影響予測を行っております。調査方法は方法書段階から専門家や関係行政のご指導も踏まえて計画している内容です。 伐採の影響については、「改変による生息環境の減少・喪失」、「改変による生育環境の減少・喪失」として、予測対象である動物・植物種の生息・生育環境を鑑み影響予測を行っております。 また、生態系の項目において、上位性注目種であるクマタカ及び典型性注目種であるカラ類の事業の実施による餌資源量への影響も予測を行いました。
53	(8) 特にこの地域に数多く生息するツキノワグマは、滋賀県で保護すべき希少種と評価されており、エサ資源であるどんぐりなどをもたらす広葉樹の環境条件が変化するとその存続が危ぶまれます。滋賀県では希少な哺乳類として保護を求められているツキノワグマの生息環境の保全は緊急の課題です。	ツキノワグマについては、風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は必要最小限にとどめ、改変面積、切土量の削減に努める等の環境保全措置を講じることで、エサ資源であるどんぐりなどをもたらす広葉樹の減少を抑えました。しかしながら、頂きましたご意見も参考に、引き続きツキノワグマを含む希少動物の生息環境への影響を低減できるよう検討いたします。
54	(9) 同じく希少性が高いクマタカやイヌワシといった猛禽類については、森林や草地に生息するヘビやウサギなどを餌とすることで生息しています。クマタカもイヌワシも滋賀県では希少種に指定され、まもるべき種とされています。特にイヌワ	ご指摘のとおりクマタカ、イヌワシが重要な種であることは認識しております。渡り鳥調査ではコハクチョウやガンは確認されなかったのですが、サシバやノスリの渡りは確認され、対象実施区域及びその周囲を飛行する可能性

(表は前ページの続き)

	<p>シは、滋賀県では年々生息数が減っており、最後のひとつがいがこの地域周辺に生息しているという情報もあります。さらに計画地はサシバやノスリ、コハクチョウやガンなど、琵琶湖とシベリアを結ぶ渡り鳥の飛行経路にあたることから、衝突事故が多発する恐れがあります。鳥獣保護区としての指定を受けている琵琶湖の水鳥の生息環境保全と密接にかかわっています。</p>	<p>についても認識しております。</p> <p>特にご指摘をいただいたイヌワシについては、調査範囲も方法書で計画していた範囲からイヌワシの既知の営巣地周辺が含まれる広域に広げ、対象事業実施区域付近での行動にも十分注意して調査を行いました。また、事業の実施によりイヌワシが誘引される可能性を予測し、風力発電機の建設後に餌場として誘引される可能性は低いと予測しましたが、知見が少なく不確実性があるため事後調査でイヌワシの飛来状況を把握いたします。</p>
55	<p>(10) 上記の平面的な樹木伐採と垂直的な土中工事、切土・盛土により、どのような水と土砂の流れへの影響があるのか、具体的な記述が必要です。計画地は年間の平均降水量が2000ミリを超える地帯であり、山頂部に降った豪雨や多雪の挙動は、下流部の高時川や琵琶湖にさえ大きな影響を与える恐れがあります。水系にそった水量、濁水の流出予測は必須です。</p>	<p>本準備書においては、工事中は樹木の伐採や切土盛土等の造成により一時的に裸地が発生するため、その影響を想定して予測評価を行いました。一般に裸地を踏み固めてしまうと表面流が発生して濁水が発生しますが、本事業においては裸地ができて流末に沈砂池を設置して、排水口付近にフトン籠を設置して、周辺の林地土壌にゆっくりと土壌浸透させる計画です。このことにより、濁水は直接河川へ到達することなく、土壌に自然浸透すると予測しております。なお、融雪水による法面の洗掘及び崩壊を防止するため、休工前において、ヤード及び法面については転圧作業まで完了させ、融雪水によりヤードの洗掘及び法面の崩壊が起こらないよう対策します。また、冬季休工明けの際、まず沈砂池内の土砂や雪等を除去し、まとまった降雨後や融雪期にヤード沈砂池排水先周辺の土壌に水道（みずみち：排水が土壌に浸透せずに流れ出た痕跡）がないか、確認し、水道ができていない場合は土嚢などで水道を防ぐことにより土壌浸透を促します。</p> <p>なお、工事後は道路舗装や法面緑化等により裸地を残さず、濁水の発生を抑制する措置を講じるようにしております。</p>

(表は前ページの続き)

56	<p>(11) 台風や大風などの風車の破壊、破損事故に対する対応の記述も必要です。保険はかけられるのでしょうか。免責金額はいくらでしょうか。また風車の耐用年数経過後の処置の方針について、撤去費用、その積立金額、また風車素材の処理方法、廃棄物処理などの記述が全くありません。地元住民は抽象的な数値だけでは、貴社を信頼することはできません。今後、長浜市議会、滋賀県議会、また国会でも、ここに記述したような問題提起を行い、貴社に対しても、また地元に対しても、さらに未来世代に対しても、「三方よし」の方向性を決めていただけたら、と願います。長い意見書にお目を通していただき感謝申し上げます。</p>	<p>故障や事故に対しても迅速対応できるように、風車の稼働後は現地に管理事務所を設置し、運転保守を対応します。保険は加入します。現時点では、事業費が確定していないため、免責金額等の詳細の設定には至っておりませんが、自然災害に対する損害補償や仮に発電できなくなった場合の収入補償などをカバーできるようにします。風車の耐用年数経過後は部品の交換や建替えによって発電事業を継続する考えです。なお、撤去せざるを得ない場合に備えて、撤去費の積み立ても行います。具体的には今後さらに詳細を詰めていくこととなります。</p>
57	<p>以上の11項目については、それぞれの項目毎に、手紙、あるいはメールにて、誠意ある回答をお願い申し上げます。また他の意見書についても、どの地域からどれだけの意見書が提出されたのか、まとめて公表いただくとともに、それぞれに考え抜かれた意見と思われるので、できるだけ速やかに回答を返送、あるいは社会的に公表していただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>国土保全是、地元地域社会だけでなく、国家としても大事な政策です。貴社の誠意ある対応を期待申し上げます。</p>	<p>本準備書で提出された意見書は、環境アセスメントの手続きに基づいて、事業者の回答を付して、一般意見のとりまとめとして、経済産業省や関係自治体に送付することとなります。また、一部の方の意見のみを優先的に返送や公表する対応は取っておらず、ご提出頂きました意見並びに回答は、すべて評価書において掲載し公表させていただきます。</p>

第 2-1 表 (9) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
58	<p>●風車で火災が起こった場合の対処方法はあるのでしょうか？ とくに福井県は石川県に次いで落雷件数が日本 2 位となっています。 150m～200m にも及ぶ高所に消防の放水は届かず、放置せざるを得ないのではありませんか？山火事になる危険性も大だと思いますが、その場合の対応を教えてください。</p>	<p>地元の消防署等への緊急時連絡体制を定めるとともに、現地に管理事務所を設置し、迅速な対応を行えるようにします。</p>
59	<p>●日本では台風や線状降水帯の発生など、年々、自然災害の規模が大きくなっています。 大型の台風がきた場合、風車が倒壊する危険性がありますし、実際に、日本でもこれまで倒壊の事例は複数あります。 倒壊した場合、そのまま放置されるのでしょうか？</p>	<p>万一風車が倒壊した場合、弊社が責任を持って倒壊後の回収等を行います。</p>
60	<p>●日本では大きな地震の可能性も避けられないと思いますが、山の尾根に巨大な風車を建てるというのはその危険性を無視した事業だと思います。 倒壊する危険性がないというのであれば信頼するに足る根拠をお示しください。</p>	<p>風車の基礎工事にあたっては、事前に、建築基準法並びに電気事業法で求められる設計基準に準拠して詳細に構造設計を行う必要があります。 また、その際には、耐震性の観点からも、第三者機関に設計の評価を行ってもらい、国の審査を受けることとなります。地震についても細心の注意を払い、耐震性を十分に確保した設計としてまいります。</p>
61	<p>●巨大な風車を建設するために切土や盛土によって大きな改変が必要になると思います。 その結果、土砂崩れのリスクも大きくなると思います。 風車の倒壊はもとより、山が崩れると人災に直結します。 このリスクについてどう対処されるのでしょうか？ 実際に被害が生じたときの賠償についてもお答えください。</p>	<p>土砂崩れ等が起きないように、切土法面の緑化防護や、盛土の安定性を高めるように締固めや排水設備の整備を、林地開発許可基準に照らし合わせながら対策を講じます。万一、土砂崩れによる被害があった場合は、状況や原因等を踏まえながら、弊社に過失があった場合は、弊社が責任を持って補償致します。</p>
62	<p>●低周波音の被害が発生するリスクについてはどうお考えなのでしょうか？ 日本では環境アセスメントの項目から「低周波音」が外されたことは存じています。 しかし、実際に各地で被害が報告されていますし、御社が建設した高知県の大洞山の風力発電も風車が原因の体調不良を訴える方がいらっしゃいます。 また諸外国では低周波音による被害の賠償判決が出ています。風車の大型化に伴い被害の及ぶ範囲も半径 10km～15 km ぐらいまで拡大しています。</p>	<p>他の住民の方からも低周波音による影響を心配される声を伺ってございましたため、本事業では環境影響評価の中で騒音だけでなく、現在環境影響評価の対象外となっている低周波音についても予測評価を行った上で、その結果を踏まえて配置検討により更なるリスクの低減を行っております。 なお、低周波音に関する風車に関する苦情や被害については、聞こえる音、つまり騒音が原因の場合も考えられます。また、それに伴って、気になるやイライラするということにつながるということも環境省の実態調査で言及されています。そのため、苦情等を寄せられた場合、まずは状況をお伺い、必要に応じて調査等も行いながら、原因の確認や対応策の検討等をさせて頂いております。</p>

(表は前ページの続き)

<p>63</p>	<p>●予定地はイヌワシやクマタカにとって、わずかに残された貴重な生息域です。そのため、風車ができてしまうと絶滅してしまう可能性が高いと思われます。説明会では対策として「(風車に) 目を描く」と言われていましたが、それで衝突が防げるわけありません。猛禽類はエサを探すために下を向いて飛びます。この説明を聞いて、何も学習されず、何の対策も考えていないことが分かりました。</p>	<p>事業の実施に伴う工事や施設の稼働により、貴重な動物に影響が生じる可能性が考えられることから、その影響を予測いたしました。環境保全措置を講じることにより影響は低減できるものと評価しております。ただし、クマタカに関しては、繁殖への影響及び衝突数に関しては予測に不確実性が伴うことから、工事中及び稼働後に事後調査を行うこととしています。</p> <p>風力発電機への彩色(目玉シールの貼付等)については、日本鳥学会 2021 年度大会「風力発電への鳥類忌避対策としての目玉シールと鳥除けスピーカーの効果検証」でノスリに対して一定の効果があることが発表されています。また、環境省の「海ワシ類の風力発電施設パードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)(案)」によれば、オジロワシに対しても効果がみられています。ノスリやオジロワシの主な狩場は開けた草地であり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成 24 年)によると、クマタカは主に森林内を狩場としていますが、林縁や小面積の疎開地(伐採跡地など)といった比較的開放的な環境も狩場として利用しています。</p> <p>本事業によって風車ヤードや道路など新たに開けた環境が生じることから、同様の効果がみられる見込みはあると考えております。</p> <p>なお、その効果についても事後調査で検証する計画です。また、引き続き、情報収集に努め、目玉シールの貼付等以外にも環境保全措置を検討していきます。</p>
<p>64</p>	<p>●予定地はツキノワグマの生息域でもあります。住処やエサ場を奪われたクマが里に下りてきてしまい、農作物に被害を及ぼす可能性が高いと思われます。クマだけでなく他の動物も同様です。住民にとっても野生動物にとっても被害は甚大です。この点についてどうお考えでしょうか？</p>	<p>野生動物への影響の低減から極力樹木等の伐採を減らすように風車の搬入や組立時の工法を工夫した事業計画としております。また、既存の風力発電所構内でもイノシシやクマ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害被害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。</p>
<p>65</p>	<p>●風力発電の基数について当初の 50 基から 39 基に減らされましたが、説明会では環境に配慮して、住民に配慮して、といった文言を使われました。しかし、実際には「風車は大きいほど効率が良く、より巨額の利益が得られるから」だと思います。これは、諸外国で風車の羽(ブレード)が耐用年数を待たずに数年で大きなブレードへの付け替えされていることから推測できます。実際には風車の巨大化に伴い、以上で述べたさまざまな危険性はより大きくなったと思っています。</p>	<p>風車の単機出力を増加させて風車の基数を減らさなければより多くの売電を期待できますが、本事業では、発電所出力は最大 17 万 kW から 16 万 3 千 8 百 kW に低減させております。企業の利益は事業継続の観点から重要ですが、必ずしも利益の最大化を目的としているわけではありません。生活環境や自然環境への配慮を行うために、風車基数の削減や風車の配置変更等の検討を行い、方法書からの計画変更を行っています。</p>
<p>66</p>	<p>●説明会で「工事で木は何本ぐらい伐採されるのでしょうか？」と質問がありました。そのときに「1%ぐらいです。」と回答されましたが、回答になっていませんし、少なく見せようという意図を感じました。さらに「バルクスキー場ができたときも 1%と言われていたが、その後、高時川の水質が変わってしまった。」という発言もありました。あらためて問います。水源涵養林として大切な役割を果たしている木を「何本ぐらい」伐採される予定でしょうか？</p>	<p>対象地となる中河内地域の森林の面積に対して、改変割合を 1%に留めているという意図で説明会では回答いたしました。伐採本数については、今後の詳細設計を踏まえて算出することになります。なお、高時川の水質にも配慮するため、高時川及びその支流の流域の改変面積を可能な限り低減しています。</p> <p>高時川や周辺河川への濁水対策として、降雨時の雨水は、各風力発電機ヤード等に設置する沈砂池に集水し、土砂等を自然沈降させた上で土砂沈降後の上澄みを場外に排出し、場外の林地土壌に浸透させる計画としております。排出先には、フトン籠を設けることで、水勢を弱めつつ土壌への</p>

(表は前ページの続き)

		<p>浸食を防止し、周囲に拡散させながら自然浸透を図る計画です。</p> <p>また、道路部については、横断側溝より谷側の林地に分散排水し、排水を土壌浸透させる計画です。</p> <p>引き続き、滋賀県や福井県における林地開発行為に係る技術基準等をもとに、関係機関との協議を引き続き実施し、沈砂池の規模や容量、その他濁水対策の詳細仕様の検討を行ってまいります。</p>
67	<p>●風車建設後、現地に自由に立ち入ることはできるのでしょうか？</p> <p>御社が建設された高知県の大洞山風力発電では、ふだんはゲートに鍵をかけ、エリアに入れるのは月に1回だけ、それすら中止になることも多いです。</p> <p>その理由として「メンテナンスのため」とされていますが、実際にメンテナンスされることは少なく、「風車に衝突した鳥の死骸を発見されてしまう」「風車からの部品落下の事故の可能性がある」ためだと思います。</p> <p>余呉・南越前ウィンドファームでも同様の「対策」を取られるのでしょうか？</p>	<p>発電所の維持管理においては、法令上、発電所構内の保安のため、一般の方が自由に立ち入ることやむやみに近づけないような措置が求められるため、ゲート等で制限する措置としております。但し、見学等のニーズもありますので、安全確保した上で、構内に立ち入る機会もご用意しております。本事業でも同様となります。</p>
68	<p>●風力発電を撤去される時期がきたときに現状回復はできるのでしょうか？</p> <p>そもそも巨大な風車の巨大な基礎は撤去できるのでしょうか？</p> <p>あるいは最初から撤去しないものとして工事をされるのでしょうか？</p> <p>現地は将来、風車の墓場となるのでしょうか？</p> <p>以上</p>	<p>風車基礎の撤去については、「既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン」（一般社団法人日本建設業連合会、2020年）を参考に撤去方法を検討する考えです。なお、基礎を完全に撤去する場合、周辺地盤を沈下させるおそれもあるので、風車基礎を設置する土地所有者の方々とは協議して決めていくこととなります。</p>
69	<p>なお、以上は環境影響評価準備書の中にかかれているものもあるのかもしれませんが、膨大な文書はとても読むことができません。（読めないように作られているとしか思えません。）</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の図書作成の参考にさせていただきます。なお縦覧の際は、環境影響評価準備書のほかに、準備書の内容を要約した「要約書」も縦覧いたしました。環境影響評価書の縦覧の際にも、同様に要約書を縦覧いたしますので、そちらも併せてご確認いただけますと幸いです。</p>

第 2-1 表(10) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
70	<p>私(●●)(※個人名のため伏せさせていただきます。)は、4年前に大阪市から余呉町に移住して来た者です。この地に住みたいと思った理由は、山、川、湖に囲まれた自然、地域の方々の人柄、文化などに親しみを覚えたからです。移住後、改めて実感を強くしたのは、自然の豊かさとともに生活できることの素晴らしさです。余呉川、高時川を囲む山々、そこを縫うように流れる谷川などの景観、恵み、四季折々の変化は、ここに生活する人々の心を豊かにし、それに支えられた素敵な日常、歴史と文化をもたらしているものと思います。</p> <p>「仮称」が長すぎるので、「本発電事業計画」と略します。</p> <p>私たちは、本発電事業計画に反対します。貴社「準備書」は、「ガイドラインに沿ったもの」として貴社は説明されましたが、この地の自然、歴史、文化、生活を大切にしたい私たちからは、アセスメント自体がその適用範囲、深度において不十分であり、「建設ありき」の立場からの一方的でアリバイ的な認可承諾手続きの一環という軽薄さすら感じるものです。とはいえ、現時点では、準備書以外にまとまった「評価書」はないので、「準備書」からの情報をベースに現段階で想定できる問題と懸念について、以下の通り、お伝えいたします。</p> <p>1) 設備の基礎工事及びその付帯工事がもたらす、山の環境保全機能の破壊</p> <p>高さ180メートルを超える風力発電設備建設においては、設備の堅牢性、耐久性の確保は必須で、相当程度に大規模な基礎工事を要するものと拝察します。実際、準備書で示された工事の様子を写真を見れば、あの尾根筋で環境破壊なく、どうやって写真のような大規模な工事を行えるのか、素人の私たちには全く想像できません。</p> <p>関西圏の水瓶である琵琶湖源流の一つ高時川の最上流地域に当たる音波山一帯、特に尾根筋全般付近で行うことは、高時川流域、ひいては琵琶湖の水脈環境を不可逆的に変えてしまうことが懸念されます。尾根筋は、本来水脈環境における要であり、風力発電設備の基礎が、山地上部で水脈を分断して大地の通気浸透機能を損なうことで山全体が乾燥し、その影響が将来的に流域だけでなく、琵琶湖を含めた広域に及ぶことから、建設計画を見直すべきと考えます。</p> <p>山の乾燥は流域における水の涵養力を損ない、河川水の恒常性を損ない、その影響は流域全体を不安定にし、森林の劣化、岩盤や斜面の崩壊、河川への泥の流入と堆積、そして土石流の危険をも増大させます。</p> <p>これらのことは、貴社の「準備書」では説明されていませんでしたが、本発電計画における設備設置の中心地帯ともいえる「旧ベルクススキー場跡地」に見られる山斜面の崩壊、谷筋に放置されたリフト支柱を囲む裸法面の現状とその谷筋下流における土砂堆積、高時川支流の音波川溪流における土砂堆積などで確認することができます。さらに、大量の雨が降った後の高時川の濁流、それによる高時川の川床への土砂堆積などは、地元民のみならず河川を愛する多くの皆さんが日常的に憂うところです。</p> <p>風力発電設備で水脈環境が大きく変わる例は、青森県の津軽ウィンドファーム開発後、その周辺に広がるペンセ湿原の広大な泥炭層に影響し、世界的にも大変</p>	<p>本事業は、ご指摘のスキー場開発とは異なり、山肌の斜面を山頂から谷底までを皆伐するような開発計画ではありません。尾根の比較的勾配の緩やかな地形において、林道規定に基づいた道路の建設や、風車ヤードの敷地造成を計画しております。また、道路の取付の際には、伐採量や改変面積を減らす工夫として、風車のブレードを運搬する際には、ブレードを起立させて運ぶ特殊な車両を用いることとしています。さらに、風車を組み立てる際には、通常は地上で3枚をまず組んで取り付けますが、今回は空中で1枚ずつ取り付けることで、風車ヤードに伴う伐採量や改変面積を必要最低限に留めるように計画しております。</p> <p>また、風車の基礎の面積は一か所あたり約400m²ですが、対象地の山林の集水範囲から見ると、局所的であり、その周囲から雨水は山林に浸透していくため、山全体が乾燥するというようなことは考え難いです。青森県の風力発電においても同様であり、風車の基礎の周囲から雨水は土壌に浸透していくため、実際に周囲では継続的に農地として利用されていることから風車の基礎が水脈に悪影響を与えているとは考え難いです。</p> <p>なお、本工事における河川への土砂流出の対策については、沈砂池の設置、排水施設の整備、法面緑化、土砂流出防止柵の設置等を計画しており、林地開発許可基準等に照らし合わせて、許認可事前協議を踏まえながら、さらに詳細検討を進めてまいります。</p>

(表は前ページの続き)

<p>貴重な出来島最終氷期埋没林が腐敗、崩壊した事実が示していることは周知のことだと思います。数万年規模の大量の炭素を固定してきた泥炭層は今急速に失われ、現地では鉄分が溶脱して赤く油脂を含んだ水が海へと流れ続けています。時系列を追えば、風力発電開発の影響が泥炭の喪失を加速したことは明らかで、この現象は一般的に説明される温暖化原因説では、現代も変わらずに健全な状態で固定されている泥炭層との違いを説明できません。</p> <p>本発電計画においては、上記のような泥炭層の問題は発生しないとは思いますが、何百年以上もかかって育ってきたブナや、ナラなど尾根筋近くに生える多様な植生が一瞬で皆伐されてしまいます。原状回復には、数百年かかります。尾根筋だけでなく、急峻な山肌での大規模工事は、大量の土砂を谷底まで崩落させることになり、「準備書」で示された4万5千トンの「伐採木」だけでなく、山肌に生える大量の樹木、草木を傷つけ、死滅させることになります。また、高時川およびその支流の豊かな生態、魚類だけでなく爬虫類や両生類にも影響を及ぼし、これらを餌とする鳥類にも影響することは容易に想像できます。しかしながら、これらの影響は定量的に算定しづらく、貴社も「準備書」に記載することを躊躇われたと思います。</p> <p>音波山地の尾根筋は旧ベルクスキー場（以下、ベルク跡地）駐車場周辺跡地以外は、すべて急峻であり、大規模設備の基礎工事を的確に施行するためには、相当程度に尾根筋を削り取るか、尾根筋斜面を埋め立てるか、いずれにしても想像できない膨大な人工的造作を、落ち着いた自然環境の中に強力的不可逆的に加えることとなります。風力発電設備残って音波山枯る、という数年後の姿を想像したくはありません。</p> <p>人工的な要因を含めて変化を見てゆくことで、違いを明確かつ容易に把握できます。関西圏の水瓶である琵琶湖水系にとって重要な高時川流域の水脈と連動する重要な山地で、大規模な風力発電開発が行われれば、周辺河川の恒常性や森林の通気浸透性に短期間で甚大な影響が及ぶことは明らかです。観光や景観的なダメージにとどまらず、これが下流域の水害の危険を助長し、山域全体で土砂崩壊、土石流の起こりやすい環境を招いてゆくことは容易に推察できます。もともと、琵琶湖周辺の河川は、琵琶湖を囲む急峻な山から一気に下り、平坦な農地、住宅地の間を縫って琵琶湖に注いでいます。昨今の豪雨だけでなく、歴史的にも大水害に見舞われてきた地域が広範にあります。</p> <p>また発電設備設置に伴う山地環境の破壊は、付帯する関連工事において二次的にも三次的にも波及し、山全体を荒廃させる要素を多々含んでいます。発電装置の搬入について、国道365号からベルク跡地駐車場までは、既存の取付道路を利用されると思いますが、そこですら、全長70m近くの機材を輸送するのに、山肌を更に削らなくてはならないような急カーブがいくつも存在します。さらに、尾根筋に設置するには、それぞれの場所に機材を運ぶ必要がありますが、そのために造成される道路が、工事の過程でもたらず環境破壊に留まらず、設置後に豪雨を集めて土砂の流路となり、山肌を削り谷底に土砂を堆積させるという人工的な環境破壊も想像に難くはありません。</p> <p>流砂一つとっても、今回の準備書では、「沈砂池の設置」ということで対策は万全のように説明されていましたが、ベルク跡地の削り取られた山斜面、特に音波川支流の谷筋に残るリフト支柱を囲む斜面の崩壊、土砂流失の現状をみれば、どれだけの量の土砂を貯める池がどれだけ必要なのか、算出不能ではない</p>	
---	--

(表は前ページの続き)

	<p>か、と疑わざるを得ません。そのことに触れず定型的な「対策」で説明することの不正義不公正を感じます。</p>	
71	<p>2) 多様な動物の生息環境への影響とそれらの移動に伴う農作物被害増加の懸念</p> <p>山の環境保全機能の荒廃が、動物の生息環境に影響を及ぼすことは「準備書」でも触れられています。しかし、5月に行われた「住民説明会」で会場から問われた貴社が想定している(「ガイドライン」に従ったアセスメントで良しとする)以上の悪影響が懸念されます。また、生息環境を破壊された動物たちが、住処を移動することによって、工事区域以外の森林植生への影響や地元住民が丹精込めて栽培する農作物への食害圧を高めることも懸念されます。</p> <p>山地上部、尾根筋は猛禽類にとっては、獲物を探索する格好の滑空域です。山地上部に広域で巨大な風車が立ち並び、その地響きや人工音が動物の生活環境、住処を奪い、行動を変えます。音波山地周辺には多様な哺乳類、鳥類が生息しています。その影響は、日本の「レッドリスト」をよりミゼラブルにしていくことが容易に想像できます。</p> <p>工事区域を流れる谷川が注ぐ高時川の生態系への影響を評価する調査を工事前には実施しておくべきではないでしょうか。少なくともSDGsを会社姿勢として示す貴社なればこそその経営行為だと思います。</p> <p>計画通りに開発が実行されたのち、設備設置区域に留まらず、周辺山地や地元農地、高時川流域等、植物の植生変化、動物の行動調査、農作物への影響等を追跡調査すれば、その影響は容易に示されるでしょう。</p> <p>日本のアセスメントにおける表面的な環境影響調査ではなく、社名に「グリーン」を標ぼうする貴社だからこそ、こうした変化を見てゆく調査を実施することで、こうした開発が漸次的に地域の暮らしや環境を大きく変えてゆく事実を示していくでしょう。</p>	<p>野生動物への影響の低減から極力樹木等の伐採を減らすように風車の搬入や組立時の工法を工夫した事業計画としております。また、既存の風力発電所構内でもイノシシやクマ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害被害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。</p> <p>準備書 p10.1.4-461～10.1.4-592 には改変による猛禽類への影響や騒音による影響についても記載しており、影響は小さいものと予測しておりますが、クマタカについては予測に不確実性があることから、事後調査を実施することとしております。また、準備書 p10.1.4-191～10.1.4-293 に猛禽類以外の動物の重要な種についても記載しており、影響は小さいものと予測しておりますが、バッドストライク・バードストライクについては事後調査を行うこととしております。</p> <p>高時川については、水質調査及び魚類・底生動物調査を実施しており、濁りの状況、魚類・底生動物の生息状況を把握しました。</p> <p>なお、準備書 p10.3-2～10.3-3 に記載しております事後調査については、事後調査実施後に報告書を取り纏めて縦覧いたします。</p>

(表は前ページの続き)

72	<p>3) 人工的な振動が土壤微生物環境へ及ぼす影響 巨大風車の人工音や振動は、健全な環境の恒常性を担う土中菌糸の健全な伸長を阻害します。その結果、土壌は硬化乾燥し、山全体を乾燥させていくことが、他の風力発電設備開発地で観察されているようです。 今回の規模で開発工事を行うことで、土壤微生物環境への影響によって、急速に山全体の荒廃をもたらすことが予想できます。今回の準備書では触れられていなかった内容です。是非、ご一考願いたい。</p>	<p>山岳地における既存の風力発電所において山全体が乾燥したという事例は把握しておりません。そのため、風車の騒音や振動が土中菌糸や土壤微生物に影響を与える、それが故に、土壌が硬化乾燥するという事は予想し難いと考えていますが、引き続き、最新の知見や情報等の収集に努めて参ります。</p>
73	<p>4) 建設ヤード、作業道の建設に伴う影響 資材運搬及びストックヤードの造成が水脈環境に影響し、そこが崩壊の原因になる事例が多く、環境荒廃の要因を内在しています。 崩壊防止のために局所的に対処したとしても、その周辺に及ぶ影響は避けられません。工事終了後もその跡地は土砂流出源となり、その土砂は谷筋に堆積して土石流等の危険を増していきます。ベルク跡地へのアクセス道路は、貴社の調査活動以前は相当程度に荒廃しており、道路を流路とした土石流が多々発生していたことは、既に貴社もご存知と思います。こうした負の要素を準備書に記載されない姿勢は、初めに建設ありき、という不公正なものだと断じざるを得ません。 山地の大規模開発はその工事のプロセスでも環境に大きな影響を及ぼし、周辺箇所の崩壊は早期に始まります。これは下流域の住民の安全に影響しますので、開発開始後、定点観測、継続調査を行い、示していきたいと思ひます。</p>	<p>工事前にはボーリング調査を実施の上、地下の水脈に影響が生じないように留意いたします。スキー場跡地も含めて、本事業の計画地については、林地開発許可基準等の許認可を踏まえ、山地の崩壊や土砂災害の対策を十分に講じて、安全な事業計画を策定してまいります。 資材運搬等のための取付道路や敷地造成する箇所は、工事終了後も、弊社が維持管理を行います。</p>
74	<p>5) 残土処分に伴う影響 巨大風車の基礎工事では大量の残土が発生します。 その搬出处分をする場合、連続して通行する大型車両の重量が路面を圧迫し、山地ではそこから泥水の流出源となっていくます。泥水は地表の空隙を塞ぎ、森林機能の保水機能の劣化を招きます。残土埋設においても、通常行われることの多い谷筋上部への残土堆積は流出防止策を期しても、周辺山地からの地下水の湧き出しを妨げて、浸透機能を損ないます。 そもそも、自然環境の自律的恒常性維持への配慮に欠ける現代の建設土木において、環境への影響は内在的な問題であり、環境機能の劣化は広域に及び、災害の起きやすい地域に変えてしまうことは、その視点を持って調査を行うことで明確に示すことができます。 これほどの大規模開発を山地尾根筋で行うことは避けるべきと考えます。</p>	<p>濁水対策として、降雨時の雨水は、各風力発電機ヤード等に設置する沈砂池に集水し、土砂等を自然沈降させた上で土砂沈降後の上澄みを場外に排出し、場外の林地土壌に浸透させる計画としております。 また排出先には、フトン籠を設けることで、水勢を弱めつつ土壌への浸食を防止し、周囲に拡散させながら自然浸透を図る計画です。道路部については、横断側溝より谷側の林地に分散排水し、排水を土壌浸透させる計画です。 なお、今後においても、滋賀県や福井県における林地開発行為に係る技術基準等をもとに、関係機関との協議を引き続き実施し、沈砂池の規模や容量、その他濁水対策の詳細仕様の検討を行ってまいります。 上記については準備書 p.2.2-53 「2.2.7 工事の実施に係る工法、期間及び工程計画に関する事項 8. 工事中の排水に関する事項」に記載いたしました。</p>
75	<p>6) 本建設計画時からの経済環境変化が環境に配慮する工事への影響 本建設計画を立てられた時点と現在を比べると、工賃や材料費の高騰、運送の高騰、一番は発電設備・装置が海外製品であることからユーロ支払いであったとしても 2 割以上円安によって、相当値上がりしています。そうした環境下では、建設や運転コストを圧縮せざるを得なくなると思ひます。その際、削減対象となりやすいのが環境対策だと思ひます。本来であれば、二重にも三重にも環境破壊「防止策」をとったり、あるいは雨風などについても過去の最大値を上回る数値を用いて影響評</p>	<p>本事業の採算性については、まだ流動的な要素はありますが、機器等の直接調達による間接費の削減などを講じ採算性を維持した上で、環境対策や防災対策に支障ないよう予算管理を行います。 また、建設工事途中での採算性を見直しが無いように、施工会社とは詳細に工事仕様を確定した上で工事契約を行います。また、突発的事象に対応できるように予備費を計上したり工事保険に加入したりすることとしています。 なお、スキー場跡地の再生につきましては、地権者のご要望に沿って、弊社も協力していく考えです。</p>

(表は前ページの続き)

<p>価を行った上で、施行されるべきところが、バツサリと予算を削られる、そうした経営効率至上主義の経営判断がなされることを懸念します。</p> <p>それ以上に、建設工事途中で、採算計画が見直され、工事現場を原状回復することなく放置するような最悪の事態も懸念されます。</p> <p>こうしたことは、「準備書」の論点ではないかもしれませんが、工事の中断あるいは工事計画の変更時の対応としては「準備書」に記載されるべきではないでしょうか。</p> <p>付け加えて、工事に伴う廃棄物については「準備書」で触れられていますが、運転停止後の廃棄物の処理については一切記載されていません。福島第一原発の事故後の処理が全く「計画」されていなかった教訓を、貴社はどう学ばれているのでしょうか。</p> <p>最後になりますが、地元住民のみならず、少なくとも琵琶湖を水瓶とする関西圏に住む方々の理解をえるために、「準備書」が十分であることの説得力は、ベルク跡地の回復が説明されることが前提だと思います。本建設計画は、そもそもベルク跡地を何とか改良したい、という地権者の希望、願いから始まっていると思います。その思いに応えるためには、まず、ベルク跡地の斜面崩落、音波川はじめ谷筋の土石流失あるいは堆積への対策などが示されるべきではないでしょうか。そうした「実績」を重ねることで、貴社が良しとする本建設計画が是として社会にも認められることとなると思います。残念ながら、ベルク跡地への対策については、準備書は一切触れていません。地権者の責任範囲という立場に立つならば、本発電計画が万一実施されたとして、その終焉を迎えた時に、「跡地」処理は地権者の責任として貴社は傍観されるのでしょうか。私たちは、「終焉」の時期には生きながらえていないと思います。しかし、後の世代に「負の遺産」を残したくありません。残さないのが私たちの責任だと思います。</p> <p>なお、本意見書作成に当たり、「一般社団法人環境土木研究所 代表理事」、「特定非営利活動法人 地球守 代表理事」である高田宏臣氏が発表されている「蔵王風力発電建設計画への意見書」を、ご本人のご了解のもと活用させていただきました。末筆ではありますが、高田氏に改めて感謝申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
--	--

第 2-1 表(11) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
76	<p>環境保全の見地から以下意見を述べます。</p> <p>希少猛禽類について</p> <p>配慮書に対する福井県知事の意見書では、「サシバやハチクマといった渡りを行う希少猛禽類の調査は個体数が最大となる時期を中心にレーダーを含めた十分な調査を実施すること」を求めています。この地域でタカの渡りが多いのは 9 月 20～10 月 10 日の間です。</p> <p>希少猛禽類 1 年目調査は 9 月 20. 23～25 に実施され居り妥当な時期です。</p> <p>ところが 2 年目調査は 9 月 10 日～14 日に希少猛禽類の調査を実施しています。</p> <p>「福井県知事の意見書では希少猛禽類の調査は個体数が最大となる時期を中心に調査」を求めているのにも関わらず、9 月 10～14 日に実施しています。この間は小鳥の渡りがありますが、タカの渡りが少ない時期です。地元説明会では周辺地域の状況を鑑みて調査期間を設定したと述べていたが、日本野鳥の会福井県から福井県内タカの渡り調査資料を提供しており、グラフを作成解析し準備書に掲載されています。</p> <p>この解析を見ればタカの渡りピークは 9 月 20 日以降という事が一目瞭然であります。</p> <p>にもかかわらずタカの渡りが少ない期間の調査で、知事意見書に対し相いれない調査を実施しています。適正な時期に調査して居れば多くの鷹の渡りが見られるはずであるのに、タカの渡りが少ない期間に調査を実施し、少ない数字を基に衝突確率を計算しています。</p> <p>本来誰が見ても信頼できる基礎資料を基に、衝突確率等を求める事が大前提であるにも関わらず、都合の良い数値を基に準備書を作成しており実際とは大きな齟齬が有り到底信頼できる準備書では有りません。審査の根底を揺るがず審査以前の問題であります。</p>	<p>タカの渡りの調査時期はピーク時に調査ができるよう、周辺地域の渡りの情報を参考にしたほか、方法書時に専門家ヒアリングを実施して適切な調査時期をお伺いし、そのご意見も参考に設定しております。方法書時の専門家ヒアリングでは、以下のようなご意見をいただいております。</p> <p>「すべての渡りを把握するには、長期的な期間が必要となる。環境アセスメントの観点で、敢えて絞りこむのであれば、猛禽類の渡り鳥調査は春季より秋季に重点を置き、調査回数も増やしてしっかり調査すべきである。サシバとハチクマの渡りは 9 月中旬から 9 月末まで、ノスリは 10 月上旬に見られる。9 月中旬から 10 月上旬にかけて 3 回実施すれば主要な猛禽類の渡り状況を把握できるだろう。」</p> <p>また、準備書時の専門家ヒアリングでは、調査時期及び調査日の妥当性について、周辺地域の調査結果も示しながら確認をしていただきました。</p> <p>その結果、専門家からは「周辺地域のタカの渡りの状況と比較してみると、タカ類の渡りの調査時期は適切であったと言える。」とのコメントをいただいております。</p> <p>これらの専門家の意見を踏まえても設定した調査期間及び調査日は妥当であると考えております。</p> <p>年間予測衝突数については、1 年目のデータ、2 年目のデータでそれぞれ算出した結果も掲載しております。さらに 1 年目、2 年目を平均した結果も掲載しており、データを選んで計算したり掲載していることはございません。</p>
77	<p>イヌワシ、クマタカについて</p> <p>建設場所周辺にはイヌワシの個体やペア、多数のクマタカが生息しています。</p> <p>イヌワシはクマタカ以上に重要な種で有ります。準備書ではイヌワシを当該地区で確認しており、クマタカも 9 ペア確認されています。</p> <p>イヌワシは改変区域内で確認していないとの事ですが、年間数日間の調査結果であり行動範囲の広いイヌワシが当該区域を飛行しない事は考えられず調査不足です。</p> <p>クマタカについては 9 ペアも生息しています。ペアとは別の若い個体がペアのメスに誇示行動を繰り返すことが良くあり、今後ペアの交代も十分考えられます。計画地を頻繁に行ったり来たりを繰り返します。風車建設によってイヌワシ、クマタカ共にバードストライクの可能性が極めて高く成り、繁殖にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業計画には反対です。</p>	<p>ご指摘のとおりイヌワシも重要な種であることは認識しております。そのため、調査範囲も方法書で計画していた範囲からイヌワシの既知の営巣地周辺が含まれる広域に拡張し、イヌワシの対象事業実施区域付近での行動にも十分注意して調査を行いました。また、事業の実施によりイヌワシが誘引される可能性を予測し、風力発電機の建設後に餌場として誘引される可能性は低いと予測しましたが、知見が少なく不確実性があるため事後調査でイヌワシの飛来状況を把握いたします。</p> <p>クマタカについては、現在、対象事業実施区域及びその周囲に各ペアが密に分布しており、ペアごとの行動圏は大きくは変わらないと考えておりますが、事後調査において繁殖の成否や行動圏の変化についても確認いたします。また、調査結果は専門家にも確認していただき、助言や指導を得ることとしております。</p>

第 2-1 表(12) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
78	<p>1. 本事業の環境影響評価における計画段階環境配慮書についての滋賀県知事の意見の中に、全般的事項として「本事業の実施に当たって、広く地域住民等への積極的な情報提供や説明会を開催するなど、事業内容を丁寧に周知、説明して理解を得るように努めること」となっており、また、福井県知事からの意見としても同じ様な内容の意見が出されている。そのような中で、今回の環境影響評価計画書に基づく、主に動物・植物・生態系にかかわる「現在の状況調査」の実施時のことだが、事業会社である株式会社グリーンパワーインベストメントにおいては、南越前町宇津尾地区の山林の一部において、「動物・植物の生態調査箇所及び調査箇所に行くための山林への通行・立ち入り」について、その山林の土地地権者から「調査・通行・立ち入り」のための「立ち入り承認（入山許可）を取らずに、無断で立ち入り」を行って、「現状の動物・植物・生態系」等の「現在の状況調査」等を実施しているように思われる。（私もその土地地権者の一人だが、私の山林・土地への立ち入り承認は出していない）については、そんな倫理上、問題ある行為をする事業会社に対して「大変大きな不信任」をいただいております、現在、また、将来に亘って、土地地権者として大切な土地を今回の風力発電事業並びに事業会社に提供・協力していくことは考えられない。加えて、そのような行為をする事業会社が行う環境影響評価及びそれに伴う環境保全措置等についても「本当に信用できるのか、本当に大丈夫なのか」と不信任を抱かずにはいられない。さらに、そんな問題ある行為をする事業会社が行う風力発電事業は、将来に亘っても問題を起しかねないことから、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設は廃止・中止すべきである。</p>	<p>同地区の山林への立ち入りについて、同地区から承諾を頂いておりますが、今後、土地使用に関する各地権者の方々と協議において、それぞれのご事情等に応じて、引き続き、個別に対応を進めてまいりたいと考えております。</p>
79	<p>2. 本事業の環境影響評価における計画段階環境配慮書についての福井県知事の意見の中に、全体的事項として「今後の環境影響評価に係る手続きにおいて、住民等への積極的な情報提供、説明および意見の聴取に努めること」とされており、また、滋賀県知事からの意見としても同じ様な内容の意見が出されている。それに対して事業者も「今後の環境影響評価に係る手続きにおいて、住民等への積極的な情報提供、説明および意見の聴取に努めます」と言っているが、今日まで事業者からの「情報提供、説明および意見の聴取の場、機会も非常に少なく（全くないと言っても良い状態）」、事業実施地域（南越前町の堺地区）の住民や対象事業実施地域の土地地権者は、事業の内容・計画や、環境影響評価の内容や現地の調査の結果を理解しておらずほとんど知らないのが現状である。事業者と事業実施地域の住民とのコンセンサスが取れていない状況では、現状そして将来に亘って事業計画地域住民に不信や遺恨を残すままとすることから、こんな状況で 本事業・風力発電設備の建設を行うのは無理・時期尚早であり、このままの状況下で本風力発電事業の建設を進めて行くのは、結果的に当該地域住民や事業計画地の土地地権者の意見を無視したまま進めることとなり、加えて福井県知事や滋賀県知事の意見等を無視して進めることにもなるため、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設は即刻、廃止・中止すべきである。</p>	<p>これまでも環境影響評価法に規定される説明会の他、対象事業実施区域の近隣の地区を対象に自主的に説明会を複数実施しております。地権者様へも地区での説明会や個別訪問を実施の上、説明対応を行って参りました。今後も引き続き、地域の皆様のご理解を得られるよう、積極的な地元とのコミュニケーションに努めてまいります。</p>

(表は前ページの続き)

80	<p>3. 本事業実施区域には、環境影響評価の開始時からその生息が懸念されていたとおり、今回の環境影響評価準備書に基づく「現在の状況調査」において、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類、福井県のレッドデータブックで県絶滅危惧Ⅰ類に選定されている、国内希少野生動物種(希少種)である「イヌワシ」が生息していることが確認された。今回の調査で「イヌワシ」が確認されたことは非常に重大な事項であると共に、この「イヌワシ」に対して風車のバードストライクによる衝突死や風力発電設備等の建設・稼働による生息域の環境破壊や生息環境の悪化等の重大な影響が懸念される。「イヌワシ」のバードストライクや生息環境の悪化は、絶対にあってはならないし、してはいけないことである。更に、本環境影響評価準備書の「イヌワシ」への保全対策も無いのに等しくまったく不十分である。加えて、一度失われた貴重な生物は永久に戻ってこないことから、再生エネルギーであっても、それ以上に非常に高い社会的に価値がある「イヌワシ」を守るためには、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設を即刻、廃止・中止すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおりイヌワシも重要な種であることは認識しております。そのため、調査範囲も方法書で計画していた範囲からイヌワシの既知の営巣地周辺が含まれる広域に広げ、イヌワシの対象事業実施区域付近での行動にも十分注意して調査を行いました。また、事業の実施によりイヌワシが誘引される可能性を予測し、風力発電機の建設後に餌場として誘引される可能性は低いと予測しましたが、知見が少なく不確実性があるため事後調査でイヌワシの飛来状況を把握いたします。</p> <p>イヌワシの環境保全措置としては、風力発電機への彩色(目玉シールの貼付等)のほか、環境機関とも協議の上、施工可能な箇所は風車ヤードにチップまたは碎石を敷くことで希少猛禽類が餌場として使用できないようにする対策を行うこととしております。</p>
81	<p>4. 本事業実施区域には、環境影響評価の開始時からその生息が懸念されていたとおり、今回の環境影響評価計画書に基づく「現在の状況調査」において、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類、福井県のレッドデータブックで県絶滅危惧Ⅰ類に選定され、さらに特別天然記念物に指定されている希少野生動物の「コウノトリ」が飛来していることが確認された。今回の調査で「コウノトリ」が確認されたことは非常に重大な事項であると共に、この「コウノトリ」に対して風車のバードストライクによる衝突死や移動経路の阻害等、加えて風力発電設備等の建設・稼働による生息域の環境破壊や生息環境の悪化等の重大な影響が懸念される。それに対して本環境影響評価準備書の保全対策は無いのに等しく、まったく不十分である。「コウノトリ」のバードストライク等は絶対にあってはならないことであり、更に、一度失われた貴重な生物は永久に戻ってこないことから、再生エネルギーであっても、それ以上に非常に高い社会的に価値がある「コウノトリ」を守るためには、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設を即刻、廃止・中止すべきである。</p>	<p>コウノトリは水田、河川、沼地などの湿地環境を主な生息環境としています。</p> <p>専門家からは水田などで採餌を行う場合はその移動において低く飛ぶものの、通常は割と高く飛んでいると伺っています。風力発電機設置位置は樹林環境で餌場として利用できるような環境はほとんどありません。また、2年間にわたる現地調査で飛翔による通過が確認された回数も2回のみで頻度は低いものと考えております。そのため、衝突のリスクは低いと思われまます。</p> <p>風力発電機が設置された後に猛禽類を対象とした事後調査を行います。その際にコウノトリなどの重要な種についても留意いたします。</p>
82	<p>5. 本事業実施区域には、環境影響評価の開始時からその生息が懸念されていたとおり、今回の環境影響評価計画書に基づく「現在の状況調査」において、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅰ類、福井県のレッドデータブックで県絶滅危惧Ⅰ類に選定されている、国内希少野生動物種(希少種)である「クマタカ」が生息していることが確認された。今回の調査で「クマタカ」が確認されたことは非常に重大な事項である。事業者は「クマタカ」に配慮して、風車の配置計画の変更や風力発電機への彩色(目玉シール貼付等)等の対策を講ずるとしてはいるが、実証例も少なく、本環境影響評価準備書の保全対策ではまったく不十分であり、「クマタカ」の風車へのバードストライクによる衝突死や風力発電設備等の建設・稼働による生息域の環境破壊や生息環境の悪化等の重大な影響が懸念される。「クマタカ」のバードストライクは絶対あってはならないことであり、更に、一度失われた貴重な生物は永久に戻ってこないことから、再生エネルギーであっても、それ以上に非常に高い社会的に価値がある</p>	<p>風力発電機への彩色(目玉シールの貼付等)については、日本鳥学会2021年度大会「風力発電への鳥類忌避対策としての目玉シールと鳥除けスピーカーの効果検証」でノスリに対して一定の効果があることが発表されています。また、環境省の「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)(案)」によれば、オジロワシに対しても効果がみられています。ノスリやオジロワシの主な狩場は開けた草地であり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成24年)によると、クマタカは主に森林内を狩場としていますが、林縁や小面積の疎開地(伐採跡地など)といった比較的開放的な環境も狩場として利用しています。</p> <p>本事業によって風車ヤードや道路など新たに開けた環境が生じることから、同様の効果がみられる見込みはあると考えております。</p> <p>なお、その効果についても事後調査で検証する計画です。また、引き続き、情報収集に努め、目玉シールの貼付等以外にも環境保全措置を検討</p>

(表は前ページの続き)

	<p>値がある「クマタカ」を守るためには、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設を即刻、廃止・中止すべきである。</p>	<p>していきます。</p>
83	<p>6. 本事業実施区域には、環境影響評価の開始時からその生息が懸念されていたとおり、今回の環境影響評価計画書に基づく「現在の状況調査」において、環境省並びに福井県レッドリストに掲載されている、希少野生動植物種（希少種）で特別天然記念物に指定されている「ニホンカモシカ」が生息していることが確認された。今回の調査で「ニホンカモシカ」が確認されたことは非常に重大な事項であると共に、この「ニホンカモシカ」に風力発電設備等の稼働による生息環境の悪化や風力発電設備や道路の建設の実施に伴う大規模な森林伐採や土地改良による生息・生育環境や生態系の破壊、消失等の重大な影響が懸念されること、加えて、本環境影響評価準備書の保全対策は無いのに等しく、まったく不十分である。更に、一度失われた貴重な生物は永久に戻ってこないことから、再生エネルギーであっても、それ以上に非常に高い社会的に価値がある「ニホンカモシカ」を守るためには、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設を即刻、廃止・中止すべきである。</p>	<p>ニホンカモシカについては、準備書 p10.1.4-209 に、改変による生息環境の減少・喪失、騒音による生息環境の悪化、工事関係車両への接触、移動経路の遮断・阻害について影響予測を行っており、影響は小さい又は環境保全措置を講じることにより影響を低減できるものと予測しております。</p>
84	<p>7. 本事業実施区域には、環境影響評価の開始時からその生息が懸念されていたとおり、今回の環境影響評価計画書に基づく「現在の状況調査」において、環境省並びに福井県レッドリストに掲載されている、猛禽類をはじめとする鳥類や両生類、昆虫類、さらには植物等の希少野生動植物種（希少種）が 140 種と非常に数多く確認されている。事業者は風力発電設備等の建設や稼働にあたり、それぞれ動物・植物の環境保全策を提示しているが、実証例も少なく、また、風力発電設備の建設・設置有りで策定されたとしか思えない環境影響評価準備書に提示された動物・植物の環境保全対策ではまったく不十分であり、希少野生動植物種（希少種）の風車へのバードストライクや風力発電設備の稼働による風車付近の騒音等や風力発電設備や道路等の建設による大規模な森林伐採や地形変化・土地改良等により、植物の死滅・枯渇や動物等（昆虫等も含めた）の死滅や生息域の破壊や生息環境の悪化等、大変重大な影響を受けることが十分懸念されること、更には、一度失われた貴重な動物や植物等は永久に戻ってこないことから、再生エネルギーであってもこれより非常に高い社会的に価値がある「レッドリストに掲載されている希少野生動植物種（希少種）」を守るためには、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設を即刻、廃止・中止すべきである。</p>	<p>現地調査において確認された重要な動植物種及び渡り鳥を対象に予測を行っており、影響は小さい又は環境保全措置を講じることにより影響を低減できるものと予測しております。但し、クマタカとイヌワシについては予測に不確実性があることから、工事中及び稼働後に猛禽類調査を実施することとしております。また、バットストライク・バードストライク及び植物移植についても予測に不確実性があることから事後調査を行うこととしております。事後調査結果については専門家へのヒアリングを行い、影響が著しいと判断された場合には、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。</p>
85	<p>8. 本風力発電事業対象区域（山地）、特に南越前町側は水源かん養保安林が全域に広がっている。そのため本風力発電事業対象区域（山地）は福井県南越前町宇津尾の宇津尾谷川、美土路川始め、同町八飯地区の榎尾谷川、荒井地区を流れる川、大門・孫谷・板取地区の孫谷川等の重要な水源地となっており、そこから流れる水による優良な河川水を利用し、稲作を中心として環境にこだわった農作物が生産収穫され、同地区住民の生活の糧となっている。また、各河川の水源地となる風力発電事業対象区域（山地）は広葉樹が多いせいか山の保水力も高く、各河川では恒常的に良好な水量を保って、下流の水田等に供給しているし大雨時の洪水被害もない。しかし今回の風力発電事業により水源かん</p>	<p>保安林への配慮として、方法書時においては 50 基の内、38 基の風力発電機が保安林内に該当していましたが、風力発電機の基数削減及び再配置検討により、保安林に該当する風力発電機を 17 基まで削減しております。</p> <p>保水力への配慮として、河川流域ごとの改変面積を可能な限り低減いたしました。</p> <p>なお、今後、許認可協議において、残置森林の設定による保安林の機能の保全等のさらなる配慮を行っていく予定です。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>養保安林が広がる地域であり、先に記載した各河川の重要な水源となっている山が、風力発電設備や道路の建設の実施のために広大な範囲にわたって森林伐採や地形変化・土地改良がおこなわれることから、水源地の山の保水力も減少・失われ、各河川の水量が減少し恒常的に良好な水量が得られなくなるのではないかと流域の地域住民は非常に心配している。また、今回の環境影響評価計画書に基づく、「現在の状況調査」では、事業者からは、本来は必要と思われる先に挙げた「各河川の水量等の調査は実施しなかった」との説明会での回答があった。また、環境影響評価準備書に本風力発電事業対象区域にあるブナの群落については風力発電設備の設置や道路の建設による造成を極力回避した旨の記載があったが、本風力発電事業対象区域（山地）の広葉樹はブナだけではなくトチノキ、ミズナラ等各種存在しており、それらの広葉樹等の森林を風力発電設備の設置や道路の建設による造成のために広大な範囲で伐採することにより、山の保水力が減少・失われて先に挙げた各河川の水量の安定性が失われ、ややもすると河川の濁水を招き、各河川の水環境に大きく影響し各河川水を利用した農業も重大な影響を及ぼすこととなる。環境影響評価方法書への福井県知事意見として、「近年、気候変動によるゲリラ豪雨や集中豪雨が全国的に発生しており、森林の伐採や地形改変による多量の濁水や土砂流失が懸念される」と言っていることから、大雨時に洪水や土石流の発生を招き大きな被害がでることも十分考えられ、当該地の住民の生活にも大な影響を及ぼすことが目に見えている。以上のことから本風力発電事業並びに風力発電設備の建設は廃止・中止すべきである。</p>	
86	<p>9. 今回の環境影響評価準備書の説明会の質問で、風力発電設備の基礎についての質問で、事業者からの説明では「基礎は高さ約4メートルで直径約16～20メートルの物で、建設地の地盤の状況によりコンクリート杭を必要量打ち基礎の補強を行う」との事であった。また、「本風力発電事業が終了したときに、その建設した基礎はどうするのか、解体、撤去・搬出し、土地を原状に回復するのか」との質問に対して、事業者の回答では、「基礎を設置した場所・土地の状況が基礎の解体、撤去により土地崩壊の土砂流失等まねくと考えられるときには、設置した基礎は解体・撤去・搬出せずにそのままの形で建設場所（山中に）残置する」との回答があった。このことから、20年後か50年後がわからないが本風力発電事業が終了した時以降、今回建設予定の風車39基の内の何基か何10基になるかわからないが、今回本事業により設置・建設される「風車の基礎」が山中に解体・撤去・搬出されずにそのままの形で残置されたままとなることが、十分予想でき、将来、大きな環境問題となるし、また、将来、「風車の基礎」が残置されれば、それは産業廃棄物の不法投棄と同じとも受け取られる状況になると考えざるを得ないし、大きな環境破壊・問題と言わざるを得ない。本来であれば本環境影響評価の項目にも取り上げるべき重要な事項でもある。環境問題を盾にして、再生エネルギーとして実施される、本風力発電事業であればこそ、なおさら断じて許される行為ではないと考える。更に、「本風力発電事業が終了したときには、風車の解体・撤去・搬出はもとより、風車の基礎も解体・撤</p>	<p>風車の基礎については、「既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン」（一般社団法人日本建設業連合会、2020年）を参考に撤去方法を検討する考えです。なお、基礎を完全に撤去する場合、周辺地盤を沈下させるおそれもあるので、風車基礎を設置する土地所有者の方々と協議して決めていくこととなります。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>去・搬出し土地を設置前の原状に回復する」ことが本来あるべき姿・形であると考え。加えて、今まで事業者からは将来、本風力発電事業が終了した後は「土地は設置前の原状に回復する」と聞き、そのようになると信じていた本事業対象実施地域の住民、ましてや事業対象実施区域や風車が設置される土地所有者(土地地権者)としては許されない問題であると共に、後世の地域住民や土地地権者(子供や孫)にそのつけを残すもので到底許されない。以上のことから本風力発電事業は即刻、中止すべきであるし、上記のような事業者の考えで将来に亘って進められる、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設は廃止・中止すべきである。</p>	
<p>87</p>	<p>10. 本風力発電事業の風力発電設備の建設や機器搬入路等の工事、建設に併せて広範囲にわたって森林伐採及び大規模な地形改変や土地改良が行われることから、近年の気候変動によるゲリラ豪雨や集中豪雨、また、事業実施地域にある柳ヶ瀬断層等の活断層の活動による地震等の自然災害により、事業実施区域と周辺地域に山崩れや土石流の発生・土砂流出による自然破壊等が発生する恐れがあると考えられること、また、同様に風力発電設備や建設機材の搬入道路等の建設の実施のために広大な範囲にわたって森林伐採や地形変化・土地改良がおこなわれることや風車の稼働による風車付近の騒音、低周波等により、その事業実施区域と近隣区域の生態系への影響並びに植生の大きな変化することによるシカの増加による影響や、事業実施区域の動物の生活環境の変化や風車の稼働による風車付近の騒音、低周波等の影響による猪・熊・サル・シカ等の動物が里地・農作地に山から下りてきて農作物に被害をあたえること等が十分懸念される。加えて、このような自然災害の発生や鳥獣被害の拡大について事業実施区域(南越前町の堺地区)の地域住民は非常に危惧している。そう言う中にあるのに、今回の本環境影響評価準備書には、この点の影響や保全対策についてあまり述べられていないように思える。そのような状況の下で本環境影響評価準備書により今後、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設を進めることは、非常に問題があると考えられることから、本風力発電事業並びに風力発電設備の建設は廃止・中止すべきである。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>方法書段階より風力発電機の設置基数を削減し、道路及びビヤードについても起立装置付きの特殊トレーラーの使用やクレーンを用いたブレードの据付は空中で1枚ずつ組み立てる等の工法の工夫も行うことで可能な限り改変面積を小さくする取り組みを行っております。集中豪雨やゲリラ豪雨のような大雨の際、降雨終了後、現場の点検を行い、土砂の洗堀や法面の崩壊があればすみやかに補修対応を行います。地震について、風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて対象事業実施区域における地盤状況を調査し、地震荷重を算出し、その荷重に耐える構造設計といたします。当該構造設計は、国の安全基準に合致しているかを第三者の評価及び認証を受けることとなります。</p> <p>野生動物による被害については、既存の風力発電所構内でもイノシシやクマ等の野生動物が逃避することなく確認されていることから、野生動物が里地や農作地に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。但し、当該地域におけるニホンジカの生息数増加に伴う影響は深刻に受け止めていますので、地域関係者とも協議の上、スキー場跡地等においてシカの捕獲を行う計画としております。引き続き、地域住民の方々のご懸念等について、しっかりとコミュニケーションを取り、懸念解消に努めて参ります。</p>

第 2-1 表(13) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
88	<p>日本イヌワシ研究会は、1981 年の発足以来、わが国で絶滅の危機にあるイヌワシの調査研究と生息地保全に取り組んでいます。当社の調査研究によって、国内に生息するイヌワシの繁殖成功率が 10% 台にまで低下していること、既知の生息地から消失してしまったつがいが、これまでに 120 つがいにのぼること等が明らかとなっています。</p> <p>事業が計画されている高時川ならびに日野川の源流部は、イヌワシならびにクマタカの生息地、すなわち生物多様性が保全された自然度の高い地域であることが、従前から知られています。貴社の環境影響評価の調査においても、その一端を再確認されたことが準備書から読み取れました。しかしながら、当地域の自然環境の価値について、広域を俯瞰した評価がおこなわれていません。そのため、当計画が生物多様性保全と再生可能エネルギー推進とのバランスを欠いた計画であることが認識できていません。</p> <p>1. イヌワシへの影響について 当計画の事業実施想定区域から 10km 以内に 2 つがいのイヌワシの営巣地があります。岩手県のユラス釜石広域ウインドファームでは、巣から 18km 離れた場所でイヌワシの衝突死が発生しており、当計画では、衝突死をはじめとする重大な影響が避けられないと考えるべきです。</p> <p>猛禽類では、幼鳥が巣立ちした場合と巣立ちに至らなかった場合では、行動や利用場所等が異なります。そのため、猛禽類保護の進め方（環境省 2012）では、「繁殖が成功した 1 シーズンを含む 2 営巣期」の調査を実施すべきとされています。準備書の調査期間（2018 年 11 月～2020 年 11 月）では、これら 2 つがいのイヌワシは、いずれも繁殖に失敗し、幼鳥が巣立ちしていないため、繁殖成功年の情報が欠落した状態であり、影響を評価するには不十分です。</p> <p>計画地に生息しているイヌワシ 2 つがいのうち、滋賀県内に生息している 1 つがいは、特に繁殖成績が良く、イヌワシの繁殖成功率が全国的に低い状況にある中、非常に重要なつがいです。また現在、滋賀県内に生息するイヌワシはわずか 4 つがい、近畿全体でも 9 つがいが生息するのみです。イヌワシが生息している場所は、最後に残された自然度の高い場所であることは明白であり、計画地に近畿最大のブナの自然林が広大に残されていることもこれを裏付けています。</p> <p>準備書では、計画地が、広域を俯瞰して特に重要な残すべき自然環境であることを適切に評価できていません。</p>	<p>ご指摘のとおり、現地調査を実施した 2 年間は既知のイヌワシが繁殖しておりません。しかしながら、繁殖した場合は、繁殖しなかった場合より行動範囲が狭いことが知られていることから、行動範囲は広い年であったという認識です。</p> <p>非繁殖年においても主要な行動範囲は対象事業実施区域までの距離の半分以下であり、繁殖年における主要な行動範囲はさらに狭くなると考えられます。営巣地周囲から対象事業実施区域までの離隔距離を考慮すると、繁殖年における調査より非繁殖年における調査が重要であると考えております。</p> <p>また、釜石のイヌワシの衝突死の事例については、専門家への意見聴取を行い、元々夏から秋にかけて 3 ペアぐらいが利用していた場所であったが、事業者の方では自主アセス時には 7 月から 10 月にかけて殆ど調査を行っておらず、その状況を把握できておらず、衝突は自主アセス時に調査を行っていなかった 9 月に起きたことが分かりました。一方、本事業の環境調査においては、2 年間の調査を実施した結果、対象事業実施区域上空を通過した個体は確認されていないことから、状況が異なるものと考えております。</p> <p>なお、対象事業実施区域内で確認がなかったものの、改変により採餌環境が変化することによる誘引の可能性についても検討いたしました。その結果、建設後に餌場として誘引される可能性は低いと予測しましたが、予測には不確実性があるため、事後調査を実施し、イヌワシの飛来状況を確認することとしております。</p>
89	<p>2. クマタカへの影響について 準備書では、クマタカの年間予測衝突数が、0.4679 回と算出されています。これは、計画地に生息するクマタカが、2 年に 1 羽の割合で衝突死することを示しており、極めてリスクが高いと言えます。</p> <p>対策として目玉シール等が提案されていますが、霧の発生時や降雨の際には目玉シールは視認できません。また、鳥類は学習効果が高く、忌避行動は一時的なものであることが知られているた</p>	<p>年間予測衝突数は机上の計算であり不確実性を伴うものです。工事中及び稼働後にクマタカの生息状況調査を行い、風力発電機付近における飛翔行動の変化についても確認いたします。また、風力発電機への彩色（目玉シールの貼付等）については、日本鳥学会 2021 年度大会「風力発電への鳥類忌避対策としての目玉シールと鳥除けスピーカーの効果検証」でノスリに対して一定の効果があることが発表されています。また、環境省の「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防</p>

(表は前ページの続き)

	<p>め、効果は一時的なものにとどまり、衝突死を避ける対策としては、極めて効果が低いと考えるべきです。</p>	<p>止策の検討・実施手引き（改定版）（案）」によれば、オジロワシに対しても効果がみられています。ノスリやオジロワシの主な狩場は開けた草地であり、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）によると、クマタカは主に森林内を狩場としていますが、林縁や小面積の疎開地（伐採跡地など）といった比較的開放的な環境も狩場として利用しています。</p> <p>本事業によって風車ヤードや道路など新たに開けた環境が生じることから、同様の効果がみられる見込みはあると考えております。</p> <p>なお、その効果についても事後調査で検証する計画です。また、引き続き、情報収集に努め、目玉シールの貼付等以外にも環境保全措置を検討していきます。</p>
90	<p>3. 再生可能エネルギー推進と生物多様性保全とのバランスについて</p> <p>日本生態学会は、2021 年 3 月に公表した「再生可能エネルギーの推進と生態系・生物多様性の保全に関する基本的な考え方」において、以下のように指摘しています。</p> <p>気候変動対策と生物多様性保全は、ともに将来世代の利益につながる重要な問題であり、<u>一方の問題解決のため、もう一方を犠牲にすることは望ましくない。</u>気候変動対策と生物多様性保全のいずれもが両立するような最適解を見つけることが望ましい。そのためには、再生可能エネルギー施設を検討する段階において、生物多様性保全上重要な地域や猛禽類の生息地や渡り鳥の移動ルートなどをあらかじめ回避することにより、生態系や生物多様性に配慮した立地選定をすることが最も重要である。</p> <p>計画地は、近畿最大のブナ林が広がる生物多様性保全上重要な地域であり、希少猛禽類のイヌワシならびにクマタカの生息地であり、渡りのルートでもあります。すなわち、当計画地は、日本生態学会が指摘する「あらかじめ回避すべき場所」にあたります。当計画によって得られる気候変動対策としての効果に対し、喪失する生物多様性が大きすぎて自然環境への影響が甚大であるため、非常にバランスの悪い計画と言えます。</p>	<p>植生の現地調査の結果、対象事業実施区域内に自然植生のブナ群落（ヤマソテツ下位単位）が分布していますが、改変を回避する計画としました。また、環境省の特定植物群落である「栃ノ木峠のブナ-オオバクロモジ群集」、「栃ノ木峠附近のブナ林」についても実態を把握したうえで、配置計画を検討しました。本事業の風力発電機の設置等に伴う樹木の伐採は最小限度にとどめ、改変面積の削減や切土の削減に努めること等により、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られるものと考えております。今後についても、引き続き可能な限り環境影響を低減するように検討してまいります。</p>
91	<p>4. 説明会等の実施について</p> <p>2022 年 5 月 25 日に余呉文化ホールで開催された住民説明会の場において、複数の住民から調査の不備ならびに説明不足が指摘され、貴社は今後さらなる説明と対話の場を設けることを表明されました。このことについて、真摯に対応することを求めます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。</p>
92	<p>以上より、日本イヌワシ研究会は、配慮書 方法書の意見に引き続き、(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に対して、「中止」を含む抜本的な見直しを求めます。また、勉強会やシンポジウムの開催などを通じて、広く市民の意見を聞く機会を持つことを求めます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。</p>

第 2-1 表(14) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
93	<p>(仮称) 余呉南越前第一・第二ウインドファーム発電事業(事業者:株式会社グリーンパワーインベストメント、第一事業:最大総出力 84,000kW・20基、第二事業:最大総出力 79,800W・19基)は、当初は建設予定の 50 基のうち 38 基が保安林内に建設予定であったが、今回の環境影響評価準備書段階では 17 基に削減された。また、住環境面で懸念があった北西側のエリアを計画から除外し、特定植物群落の栃ノ木峠のブナ林への影響を配慮して、計画エリアの変更がされた。</p> <p>一方で、本環境影響評価準備書は、以下に述べるように環境調査が不十分であるとともに、図表に多くの不備があることが指摘される。このような不十分な環境影響評価準備書では、本事業による環境影響を正しく評価することは不可能であり、再度の調査を行ったうえで、環境影響評価準備書の縦覧手続きをやり直すべきである。</p> <p>1. 底生生物および魚類の調査地点数が少なすぎる 本事業は複数流域の尾根部の土地改変を行うことが計画されており、本事業による流域の生態系への影響が懸念される。しかし、本環境影響評価準備書作成のために行われた各河川の調査地点は 1～2 地点と極めて少ない。特に美土呂川は集水域内に 7 基もの風車建設が予定されているにも関わらず、日野川との合流付近の 1 地点 (W3) のみの調査に留まっている。これでは底生生物や魚類の状態を十分に把握することはできない。各河川において 3～5 地点の調査を追加で行い評価すべきである。</p>	<p>魚類及び底生動物の調査地点や調査方法は現地調査の開始前から専門家にもご相談し、方法書の審査を受けて方法書の計画に基づき現地調査を実施いたしました。</p> <p>また、現地調査結果についても専門家に確認をしていただいたところ、現地調査で確認されている種は、ほぼその地域で生息することが想定される種であるご意見をいただいております。</p> <p>これらのことから、調査地点の不足はないと考えております。</p>
94	<p>2. 林冠木のサイズ調査の地点が少なすぎる 自然度の高いエリアで、林冠木のサイズ構造の調査を行った点は評価に値する。しかし、林冠木の調査を行ったのは、わずかに 1 箇所に過ぎない。これでは調査をしたという事実を得るためのアライバイとして行ったと言わざるをえない。そのため、林冠木のサイズ構造の調査地点数を増やして再度調査を行うべきである。また各群落で行った植物社会学的な植生調査の地点も少な過ぎ、植物の組成の検討には不十分である。</p>	<p>林冠木のサイズ調査は、方法書時点では計画しておらず、植生自然度を評価するための基礎資料を得ることを目的に自主的に補足的な調査を 6 地点において行ったものです。調査の目的は果たしておりますので、さらに追加調査を行う予定はございません。</p> <p>植物社会学的植生調査法による調査地点の設定については、調査対象群落の主要構成種が十分に出現すると想定される地点を設定しております。地点数は自然度や分布している植生の面積に応じて設定しています。例えば、自然度が高い植生については地点数を多く設定しますが、スギ植林などの代償植生についてはそれほど地点数は多く設定する必要はないものと考えております。</p>
95	<p>3. 複数の図表の読み取りが困難である 10.1.4-759 など縦横比を大幅に歪めた読み取りが困難な図表が複数存在し、自然環境への影響を正しく解釈することは困難である。このような環境影響準備書の縦覧は、環境影響評価手続きを根幹から歪めるものであり、今後パブリックコメントを求める機会がないことを踏まえ、図表を作成し直したうえで、再度の環境影響評価準備書を公表し、パブリックコメントを求めるべきである。</p>	<p>2 枚の図面を 1 ページに収めていたため、見にくかったというご指摘と理解いたします。</p> <p>晴れのとおり及び曇りのときの図面を横に並べることにより比較がしやすいと考え p10.1.4-759 のように配置しておりましたが、ご指摘を踏まえ、評価書においては 1 ページ 1 図面の表示にいたします。</p>
96	<p>4) 準備書の公開方法が誠実性を欠いている 準備書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が 1～1.5 ヶ月と短く、また、縦覧場所も限られている。インターネット上で閲覧は可能ではあるが、印刷やダウンロードができない。本書のように図表や調査内容に多数の</p>	<p>環境影響評価法に基づいて、縦覧期間や電子縦覧等の設定を行っております。また、印刷やダウンロードができないことについては、資料の無断転載や加工編集等の著作権侵害やセキュリティの観点において、そのような措置を取らせて頂いております。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>問題がある場合でも、再度の確認を縦覧期間終了後に行うことはできない。</p> <p>環境影響評価書は地域住民や利害関係者等が常時、容易に精査できることが、環境影響評価の信頼性を確保するものであり、地域との合意形成を図るうえでも不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、環境影響評価の図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。</p>	
	以上	

第 2-1 表 (15) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
97	①イヌワシ、クマタカ、特にクマタカは工事中はもちろん、事業（稼働）継続中は必ずどこかへ、移動するであろうから、その経緯を追跡しておき、今後のアセスの参考とすべきと思う	<p>希少猛禽類の事後調査は工事中及び稼働後に実施する計画です。稼働後の調査は得られた調査結果及び専門家の意見を踏まえて継続の要否を判断することとしております。</p> <p>事後調査で得られたデータを今後のアセスにも活用できるように飛翔状況等の把握に努めたいと考えております。</p>
98	②水質について、経過報告（稼働後）をすべきである	稼働後は現地に管理事務所を置き、運転保守員が近隣の河川についても目視確認をできる体制を取りつつ、近隣地域からの問い合わせへの対応を行えるように致します。

第 2-1 表(16) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
99	<p>・「環境保全措置」をとると説明ありましたが、分断された植生や水脈、失われた生息地、生態系は元に戻せません。失われるものがあまりに多いため、尾根付近での伐採・工事には反対です。</p>	<p>山地形での風力発電について、発電に必要な風況を鑑みると尾根上に風車の設置が必要となります。また、道路については、急な斜面に設置するよりも尾根上に設置する方が法面を少なくできるため、尾根附近を中心に道路の造成も計画致しました。本事業の実施による影響はゼロにはできませんが、植生や生態系等の自然環境への影響を可能な限り低減するため、方法書段階に計画していた風力発電機の設置基数を 50 基から 39 基に削減し、風力発電機のブレードの輸送時には、起立装置付きの特殊トレーラーを輸送に用いることで道路建設を必要最小限に抑え、樹木を極力伐採せずに済む工法を採用しました。なお、工事の実施前にはボーリング調査を実施の上、地下水脈に影響が生じないように留意致します。</p>
100	<p>・5月24日の説明会で、風車から発生する超低周波音・低周波音が野生動物に与える影響についてお尋ねしたところ、「家畜と異なり野生動物では研究がされておらず、知見が無い」という回答でした。生態系への影響が未知数なら、「影響の回避や低減」もおこなわなくて良いことになるのでしょうか。このまま超低周波・低周波を発する装置を自然界に設置し、後で深刻な影響が出た場合、誰が責任を取るのでしょうか。</p>	<p>超低周波音が野生動物へ与える影響については、現状、知見はありません。また、風力発電から発生する超低周波音が原因で生態系に影響を及ぼした事例は国内外の風力発電所において報告されておりません。今後も、最新の知見や情報の収集に努めてまいります。</p>
101	<p>・環境省は平成 29 年に「風力発電施設から発生する低周波と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できない」という見解を出していますが、風力発電施設稼働後に実際に健康被害が出た場合、また、それに伴い転居や転職を余儀なくされた場合、救済措置は無いのでしょうか？</p>	<p>風車稼働後に苦情等があれば、現地管理事務所でまず状況をお伺いし、必要に応じて調査させて頂きます。また、状況や原因等に応じて、しかるべき対応をさせて頂きます。</p>
102	<p>・濁水到達推定距離の算出に、降雨量、降雪量は加味されていませんでした。予測として不十分だと考えます。</p>	<p>推定距離の予測式は沈砂池から河川までの離隔距離と地形の傾斜より、排水が流れる距離を算出することで、沈砂池の排水が直接流入しないよう常時水流から離隔をとった対策ができていくかという観点で評価をしております。降雨量と水が流出する量を反映できないため、長期に及ぶ降雨や大雨の際に沈砂池排水の到達距離が、どのように変わるか定量的に予測はできませんが、林地開発許可基準等の許認可協議を通して、改変区域に設置する沈砂池等の濁水対策設備の設計や対策を引き続き詳細に検討し、周辺の水環境に配した事業計画を策定してまいります。</p> <p>積雪のある冬季は休工となります。濁水影響に関わるのは降雪及び積雪そのものの気象条件ではなく、積もった雪が解け出る融雪水による法面の崩壊や裸地面の洗堀が原因で発生する濁水影響が想定されるかと考えます。融雪水による法面の洗堀及び崩壊を防止するため、休工前において、ヤード及び法面については転圧作業まで完了させ、融雪水によりヤードの洗堀及び法面の崩壊が起こらないよう対策します。また、冬季休工明けの際、まず沈砂池内の土砂や雪等を除去し、まとまった降雨後や融雪期にヤード沈砂池排水先周辺の土壌に水道（みずみち：排水が土壌に浸透せずに流れ出た痕跡）がないか、確認し、水道ができていない場合は土嚢などで水道を防ぐことにより土壌浸透を促します。</p>

(表は前ページの続き)

103	<p>・地形改変や伐採により生息地を迫られた野生動物が人里へ降りてくることや、農作物被害の増加が考えられますが、対策や補償はあるのでしょうか？</p>	<p>野生動物への影響の低減から極力樹木等の伐採を減らすように風車の搬入や組立時の工法を工夫した事業計画としております。また、既存の風力発電所構内でもイノシシやクマ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害被害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。</p>
104	<p>・コウノトリ飛来が見られる地域なのに、準備書にはコウノトリに関する記載がありません。コウノトリについても影響評価が実施されるべきではないでしょうか。</p>	<p>コウノトリについても現地調査及び影響予測を準備書において行っております。現地調査で確認されたコウノトリの確認位置は、準備書のp10.1.4-14に、コウノトリの影響予測はp10.1.4-21にお示ししておりました。</p>
105	<p>・景観調査報告の項で、私の住む集落に関して「景観資源としての価値は乏しい」という表現がありました。そのような評されたこの景観は、私にとっては、この地で暮らす意義のひとつとなっており、かけがえのないものです。“景観資源価値”が低いとされる地なら、そこから風力発電施設が見えるようになって問題無いと考えられているのでしょうか。そもそも、この価値は、他所の調査会社や事業者が勝手に決めることでしょうか。</p>	<p>誤解を生じる記載があり、大変申し訳ございません。「⑩大桐地区」の含まれる「表 10.1.7-3 風力発電機の視認状況の予測結果」の、「写真において明らかに捉えられる景観資源がない」という記載を指してのご意見と受け止めております。環境影響評価における景観資源については、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に記載される「自然景観資源」を対象としており、「⑩大桐地区」のフォトモンタージュにおいて、明らかに特徴をとらえることのできる、「自然景観資源」は確認されなかったという意図で記載をしております。地域住民の皆様が日常的に眺望する身近な景観も大切な眺望景観であると考え、「⑩大桐地区」のフォトモンタージュを作成しております。</p>
106	<p>・国内では風車が製造されていないため輸入することになるが、工場から港へ運び、船積みして海上輸送し、日本の港から陸送し山の上の現場まで運びあげるのに、どれだけの燃料・資源を要し、どれだけのガスが排出されるのでしょうか？</p>	<p>本事業における輸送時の燃料の消費量やガス排出量は予測しておりませんが、電力中央研究所の報告(日本における発電技術のライフサイクルCO2排出量総合評価、2016年)によると、各発電種類(火力、原子力、太陽光、風力など)において、発電燃料の燃焼に加え、原料の採掘から発電設備等の建設・燃料輸送・精製・運用・保守等のために消費されるエネルギーを対象に二酸化炭素排出量を算定したところ、石炭火力が平均して、943g-CO2/kWhに対して、陸上風力で平均26g-CO2/kWhとなっております。</p>
107	<p>・報告された調査結果は、自社計画の部分だけでした。3事業(藤倉山風力発電事業、鉢伏山風力発電事業、余呉南越前ウィンドファーム発電事業)が全稼働した場合の値を出さないと、適切な評価はおこなえないのではないのでしょうか。</p>	<p>(仮称)鉢伏山風力発電事業及び(仮称)福井藤倉山風力発電事業については、本事業の準備書作成段階において、まだ方法書段階であり、風力発電機の設置予定位置が公開されていなかったため、累積的影響の予測を行っておりません。今後、本事業の評価書作成段階までに、当該事業の風力発電機の設置予定位置が公開された場合、累積的影響の予測を行います。</p>

第 2-1 表(17) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
108	<p>・風車が設置されるブナなどの自然林がつづく尾根及びそこへ至るまでの山腹を切り開いて通される作業道路は、山肌・地表を流れて行きわたる水によって育まれている植性を分断し、その植性を変えてしまう可能性が高い。自然林が豊かな山域に悪影響を与えるので反対です。また、太い道路は近年の気候変化で降ることの多い激しい雨、また雪溶け時に今までなかった水の流れ(川のように)を生み、その流れが山肌をけずる(予想つかない場所に)こととなります。なので反対です。二次的に動物への影響もあるでしょう。</p>	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。</p> <p>また、降雨時の雨水は、各風力発電機ヤード等に設置する沈砂池に集水し、土砂等を自然沈降させた上で土砂沈降後の上澄みを場外に排出し、場外の林地土壌に浸透させる計画としております。道路については一定区間に横断側溝を設置し、分散排水させることで、林地の土壌に自然浸透させます。沈砂池及び横断側溝の排出先には、フトン籠を設けることで、排水による土壌侵食を防止します。</p>
109	<p>・尾根を縦断する高層ビル級の風車はクマタカやコウノトリなど希少な動物の移動を妨げ、生命の危険も考えられます。</p>	<p>風力発電機が設置された後に猛禽類を対象とした事後調査を行います。その際にコウノトリなどの重要な種についても留意いたします。</p>
110	<p>・同山域は貴社の他に2つの企業が同様の風力発電計画をすすめています。合計の風車数は68基に及びます。この全国でも最大級になる規模の風車群が発生させるトータル的な周波数の影響を総合的に検証する必要があり、また町もその要請をしています。まだ出されていないのは何故か。</p>	<p>(仮称)鉢伏山風力発電事業及び(仮称)福井藤倉山風力発電事業については、本事業の準備書作成段階において、まだ方法書段階であり、風力発電機の設置予定位置が公開されていなかったため、累積的影響の予測を行っておりません。今後、本事業の評価書作成段階までに、当該事業の風力発電機の設置予定位置が公開された場合、累積的影響の予測を行います。</p>
111	<p>・「環境影響評価準備書」には私が住んでいる集落から風車が見えるモニタージュについて「景観資源としての価値が乏しい」という内容が書かれていました。私たちはこの景観を大切にしています。また、町では南越前町景観条例をつくり、町全域がその対象になっています。この条例もしくは、町民指標「愛します豊かな自然 海・山・里 つくります すこやかな心とからだ 育てます 助け合う優しい人とまち 伝えます 未来に向けた歴史と文化」の言葉に合わないためこの計画に賛成できません。</p>	<p>誤解を生じる記載があり、大変申し訳ございません。「⑩大桐地区」の含まれる「表 10.1.7-3 風力発電機の視認状況の予測結果」の、「写真において明らかに捉えられる景観資源がない」という記載を指してのご意見と受け止めております。環境影響評価における景観資源については、「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に記載される「自然景観資源」を対象としており、「⑩大桐地区」のフォトモニタージュにおいて、明らかに特徴をとらえることのできる、「自然景観資源」は確認されなかったという意図で記載をしております。南越前町全域が「南越前町景観計画」の対象となっており、南越前町内の身近な景観も、大切な眺望景観であると考え、「⑩大桐地区」等のフォトモニタージュを作成しております。</p>
112	<p>・これからは大規模な開発よりも地域で生産消費していく産業構造が必要になると思います。その中で人口約1万人の南越前町に国内最大級の風力発電事業は必要性を感じることができません。</p>	<p>風力発電の導入により、日本の地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上につながることは、日本に暮らす一人ひとりにとって重要であると考えます。また、地元地域においても、本事業を通じて、地域振興につながる取り組みを継続的にやっていく考えです。</p>

第 2-1 表(18) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
113	<p>風力発電自体は環境にやさしくて良いと思いますが、今回の事業は建設時に多くの環境を破壊し、運転中も含め多くの動植物に多大な悪影響を与えかねません。</p> <p>また、住民の住む地点から 1.5km~2.9km しか離れておらず、騒音や低周波の影響がとても心配です。</p> <p>山岳地帯ではなく、環境負荷が少ない洋上での発電はいかがでしょうか？事業の見直しを希望します。</p>	<p>対象事業実施区域の位置について、風力発電に適した好風況が見込まれること、スキー場跡地や付随するアクセス道路等が存在していることから、風力発電所建設における風力発電機器や資材等の搬入が可能であると判断し、選定いたしました。</p> <p>また本事業は環境への配慮のため、現地調査結果を踏まえ、事業計画の見直しを行っております。</p> <p>具体的には、風力発電機の基数の削減、道路延長の削減、風力発電機の輸送及び据付工法の工夫により、風力発電機の部材運搬や工事量を低減させ、改変面積を低減し、動物、植物及び生態系への影響を低減いたしました。</p> <p>また、住宅から距離が近かった対象事業実施区域北西部での風車配置を取りやめることで騒音・超低周波音による住宅等への影響を低減いたしました。</p>

第 2-1 表(19) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
114	<p>準備書にかかる意見を記述 環境保全に限定するのは不適切</p> <p>1 風力発電計画場所の選定について 選定 3 大要素を満たす場所は当該地域だけでは限らないこと、当該地域は、すでに原発においてカーボンニュートラルに寄与しているとともに、原発事故のリスク (30km 圏内) を負っていること及び地元が風力発電を誘致していないことから、なぜ当該地域にかかる風力発電に伴うリスク・ダメージを負わなければならないのか、理解できない。</p>	<p>本事業対象地は風力発電の適地と考えており、賛同して下さっている地元の方々もいる中、引き続き、より多くの方々の理解や賛同を得られるよう努めてまいります。</p>
115	<p>2 住民に対する説明について 方法書の説明 1 回のみ。14 名住民参加、時間で質問を打ち切る、メモをとる機の準備なし、質問に対し抽象的な説明(回答)が散見されること等、住民の理解を得たいという熱意・意図がほとんど感じられない。</p>	<p>住民の方々への説明方法について引き続き改善すべき点を検討し、より多くの方々の理解や賛同を得られるよう努めてまいります。</p>
116	<p>3. 準備書全般について (1) 記述態度「…を低減する。…に努める。…可能な限り…」が多用され、どの程度低減するのか不明。努力すればよい、会社側主体の記述で到底理解できない。 (2) 数値 すべての数値が基準値を下回っており、かえって信頼性を疑わざるを得ない。(測定地点の問題、予測値の適用要領の不透明さがあると史料する。)</p>	<p>準備書における環境影響の評価については「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和 2 年) (以下、「発電所アセスの手引」) を参考に、環境保全措置を講じることにより、環境への影響を実行可能な範囲内で回避又は低減しているかどうかを記載しております。環境保全措置を講じて低減された予測の結果については、準備書 10 章の各評価項目の「予測結果」の項にお示ししております。</p> <p>また、調査、予測及び評価の手法については国のマニュアルや基準等に基づいております。すべての数値が基準値を下回っているのは環境影響を低減できるよう事業計画において配慮を行ったためです。今後、本準備書における審査も踏まえて、修正等が必要なものがあれば、評価書において対応致します。</p>

(表は前ページの続き)

117	<p>各論について</p> <p>(1) 風車騒音 模型を作成し、シュミレートしたわけではないので、基準値を下回っているからといって騒音が住宅地でないとは断言できないと史料する。NHKの調査(2010年10月)では10基以上ある施設(58か所)では45%で苦情が認められるとのことである。住宅(地)の防音工事、移転費用の補償を「しかるべき処置」として約束しなければ、住民の理解は得られない。</p>	<p>風車騒音については、本事業で設置する風力発電機の高さや本地域の地形を考慮し、地形による音の回折や地面での音の反射を考慮した定量的な予測を行っております。その結果、予測対象とした風力発電機から最寄りの集落を含むすべての地点において、現況の騒音からの増加分はない結果となりました。但し、稼働後に、騒音の苦情等があれば、対応できるように、現地に管理事務所を置きます。事情や状況を確認の上、調査や対策など必要な措置の検討を致します。</p>
118	<p>(2) 工事に伴う排土(残土)地域外に出さないというが、定性的な説明では理解できず土石流のおそれを否定できない。(対策の有効性に疑問)</p>	<p>本事業の計画地については、林地開発許可基準等の許認可を踏まえ、山地の崩壊や土砂災害の対策を十分に講じて、安全な事業計画を策定してまいります。</p>
119	<p>(3) 樹木の大量伐採 伐採する樹木の種類・本数が調査されていない。</p> <p>ア. ブナ、コナラ、クヌギ、オニグルミ、アベマキ、クリ等は、ツキノワグマの好む木の実であり、大量伐採により、クマのエサがなくなり、集落に出没する頻度が増え、住民に危害を及ぼす可能性が大となると予想されるが、準備書では考察がない。</p> <p>イ 保水力減少の考察が不十分。線状降水帯が火力発電施設にかかった場合(時間100mm以上の降雨)の、河川の水量、土石流の危険性にかかる評価ができていない。</p>	<p>ア. 山地広葉樹林は、調査範囲内で約2,110ha、対象事業実施区域内で約667ha分布しております。そのうち改変を行うのは約44haであり、樹木の伐採は必要最小限にとどめるような計画いたしました。</p> <p>ツキノワグマについては、風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は必要最小限にとどめ、改変面積、切土量の削減に努める等の環境保全措置を講じることで、エサ資源であるどんぐりなどをもたらす広葉樹の減少を抑えました。環境影響評価準備書は、重要な種や重要な生息地・生育地を対象に影響評価を行っており、野生動物が住民に危害を及ぼす影響については扱っておりませんが、野生動物への影響の低減から極力樹木等の伐採を減らすように風車の搬入や組立時の工法を工夫した事業計画としております。なお、既存の風力発電所構内でもイノシシやクマ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。</p> <p>イ 保水力への配慮として、河川流域の改変面積を低減しております。なお、豪雨による土砂災害の懸念から、河川の水量や土石流の危険性にかかる評価をすべきというご意見をいただいていると史料いたします。防災面に関しては環境影響評価とは別途、森林法に基づく林地開発許可制度の中で県等の審査を受けるため、本図書の中では予測評価は実施しておりません。</p>

(表は前ページの続き)

120	<p>(4) 猛禽類の保護 11種とその営巣地を確認している事実を野鳥保護団体は知り得ているのか、また意見交換しているのか。また、バードストライクの有効な対策がとれないと言うことであれば、鳥類は犠牲にしてもやむを得ないと考えているのか。</p>	<p>野鳥保護団体とは調査方法や調査地点、調査結果等について意見交換を行っております。また、風力発電機への彩色(目玉シールの貼付等)については、日本鳥学会 2021 年度大会「風力発電への鳥類忌避対策としての目玉シールと鳥除けスピーカーの効果検証」でノスリに対して一定の効果があることが発表されています。また、環境省の「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き(改定版)(案)」によれば、オジロワシに対しても効果がみられています。ノスリやオジロワシの主な狩場は開けた草地であり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省、平成 24 年)によると、イヌワシは低木疎林や風衝草原、林内ギャップのような自然由来の環境と、伐採跡地や採草跡地のような人為由来の環境を採食地としています。また、クマタカは主に森林内を狩場としていますが、林縁や小面積の疎開地(伐採跡地など)といった比較的開放的な環境も狩場として利用しています。</p> <p>本事業によって風車ヤードや道路など新たに開けた環境が生じることから、同様の効果がみられる見込みはあると考えております。</p> <p>なお、その効果についても事後調査で検証する計画です。また、引き続き、情報収集に努め、目玉シールの貼付等以外にも環境保全措置を検討していきます。</p>
121	<p>(5) 水質、地中深く(約 4m?) 掘開することによる地下水に及ぼす影響が考察されていない。また、法面緑化による植性の早期回復すると記載されているが、樹木を伐採した跡に植草しても、効果は極めて少ないのではないのか。</p>	<p>工事前にはボーリング調査を実施の上、地下水脈に影響が生じないように留意いたします。</p> <p>法面については、降雨による浸食による土砂流出が問題になります。法面を草地にすることで、浸食、土砂流出を抑制するとともに、降雨を浸透させ、地下水量の変化を抑制します。</p>
122	<p>(6) 附帯設備について、ケーブル、変電所の位置等の説明が不十分</p>	<p>ケーブルは基本的には道路の地中に埋設する計画です。また、変電所の位置については、対象事業実施区域内に計画しております。詳細については、電力会社との協議を踏まえて、最終決定する予定です。</p>
123	<p>(7) 風車の基数の減少(50基から39基)なぜ減少させたのか説明がない。</p>	<p>方法書時の計画より、特に住宅からの距離が近かった対象事業実施区域北西部での風車配置を取りやめることで、騒音や超低周波音、風車の影による住宅等への影響の低減を図りました。また、周囲から視認される風力発電機の基数を減らすことで、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への配慮を図っております。合わせて風力発電機の基数が削減し、改変面積を低減することで、動植物への影響にも配慮いたしました。さらに、自然植生のブナ群落(ヤマソテツ下位単位)の改変を回避し、クマタカの営巣中心域に配慮した風車配置とすることで、環境への影響に可能な限り配慮した事業計画を策定しております。上記の内容を準備書 p2.2-61~2.2-77 に記載いたしました。</p>
124	<p>(8) 地元雇用というが、人数、職種が不明</p>	<p>現地管理事務所において発電所の維持管理として地元雇用の予定です。人数等の具体的な採用計画については、今後の事業進捗に応じて決定していきます。</p>
125	<p>(9) 事業の継続・撤収について一応説明を受けたが、具体性に欠ける。特に米のパターエナジーが 44%の出資をしていることに危うさを感じる。</p>	<p>弊社の株主としてパターンエナジー社が出資しておりますが、出資比率は公開しておりません。また、米国において複数の風力発電所の事業運営を行っていることから、そのノウハウや資金面において連携し、長期的に安定した操業ができ</p>

(表は前ページの続き)

		るように取り組みます。
126	<p>(10) 風車への落雷、山林火災発生リスク記述なし。 また、豪雪による風車の倒壊による山林、住民への影響の記述なし。</p>	<p>風力発電機への落雷及び火災のリスクについては、「発電所アセスの手引」の環境影響評価の参考項目となっておらず、本準備書でも評価の対象としておりません。但し、落雷や火災、地震等について、電気事業法や消防法等に準拠した設計や事業運営を行います。万一の時に備えての保険加入や、現場管理事務所での安全管理体制の構築を行います。</p> <p>また、豪雪による風力発電機の倒壊が起きないように、国の建築基準法等の基準等に適合した安全な設計・施工を実施いたします。</p>
127	<p>(11) 地元住民の対象・範囲をどのように考えているのか。 堺地区とすれば、町のアンケート調査では40.8%が事業を推進すべきでないという結果がでている。</p>	<p>南越前町広報紙でのアンケート結果報告(2021年4月実施)によると、本事業のみが対象ではなく、同町内で計画されている複数の風力発電計画を対象にしたアンケートとなっています。全体回答率が約47%で、町内における風力発電事業の計画に対して、推進すべきとの回答が約54%と報告されております。但し、各風力発電の計画を知っている方の割合が約4分の1と少なかったため、南条地区、河野地区、今庄地区の3箇所で説明会を開催しました(2021年10月)。さらに本準備書の法定説明会以外に、堺地区においては任意の説明会を3回開催(2022年5)するなど、地元住民の方々の理解を得られるよう努めております。</p>
128	<p>5 結論 本意見については、具体的な回答を期待するとともに、公式文書へ記載されるよう要望する。</p> <p>追記・本意見書はコピーしてあります。</p>	<p>頂戴したご意見への回答は可能な限り具体的な記載に努めました。なお、意見募集期間内において頂戴したすべてのご意見とそちらへの回答については、環境影響評価手続きに則り国や県に送付し、評価書に掲載いたします。</p>

第 2-1 表(20) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
129	水源保安林指定解除により、将来の水不足(地下水、河川)が強く懸念される。また、保水力が落ちた山が気候変動著しい現代、降雨に耐えられるか懸念される。(現に平年並降水量より R3 降水量は増加)	保水力への配慮として、河川流域の改変面積を低減しております。また、風車ヤードを設置する場所では工事期間中には一時的に裸地ができませんが、沈砂池を設置し、沈砂池出口には布団かごを設置することにより、ゆっくりと周辺土壌に地下浸透させる計画としています。その際に、排水方向を検討することで、流域の地下水量に影響を極力与えない、また、常時水流の離隔を取ること、改変箇所への降水は極力元の集水域に戻す計画です。
130	クマタカ、イヌワシ等のエサ捕食行動をさまたげる可能性があるなら低減ではなく中止(事業)すべき。(渡り鳥含む)	クマタカについては生態系の項目で採餌環境や餌資源量に関する影響予測を行いました。事業の実施による採餌環境や餌資源量への影響は小さいものと予測しております。イヌワシについては、現地調査において対象事業実施区域内への飛翔は確認されておらず採餌場としての利用は見られておりません。また、渡り鳥についても休息地となるような大きな沼や湖はないことから、採餌場としての利用はほとんどないものと考えられます。
131	低周波音が動物にどのような影響を与えるか? 調査してない。	人間を含めて生物は種によって聞こえる周波数が異なります。魚類を除き哺乳類や鳥類はだいたい 55~65kHz 以上の周波数から聞こえるようになるようです。そのため、対象事業実施区域に生息する多くの動物は 20kHz 以下の超低周波音については感知できないものと考えます。また、20~100kHz の低周波音は人間にとっては可聴音ですので、動物の項目の中でも騒音として扱い、影響が考えられる種については騒音による影響の予測を行っております。
132	町景観条例に違反する構造物と考えられる。	工事の着工前においては、南越前町にも確認の上、景観条例に反しないよう、景観条例に基づく届出を適切に行います。
133	・自然林が破壊される。	風力発電機の基数の削減(当初計画 50 基→39 基)及び配置の見直し等により改変面積を可能な限り削減し、また、対象事業実施区域内の自然植生であるブナ群落の改変を回避する計画としましたので自然林の伐採等への影響は低減されていると考えております。(準備書 2 章 p2.2-61,75)
134	・土砂崩れの心配	本事業による切土・盛土については、種子吹付工や植生基材工等の法面防護工等を実施いたします。また、切土・盛土ともに、安定勾配を確保し、所定の高さに小段を設ける、排水施設を整えるなど、林地開発許可等の手続きにおける関係機関との協議も踏まえ、土砂崩れ等に対する防災対策を講じてまいります。(準備書 2 章 p 2.2-54)

第 2-1 表(21) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
135	<ul style="list-style-type: none"> ・低周波に頭痛がする等、体調不良になる。 	<p>風力発電機の稼働に伴う超低周波音の予測結果は、「超低周波音を感じる最小音圧レベル」(ISO-7196:1995)を下回っており、また、「圧迫感・振動感を感じる音圧レベル」との比較でも、超低周波音領域は「気にならない」のレベルを下回り、低周波音領域は「よくわかる、不快な感じがしない」レベルを下回っていることから、環境への影響は実行可能な範囲で低減されていると考えております。</p> <p>なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)によると、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされております。(準備書 10 章 p10.1.1-144)</p>
136	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥など、動植物に影響が出る 	<p>鳥類を含む動植物については、風力発電機及び搬入路の設置に伴う樹木の伐採は必要最小限にとどめ、改変面積、切土量の削減に努める等の環境保全措置を講じることにより造成等の施工による重要な種への一時的な影響、地形改変及び施設の存在における重要な種への影響は小さいものと考えられ、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価しております。なお、コウモリ類や鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る影響予測結果には不確実性を伴うことから、バットストライク及びバードストライクの影響を確認するための事後調査を実施することとしております。</p> <p>(準備書 10 章 p10.1.4-297,601,848、10.1.5-137)</p>
137	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の心配がある。 	<p>風力発電を建設する際には、建築基準法や電気事業法に基づいて風車設置位置の地盤状況や風条件を調査し、地震荷重や風荷重などを算出し、その荷重に耐えうる構造設計といたします。また、当該構造設計に対する第三者の評価を経て、国の安全基準を満たした上で、建設します。引き続き、関係機関とも協議の上、安全な設計及び対策に努めて参ります。</p>
138	<ul style="list-style-type: none"> ・風景が台無しになる 	<p>風力発電施設の存在に伴う景観への影響について、風力発電機は周囲の環境になじみやすいように彩度を抑えた塗装とする等の環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響が低減されているものと評価しております。</p> <p>(準備書 10 章 p10.1.7-55)</p>
139	<ul style="list-style-type: none"> ・土ぼこり等が舞い上がる 	<p>工事用資材等の搬出入に伴う粉じんの影響については、工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数を低減する等の環境保全措置を講じること等により、粉じんの影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。</p> <p>建設機械の稼働に伴う粉じんの影響についても、整地、転圧等の際、乾燥している場合は適宜散水を行う等の環境保全措置を講じること等により、粉じんの影響は実行可能な範囲内で低減されているものと評価しております。</p> <p>また、上記のいずれの場合においても、粉じんの予測結果は、環境保全目標として設定した降下ばいじん量の参考値である 10t/(km²・月)を十分に下回っております。(準備書 10 章 p10.1.1-53,60)</p>

第 2-1 表 (22) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
140	渡り鳥の予測結果として、代表的な、ツグミ、ヒヨドリなどの予測はどうか。ブレードとの接触については、問題ないのか大変心配する。	ツグミやヒヨドリの年間予測衝突数を算出し、準備書に掲載しておりますが、年間予測衝突数には不確実性がありますので、事後調査を実施し、バードストライクの実態を調査することとしております。

第 2-1 表 (23) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
141	(仮称) 余呉南越前第一・第二ウインドファーム発電事業の撤回を求めます。 ●発電設備の工事がもたらす山の環境保全機能の破壊。この計画は大規模な基礎工事を要します。切り土や盛り土による大規模な工事は土砂崩れなどの災害を誘発する。森林は保水力を失いびわ湖の水源としての機能を劣化させる。	本事業による切土・盛土については、種子吹付工や植生基材工等の法面防護工等を実施いたします。また、切土・盛土ともに、安定勾配を確保し、所定の高さに小段を設ける、排水施設を整えるなど、林地開発許可等の手続きにおける関係機関との協議も踏まえ、土砂崩れ等に対する防災対策を講じてまいります。(準備書 2 章 p 2.2-54) また、保水力に配慮するために、河川流域ごとの改変面積を可能な限り低減しています。
142	●尾根筋は水脈環境の要。基礎工事が水脈を分断することで山全体が乾燥し、その影響は必ず、将来流域全体に及ぶ。	山岳地での風力発電について、発電に必要な風況を鑑みると風車は尾根上の設置が必要となります。道路については、急な斜面に設置するよりも尾根上に設置する方が法面を少なくできるため、尾根附近を中心に道路の造成も計画致しました。また、風車ヤードを設置する場所では工事期間中には一時的に裸地ができますが、沈砂池を設置し、沈砂池出口には布団かごを設置することにより、ゆっくりと周辺土壤に地下浸透させる計画としています。その際に、排水方向を検討することで、流域の地下水量に影響を極力与えない、また、常時水流の離隔を取ることで、改変箇所への降水は極力元の集水域に戻す計画です。
143	●水源を支える森林のダメージは周辺の植生や地域住民の生活・農業用水に影響を及ぼします。地域の過疎に更に拍車をかけることとなります。	自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。工事期間中には一時的に裸地ができますが、その際にも沈砂池を設けて、その流末にはフトン籠を設置して、ゆっくりと周辺土壤に浸透させる計画です。
144	●山の上に立ち並ぶ風車の影響で動物は住処を追われ、行動が変化します。その結果周辺農地に動物が移動し、里での獣害という形で現れてくるものが起こってきます。現時点で動物の行動調査や農地への影響を推し量れば自明のことです。	野生動物への影響の低減から極力樹木等の伐採を減らすように風車の搬入や組立時の工法を工夫した事業計画としております。また、既存の風力発電所構内でもイノシシやクマ等の野生動物が逃避することなく確認されています。野生動物が人里に下りることは、餌を取りやすい場所があるなど、他に要因があると考えられます。獣害被害については地域の深刻な課題として認識しており、弊社が地域の課題解決に協力できることは検討していきたいと考えております。

(表は前ページの続き)

145	<p>●巨大風車の人工的な音や震動が健全な土中環境の悪化をもたらします。土壤微生物にどのような影響を及ぼすか検討されたのでしょうか？土壤環境の悪化は急速に山全体の荒廃をもたらすことは明らかです。</p>	<p>山岳地における既存の風力発電所において山全体が乾燥したという事例は把握しておりません。そのため、風車の騒音や振動が土中菌糸や土壤微生物に影響を与える、それが故に、土壌が硬化乾燥するという事は予想し難いと考えていますが、引き続き、最新の知見や情報等の収集に努めて参ります。</p>
146	<p>●残土処分に伴う影響も否定できません。工事で大量の残土が発生します。その残土処分に大型車両の重量が路面を圧迫。それが、泥水の発生源ともなり、保水機能の劣化を招く。地下水への影響も火を見るより明らかです。</p>	<p>工事に伴い発生する掘削土は、埋め戻しや盛土等により対象事業実施区域内で利用するため、残土は発生しない計画です。保水機能については排水施設を整えるなど、林地開発許可等の手続きにおける関係機関との協議においてさらなる配慮を行ってまいります。(準備書2章 p2.2-54,70)</p>
147	<p>●このような工事を山地尾根筋で行う事は、決して許される事ではない。</p>	<p>山地形での風力発電について、発電に必要な風況を鑑みると尾根上に風車の設置が必要となりますが、風力発電機の基数を50基から39基に削減する、道路改変は輸送時に起立装置付きの特殊車両を用いることで道路建設を必要最低限に抑える、風力発電機の組み立てにあたっては空中で1枚ずつブレードを組み立てる工法によりヤード造成を最小化するという検討を重ね、改変面積を可能な限り低減いたしました。(準備書2章 p2.2-61~68)</p>
148	<p>●生物多様性の保全、水源保全、災害防止の観点から事業中止を求めます。</p>	<p>動植物については有識者へのヒアリングを行い、ご助言をいただきながら調査・予測、事業計画へ反映しております(準備書8章 p8.2-4~26)。関係機関との協議、許認可手続き等を踏まえ、防災面及び保水機能等配慮してまいります。</p>

第 2-1 表 (24) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
149	<p>私は御社が進めようとしている「余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業」の再考・中止を求めます。</p> <p>これらの地域は私も 5 月の連休に付近を訪れてみましたが、風光明媚で日本の原風景が残る貴重な森林地帯です。地球温暖化対策の推進は重要です。しかし、もっと穏やかな方法があると思います。貴重な森林を破壊し、水資源を未来に引き継がないのは我々の愚行です。</p> <p>当該事業の再考・中止を強く求めます。</p>	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。今後の詳細設計においても、樹木伐採や土地改変の更なる低減に努め、関係機関等との許認可協議を行いながら、森林環境に配慮した計画となるよう努めます。</p>

第 2-1 表 (25) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
150	<p>日本にとって大切な資源は豊かな自然だと思います。太古より続く自然に守られ、私たちの暮らしや文化があると思います。</p> <p>貴重な自然環境を破壊するのに反対します。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>	<p>地元集落の方とお話させて頂いたところでは、本事業地はもともと薪炭林として利活用されてきた山林が多く、現在は一部が送電線の基幹系統などの敷地として利用され、また、スキー場開発の跡地が残されております。山林の維持管理や再生の観点から本事業に期待して頂いている地元集落の方々もおられます。引き続き、自然環境に配慮した事業計画に努めます。</p>

第 2-1 表 (26) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
151	<p>風車建設のために破壊される自然を取り戻すことは困難です。</p> <p>風車による被害(騒音、低周波音など)は人間でなくこの地域にいる全生物に影響を与えます。</p> <p>また、年数のたった巨大な風車はゴミになり、とりのぞくにも多大な費用がかかります。</p> <p>特に、余呉の湖や周囲の風景への影響も考えられるので、この土地での建設は取り止めて頂きたいです。</p>	<p>騒音、低周波音による生活環境への影響としては、住居までの離隔があるため、騒音については現況値から増分なし、低周波音についても基準値を大きく下回る結果となっています(準備書 10 章 p10.1.1-119,657)。なお、動植物への影響は極力低減できるよう土地改変の低減や風車配置等の事業計画の策定に努めております。</p> <p>事業終了後の風力発電機については、弊社の責任において撤去いたします。</p> <p>周辺景観への影響については、風力発電機は周囲の環境になじみやすいように彩度を抑えた塗装とする等の環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で影響が低減されているものと評価しております。(準備書 10 章 p10.1.7-55)</p>

第 2-1 表 (27) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
152	<p>余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業は、豊かな自然が残る森林を破壊する計画で、本来地球温暖化対策、環境保全対策であるはずが、森林破壊をするという、本末転倒な事業。</p> <p>また、森林を破壊すれば、山の保水力も低下し、人々の生活にも多大な影響を及ぼす。森に住んでいる野生動物も住む所を失い、人里に降りてきて人身事故にもつながる。</p> <p>以上の事から、事業の中止を希望します。</p>	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。今後の詳細設計においても、樹木伐採や土地改変の更なる低減に努め、関係機関等との許認可協議を行いながら、森林環境に配慮した計画となるよう努めます。</p>

第 2-1 表 (28) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
153	余呉南越前ウインドファーム発電事業は近畿地方でわずかに残ったブナ・ミズナラ林を大規模開発する計画であり、地球温暖化対策と言いながら大規模な森林破壊を行うことはそもそも本末転倒である。	自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。今後の詳細設計においても、樹木伐採や土地改変の更なる低減に努め、関係機関等との許認可協議を行いながら、森林環境に配慮した計画となるよう努めます。

第 2-1 表 (29) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
154	①尾根筋は、野生動物の移動経路であることを自動撮影カメラで何度もチェックしています。尾根筋に人工物を建てると野生動物の移動が困難になるので尾根筋は絶対にさわらないで下さい。	搬入路の設置により移動経路の阻害が起こる可能性はありますが、道路部分などの改変区域は線状に細長い形状であることや動物の移動能力を鑑みても影響は小さいものと考えております。 風力発電機を斜面部に設置することはより大きな法面が必要になり改変面積が増えてしまうことや安全面からも困難です。また、自然植生の改変を避けて影響の低減を図ることを考慮し、現在の配置を計画しております。今後もできる限り改変面積を最小限に留めるような計画を検討いたします。
155	②尾根筋を伐り拓くとそこを風が流れるようになります。その風に吸われて、尾根下の森林内の空気が流れ始め、森林内の湿度が下がって森が乾燥し始めブナなどの乾燥に弱い木から枯れ始めます。尾根筋をさわってはいけないことは祖先が言ってきたことです。風車のために尾根筋をさわることは絶対反対です。この国に愛情があれば水源の森を失うことなので、できるはずがありません。日本なんてどうなってもいいと思う人のすることです。	改変により日当たりや風通しの変化等の物理的環境変化が生じた場合の影響を予測した結果、p10.1.5-135 に示したように、これらの範囲では日当たりがよくなるため、ササやパイオニア植物が増加して植生に変化が生じる可能性や、風通しが良くなることにより、台風に伴う強風によってブナの高木が倒れやすくなる可能性が考えられました。しかしながら、ブナの後継樹の生育を助けるような保全措置を行うことで風衝荒廃を低減できると予測しております。 風力発電は、国産のエネルギーであり、発電時に燃料消費にともなう温室効果ガスが発生しないため、地球温暖化対策に資する有効な発電方法であると考えております。 今後についても、引き続き可能な限り環境影響を低減するように検討してまいります。

第 2-1 表 (30) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
156	<p>余呉南越前ウィンドファーム発電事業の事業計画地は豊かな天然林になっている。地球温暖化対策として標榜されている風力発電を建設するのに、多様性のある森を切り、山に負担をかけるのは筋か通らないのではないか。計画地は近畿地方では貴重なブナ・ミスナラの天然林になっており、野生動物にとって春や秋の貴重な餌源となっている。環境への負担を軽減する対策をとると言われているが、計画地と建設に伴う作業道の造設、土砂の流出などにより生態系にダメージを与えることは避けられない。すでに人為的な生態系攪乱が終わっている人工林に建設されるのであればまだしも、このように多様な生態系のある場所での建設は意義が理解できない。</p> <p>また、風力発電を建てるのには、大きなコンクリート塊を地面に埋めるというが、風力発電事業終了後、それはどのように取り出すのか。山の尾根を切り崩し、自然に帰らないものを大量に埋め込むことは水質の悪化、川の水位の低下につながる。世界的に水不足が謳われている中、貴重な水源が失われることも懸念される。</p> <p>生物多様性保全、水質、水源保全の観点から、本事業中止の英断を求めます。</p>	<p>植生の現地調査の結果、対象事業実施区域内に自然植生のブナ群落（ヤマソテツ下位単位）が分布していますが、改変を回避する計画としました。また、環境省の特定植物群落である「栃ノ木峠のブナ・オオバクロモジ群集」、「栃ノ木峠附近のブナ林」についても実態を把握したうえで、配置計画を検討しました。</p> <p>本事業の風力発電機の設置等に伴う樹木の伐採は最小限度にとどめ、改変面積の削減や切土の削減に努めること等により、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られるものと考えております。今後についても、引き続き可能な限り環境影響を低減するように検討してまいります。</p> <p>風力発電機の基礎について、コンクリートの打設時には、アルカリ排水が溶出しないよう、降雨時の打設は避けるなど施工時には十分に留意致します。また、基礎は面的に広範囲に打設するのではなく局所的なものであるため、雨水の林地土壌への浸透を著しく妨げるものではないと考えております。なお、事業終了時の基礎の撤去方法については、当該地盤状況や地権者様との協議を踏まえて検討致します。</p>

第 2-1 表 (31) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
157	<p>余呉南越前第 1、2 ウィンドファーム発電事業は豊かな自然や生き物が存在する場所を森林破壊するような計画であり、本来地球温暖化対策として再エネを推進するはずなのに本末転倒なのではないか。森林破壊は山の保水力を低下させるため、人々が住む場所にも災害、水源の枯渇など影響が出てくる。その辺の事を考えているとは思えないので、この計画は絶対に中止して頂きたいです。どうぞよろしくをお願いします。</p>	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。今後の詳細設計においても、樹木伐採や土地改変の更なる低減に努め、関係機関等との許認可協議を行いながら、森林環境に配慮し、土砂災害の対策を講じた安全な計画となるよう努めます。</p>

第 2-1 表 (32) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
158	<p>余呉・南越前にはブナやミスナラの森が広がっており、多種多様な生物の生息地となっています。ツキノワグマは滋賀県では保護の対称となっており、開発によって大きなダメージを受ける可能性があります。クマタカやイヌワシの希少な生息域でもあり、カモシカの保護区も存在しています。生物たちの生活を苦しめるのは、私たち人間の日々の暮らしへの悪影響にも繋がり、なにより生物たちが不憫です。豊かな自然と希少な野生動物を守り、人々の安心できる生活を維持するために、事業中止の英断を求めます。</p>	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。また、クマタカの営巣中心域に配慮した風力発電機の配置計画、自然植生のブナ群落等の改変を極力回避することで、更なる自然環境への配慮に努めました。なお、イヌワシについては本事業の対象事業実施区域内での飛翔は確認されませんでした。事後調査においても対象事業実施区域及びその周囲でのイヌワシの飛来状況の把握に努めます。</p>

第 2-1 表 (33) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
159	太古から残る貴重な自然林はツキノワグマやイヌワシ、クマタカ他、多様な生物の生息地であり、日本人の心のよりどころであり、大切な水源地でもある。それを破壊してのウィンドファーム建設に強く反対します。	自然環境及び水源地への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努め、沈砂池や土砂流出防止柵、法面緑化などの土砂流出防止対策を講じる計画としています。また、クマタカの営巣中心域に配慮した風力発電機の配置計画、自然植生のブナ群落等の改変を極力回避することで、更なる自然環境への配慮に努めました。なお、イヌワシについては本事業の対象事業実施区域内での飛翔は確認されませんが、事後調査においても対象事業実施区域及びその周囲でのイヌワシの飛来状況の把握に努めます。

第 2-1 表 (34) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
160	ウィンドファームの建設予定地は貴重な自然林で、多様な生物（ツキノワグマ、クマタカ、イヌワシ他）が生息する場所であり、破壊してはならない。自然を壊す再生エネルギーは地球温暖化対策にはならない。本末転倒の行為だ。	自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。また、クマタカの営巣中心域に配慮した風力発電機の配置計画、自然植生のブナ群落等の改変を極力回避することで、更なる自然環境への配慮に努めました。なお、イヌワシについては本事業の対象事業実施区域内での飛翔は確認されませんが、事後調査においても対象事業実施区域及びその周囲でのイヌワシの飛来状況の把握に努めます。

第 2-1 表 (35) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
161	ツキノワグマやくまたか、イヌワシなどの貴重な野生動物が生息する自然林を破壊してのウィンドファーム建設はやめて下さい	自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。また、クマタカの営巣中心域に配慮した風力発電機の配置計画、自然植生のブナ群落等の改変を極力回避することで、更なる自然環境への配慮に努めました。なお、イヌワシについては本事業の対象事業実施区域内での飛翔は確認されませんが、事後調査においても対象事業実施区域及びその周囲でのイヌワシの飛来状況の把握に努めます。

第 2-1 表 (36) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
162	<p>日本に残るブナ・ミズナラの自然林を大規模に伐採することは、地球温暖化の防止に対して悪影響を及ぼしかねません。自生している植物の根は山の地盤を、大地を強くし降った雨を緩やかに土にいきわたらせます。その木々の根がなくなれば山は崩れ、森の他のエリアにも影響が出ます。地球温暖化のみならず、行き場を失った動物たちは人里へおりたり、最悪の場合種が絶滅の危機にひんする可能性もあります。(実際希少な猛禽類の住み処)</p> <p>森林を破壊し人工物を山に入れることは自然のためにも、わたしたち人間のためにもならず、今後 100 年 200 年と森とその土地が続くために今回の事業の見直し、もしくは事業の中止を求めます。</p>	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。今後の詳細設計においても、樹木伐採や土地改変の更なる低減に努め、関係機関等との許認可協議を行いながら、森林環境に配慮した計画となるよう努めます。</p>

第 2-1 表 (37) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
163	<p>余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業は、近畿地方でわずかに残った多様度が高い、ブナ・ミズナラ林を大規模開発する計画になっている。地球温暖化防止対策と言いながら大規模な森林破壊を行うことはそもそも本末転倒であり、事業自体に大義名分が立たないものとなっている。日本全土を見ても天然林がまとまった状態で残されている地域は決して多くなく、計画地は近畿地方において、ほとんど見られないブナ・ミズナラの自然林が残されており、多様な動植物の生息地となっている場所である。</p> <p>計画地には、ツキノワグマの痕跡が至る所で発見されている。ツキノワグマは滋賀県版レッドデータブック 2015 年版において希少種と評価されており、環境条件が変化すると存続が危ぶまれる。よって滋賀県では保護対象動物となっており、生息地を破壊する大規模な開発はこれに反するものである。同じく希少性が高いクマタカやイヌワシといった猛禽類をはじめとする多様な野生動物の生息環境への壊滅的な影響が懸念される。計画地はサシバやノスリといった渡り鳥の飛行経路にあたることから、衝突事故が多発する恐れがある。また、当該地域は国のカモシカ保護区にあたり、生息を脅かす。</p> <p>豊かな自然を次世代に残すために、事業そのものを中止すべきである。</p> <p>滋賀県の水源を支える森林がダメージを受けることは、周辺の植生や地域住民の生活・農業用水に影響を及ぼすことが強く懸念される。切土や盛土による土壌の改変は土砂崩れを招く恐れがあり、大災害に至る可能性も十分に考えられる。水源保全、土砂災害防止という観点からもこの開発は問題視すべきである。</p> <p>多少事業を縮小したとしても森林への壊滅的なダメージは避けられず、生物多様性保全、水源保全、災害防止の観点から、事業中止の英断を求めます。</p> <p>＜参考文献＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次) ・嘉田由紀子「伊勢湾台風被害と丹生ダム計画」 https://kadayukiko.jp/archive/arch-ive-08334/ ・文化庁「文化財保護法施行令第5条第4項第1号ヲに関シカモシカ等の地域を定めず指定された動物への適用について」 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hokoku/pdf/93358201_01.pdf 	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。また、クマタカの営巣中心域に配慮した風力発電機の配置計画、自然植生のブナ群落等の改変を極力回避することで、更なる自然環境への配慮に努めました。上記のような取り組みも行っており、現地調査に基づいた予測評価の結果、環境影響については回避、低減できていると考えておりますが、鳥類の風力発電機への衝突については、予測の不確実性もありますので、事後調査を行います。なお、今後の詳細設計においても、樹木伐採や土地改変の更なる低減に努め、関係機関等との許認可協議を行いながら、森林環境に配慮し、土砂災害の対策を講じた安全な計画となるよう努めます。</p>

第 2-1 表 (38) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
164	<p>環境保全の見地から、この事業を中止していただきたいです。</p> <p>乾燥しやすくもろい尾根筋の破壊は、森林全体に影響を及ぼします。工事で発生する土砂の処理に伴い、山くずれの危険性も考えられます。熱海での災害のようなものがまた起こってしまっても構わないとは考えていらっしゃらないと思います。</p> <p>山をこわすことは、水源をこわすことでもあります。計画されたときは、まだ、そういうことにお考えが及んでいなかったのだと思います。中止してください！</p>	<p>土砂災害に対しては、林地開発許可基準等に基づき、盛土の転圧や締固め、暗渠排水等の排水設備、沈砂池や土砂流出防止柵等の設置など防災対策を講じる計画としており、今後、関係機関等との許認可協議を行いながら詳細を詰めていきます。</p>

第 2-1 表 (39) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
165	<p>余呉南越前ウインドファーム発電事業は近畿地方でわずかに残ったブナ・ミズナラ林を大規模開発する計画になっている。地球温暖化防止対策と言いつつ大規模な森林破壊を行うことはそもそも本末転倒であり、事業自体に大義名分が立たないものとなっている。日本全土を見ても天然林がまとまった状態で残されている地域は決して多くなく、計画地は近畿地方においてほとんど見られなくなった自然林が残り、多様な動植物の生息地となっている場所である。計画地にはツキノワグマの痕跡が至る所で発見されている。ツキノワグマでは滋賀県版レッドデータブック 2015 年版において希少種と評価されており、環境条件が変化すると存続が危ぶまれる。よって滋賀県では保護対象動物となっており、生息地を破壊する大規模な開発はこれに反するものである。同じく希少性が高いクマタカやイヌワシといった猛禽類をはじめとする多様な野生動物の生息環境への壊滅的な影響が懸念される。計画地はサシバやノスリといった渡り鳥の飛行経路にあたることから、衝突事故が多発する恐れがある。</p> <p>豊かな自然を次世代に残すために、事業そのものを中止すべきである。滋賀県の水源を支える森林がダメージを受けることは、周辺の植生や地域住民の生活・農業用水に影響を及ぼすことが強く懸念される。切土や盛土による土壌の改変は土砂崩れを招く恐れがあり、大災害に至る可能性も十分に考えられる。水源保全、土砂災害防止という観点からもこの開発は問題視すべきである。多少事業を縮小したとしても森林への壊滅的なダメージは避けられず、生物多様性保全、水源保全、災害防止の観点から、事業中止の英断を求めます。</p>	<p>自然環境への配慮のため、風車基数削減、風車部材の搬入時及び組立時の特殊な工法の採用等により、樹木伐採や改変面積の最小化に努めた計画としております。また、クマタカの営巣中心域に配慮した風力発電機の配置計画、自然植生のブナ群落等の改変を極力回避することで、更なる自然環境への配慮に努めました。上記のような取り組みも行っており、現地調査に基づいた予測評価の結果、環境影響については回避、低減できていると考えておりますが、鳥類の風力発電機への衝突については、予測の不確実性もありますので、事後調査を行います。なお、今後の詳細設計においても、樹木伐採や土地改変の更なる低減に努め、関係機関等との許認可協議を行いながら、森林環境に配慮し、土砂災害の対策を講じた安全な計画となるよう努めます。</p>

○日刊新聞紙における公告

福井新聞、中日新聞、京都新聞（令和4年3月29日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業「環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催致します。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーストメント
代表取締役社長 坂木 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ九階
(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム
発電事業

二、対象事業の名称
風力発電所設置事業
発電設備出力
発電事業
(仮称)余呉南越前第一ウィンドファーム
発電事業・八万四千キロワット
(仮称)余呉南越前第二ウィンドファーム
発電事業・七万九千八百キロワット
福井県南条郡南越前町、滋賀県長浜市余呉町
福井県南条郡南越前町、滋賀県長浜市
余呉町、福井県敦賀市

三、対象事業実施区域
滋賀県総合企画部県民生活課県民情報室
滋賀県湖北環境事務所、長浜市役所本庁舎市
民生活部環境保全課、長浜市北部振興局、長浜市
余呉支所、福井県安全環境部環境政策課、敦賀市
役所環境廃棄物対策課、南越前町役場建設整備
課、南越前町今庄事務所、南越前町河野事務所
(土・日・祝日を除く開庁時)

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域
余呉町、福井県敦賀市

五、縦覧の場所・時間
令和四年三月二十九日(火)から
令和四年五月二日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和四年五月十六日(月)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
今庄住民センター 大ホール(福井県南条郡南越前町今庄八四一五)
四月八日(金) 一九時より
余呉文化ホール(滋賀県長浜市余呉町中之郷二四三四)
四月十四日(木) 一九時より
プラザ萬象 小ホール(福井県敦賀市東洋町一)
四月十五日(金) 一九時より

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、本説明会を延期又は中止させていただく場合があります。延期又は中止の場合は事業者ホームページでお知らせいたしますので、ご来場前にご確認くださいませますようお願い申し上げます。

八、問い合わせ先
株式会社グリーンパワーストメント南越前町オフィス
〒九一九〇三二七 福井県南条郡南越前町今庄七一一四一
電話〇七七八四五〇三二七 (担当) 柿岡 牧野

電子縦覧は次のウェブページにて実施する。
<https://www.greenpower.co.jp/>

福井新聞、中日新聞、京都新聞（令和4年5月13日）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業「環境影響評価準備書」について、縦覧並びに意見書の提出期間を延長致します。なお、事業者内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことから、感染の拡大防止のため、延期しております。住民説明会の開催日時について併せて左記のとおりお知らせ致します。

一、事業者の名称 株式会社グリーンパワーストメント
代表取締役社長 坂木 満
事務所の所在地 東京都港区赤坂一丁目十一番四十四号
赤坂インターシティ九階
(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム
発電事業

二、対象事業の名称
風力発電所設置事業
発電設備出力
発電事業
(仮称)余呉南越前第一ウィンドファーム
発電事業・八万四千キロワット
(仮称)余呉南越前第二ウィンドファーム
発電事業・七万九千八百キロワット
滋賀県長浜市余呉町、福井県南条郡南越前町
滋賀県長浜市余呉町、福井県南条郡南越前町、福井県敦賀市

三、対象事業実施区域
滋賀県総合企画部県民生活課県民情報室
滋賀県湖北環境事務所、長浜市役所本庁舎市
民生活部環境保全課、長浜市北部振興局、長浜市
余呉支所、福井県安全環境部環境政策課、敦賀市
役所環境廃棄物対策課、南越前町役場建設整備
課、南越前町今庄事務所、南越前町河野事務所
(土・日・祝日を除く開庁時)

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域
滋賀県長浜市余呉町、福井県南条郡南越前町、福井県敦賀市

五、縦覧の場所・時間
令和四年三月二十九日(火)から
令和四年八月二日(木)まで

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和四年六月十六日(木)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
今庄住民センター 大ホール(福井県南条郡南越前町今庄八四一五)
五月二十四日(火) 一九時より
余呉文化ホール(滋賀県長浜市余呉町中之郷二四三四)
五月二十五日(水) 一九時より
プラザ萬象 小ホール(福井県敦賀市東洋町一)
五月二十六日(木) 一九時より

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、本説明会を再延期又は中止させていただく場合があります。再延期又は中止の場合は事業者ホームページでお知らせいたしますので、ご来場前にご確認くださいませますようお願い申し上げます。

八、問い合わせ先
株式会社グリーンパワーストメント南越前町オフィス
〒九一九〇三二七 福井県南条郡南越前町今庄七一一四一
電話〇七七八四五〇三二七 (担当) 柿岡 牧野

電子縦覧は次のウェブページにて実施する。
<https://www.greenpower.co.jp/>

南越前町 (広報南えちぜん 令和4年4月号)



四季菜
Farmhouse Restaurant
shikisai

農家レストラン 四季菜

令和4年3月30日(水)
午前11時オープン

オープン式典 午前10時～
当日の営業時間 午前11時～午後6時
(ランチは午後2時終了)

名称 農産物等加工販売施設
農家レストラン四季菜

所在地 南越前町脇木第17号42番地の1
揖尾郷 企業組合そまの恋姫サラダ会

営業時間 午前10時～午後6時
(ランチ: 午前11時～午後2時)

定休日 毎週火曜日、年末年始

その他 新型コロナウイルス感染症防止対策として入場制限を行う場合があります。ご了承ください。

問合せ
農林水産課
☎0778-47-18001
農家レストラン四季菜
☎0778-47-12401

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧および意見募集と住民説明会の開催について

環境影響評価法に基づき「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書」を縦覧に供し、ご意見を募集します。縦覧およびご意見の提出の方法と住民説明会については、次のとおりです。

事業区域 福井県南条郡南越前町および滋賀県長浜市余呉町

縦覧期間 令和4年3月29日(火)～5月2日(月)
午前8時30分～午後5時15分(土日祝を除く)
建設整備課、今庄事務所、河野事務所

縦覧場所 ※事業者ホームページからもご覧いただけます。
<https://greenpower.co.jp>

住民説明会 令和4年4月8日(金) 午後7時
場所・今庄住民センター 大ホール
※新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、本説明会を延期または中止させていただく場合があります。延期または中止の場合は事業者ホームページでお知らせいたしますので、ご来場前にご確認くださいませ。ようお願い申し上げます。

事業者 株式会社グリーンパワーインベストメント (南越前町オフィス)
〒919-0131
南越前町今庄第71号14番地の1

提出方法 ご意見やご質問は、住所・氏名・内容をご記入の上、右記事業者宛てに郵送または、縦覧場所に設置してある意見箱への投函により受付いたします。

問合せ ※郵送の場合は当日消印有効
株式会社グリーンパワーインベストメント (担当) 牧野、柿岡
☎0778-45-0327

国民健康保険人間ドック助成のお知らせ

町では、町内に住所を有する国民健康保険加入者を対象に、生活習慣病などの疾病の早期発見・早期治療を図り、健康の保持・増進に役立ててもらうため、人間ドックの受診費用に対する助成を行います。

※後期高齢者医療の人間ドック助成については、令和4年度から廃止となりましたのでご注意ください。人間ドックの受診費用を全額個人負担していただくか、町が実施する健康診査等を受診していただけますようお願いいたします。

事業名	国民健康保険 人間ドック
対象者	30歳以上75歳未満の国民健康保険加入者※国民健康保険税を完納している世帯のみ
ドックの種類	①1日ドック ②2日ドック
助成金額	一律 25,000円 受診日当日、料金から助成金(25,000円)を差し引いた額を、医療機関に支払ってください。
助成定員	80人
受付期間	令和4年4月1日(金)～令和5年1月31日(火) ※定員になり次第締め切ります。
受診できる医療機関	今庄診療所、笠原病院、中村病院、林病院、公立丹南病院、福井県済生会病院、福井赤十字病院 (医療機関によっては受診できないドックや、受診期間が決まっている場合があります。詳しくは、医療機関に直接お問合せください。)
申込方法	1 役場窓口で定員残数を確認後、医療機関で受診希望日を予約してください。 2 次のものを持って役場窓口にお申込みください。 ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 ・マイナンバーカードまたは、通知カード+運転免許証等
注意事項	特定健診との併用(二重受診)はできません。検査項目すべてを受診してください。 二重受診や資格喪失者が受診された場合、助成金を返還していただけます。

■申込み・問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015 今庄事務所 ☎0778-45-1111 河野事務所 ☎0778-48-2111

○インターネットによる「お知らせ」
滋賀県のホームページ

電子縦覧中の事業

1. 縦覧中の案件一覧

縦覧図書	縦覧期間	事業者	電子縦覧しているウェブページのアドレス (外部ページ)	事業者の問い合わせ先
(仮称) 余呉南越前第一・第二ウインドファーム事業に係る環境影響評価準備書	令和4年3月29日から令和4年6月2日	株式会社グリーンパワーインベストメント 代表取締役社長 坂木 満 (東京都港区赤坂一丁目11番44号)	https://greenpower.co.jp/	株式会社グリーンパワーインベストメント (南越前町オフィス) 〒919-0131 福井県南越前町今庄第71号14番地の1
株式会社村田製作所 (仮称) 守山新事業所拠点整備事業に係る計画段階環境配慮書	令和4年4月12日から令和4年5月11日	株式会社村田製作所 代表取締役社長 中島規巨 (京都府長岡京市東神足一丁目10番1号)	https://corporate.murata.com/ja-jp/csr/assessment/moriyama	株式会社村田製作所 〒617-8555 京都府長岡京市東神足一丁目10番1号 電話 075-955-6503

2. 説明会の開催

環境影響評価方法書および準備書については、法令に基づき縦覧期間内に説明会を開催する必要があります。

説明会の対象	開催日時	開催場所	事業者
(仮称) 余呉南越前第一・第二ウインドファーム発電事業に係る環境影響評価準備書	※開催日時・開催場所については、事業者のホームページ (https://greenpower.co.jp/) をご覧ください。	※開催日時・開催場所については、事業者のホームページ (https://greenpower.co.jp/) をご覧ください。	株式会社グリーンパワーインベストメント

TOP	アクセスとは	条例内容	制度変遷	過去の事例	関連図書	手続中事例	行政資料	リンク
---------------------	------------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	---------------------

手続進行中の環境影響評価事例

現在、環境影響評価図書が縦覧中の事例

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業

図書の種類	環境影響評価準備書（環境影響評価法第14条）
図書名	（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書
環境影響評価実施者	株式会社グリーンパワーインベストメント
縦覧期間	令和4年3月29日（火曜日）から令和4年6月2日（木曜日）まで ※土・日・祝日を除く開庁時
縦覧場所	福井県庁 安全環境部 環境政策課 敦賀市役所 環境廃棄物対策課 南越前町役場 建設整備課 南越前町 今庄事務所、河野事務所
意見の受付期間	令和4年6月16日（木曜日）まで
意見の提出先	郵送の場合 〒919-0327 福井県南条郡南越前町今庄71-14-1 株式会社グリーンパワーインベストメント 南越前町オフィス 宛

風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について

更新日：2022年5月2日

滋賀県長浜市及び福井県南越前町における風力発電事業の実施に伴い、環境影響評価法に基づき、実施事業者が環境影響評価準備書の縦覧を行っています。

1 対象事業

(仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業

2 事業者

株式会社グリーンパワーインベストメント（本社 東京都港区）

3 予定地

滋賀県長浜市及び福井県南越前町

4 縦覧期間

令和4年3月29日（火曜）から令和4年6月2日（木曜）まで（注釈）縦覧期間が延長されました

5 縦覧場所

敦賀市役所3階 環境廃棄物対策課（土曜・日曜・祝日を除く）
（備考）事業者のホームページで電子縦覧もできます。

[電子縦覧（株式会社グリーンパワーインベストメント）](#)

6 意見提出方法

ご意見はいずれかの方法でご提出ください。

- 1 縦覧場所に設置している意見書箱へ投函
- 2 事業者へ郵送で提出

意見提出締切 令和4年6月16日（木曜）（注釈）締切が延長されました

7 住民説明会

令和4年5月26日（木曜） 午後7時から プラザ萬象小ホール

8 お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント
〒919-0131 福井県南条郡南越前町今庄71-14-1（南越前町オフィス）
TEL：0778-45-0327（担当：柿岡）



[テキスト版](#) | [携帯サイト](#) | [スマートフォンサイト](#)
[サイトマップ](#) | [お問い合わせ](#)

文字サイズ 画面と文字の色

- トップページ
- くらしの情報
- イベント
- 各課・施設
- よくある質問

[ホーム](#) > [くらしの情報](#) > [くらし](#) > [環境・ゴミ](#) > 「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業」に係る環境影響評価準備書の縦覧および意見募集期間の延長と住民説明会の開催について

「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業」に係る環境影響評価準備書の縦覧および意見募集期間の延長と住民説明会の開催について

最終更新日：2022年4月25日 ページ番号：03885

環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、一般の方々から環境保全に関する意見を求めるため、環境影響評価準備書の縦覧を実施します。

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業	
事業者名	●株式会社グリーンパワーインベストメント (南越前町オフィス) 〒919-0131 南越前町今庄第71号14番地の1
縦覧場所	南越前町役場 建設整備課、今庄事務所、河野事務所 下記ウェブサイトからもご覧いただけます。 https://greenpower.co.jp
縦覧期間	令和4年3月29日(火) から 6月2日(木)まで 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日は除く)
住民説明会	開催日時：令和4年5月24日(火) 19時から 開催場所：今庄住民センター大ホール(南越前町今庄84-25)
提出方法	ご意見やご質問は、住所・氏名・内容をご記入の上、上記事業者宛てに郵送または、縦覧場所に設置してある意見箱への投函により受付いたします。 締切日：令和4年6月16日(木) ※郵送の場合は当日消印有効
問合せ先	株式会社グリーンパワーインベストメント(担当 牧野、柿岡) 電話 0778-45-0327

注目情報

- ❖ [新型コロナワクチン追加接種\(3回目接種\)について](#)
- ❖ [「\(仮称\) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業」に係る環境影響評価準備書の縦覧および意見募集期間の延長と住民説明会の開催について](#)
- ❖ [令和4年度 非常勤講師・特別支援教育支援員・教育相談員 募集のお知らせ](#)

くらし

- ❖ [住民票・戸籍・印鑑登録](#)
- ❖ [国民健康保険・国民年金](#)
- ❖ [税金](#)
- ❖ [くらしの手続き](#)
- ❖ [各種相談](#)
- ❖ [上下水道](#)
- ❖ [環境・ゴミ](#)
- ❖ [ペット・動物](#)
- ❖ [道路・河川・土木・ダム](#)
- ❖ [公共交通・住民利用バス](#)
- ❖ [ケーブルテレビ](#)
- ❖ [マイナンバー](#)
- ❖ [消費者行政・男女共同参画](#)
- ❖ [景観](#)

ウェブサイトの品質向上のため、ページのご感想をお聞かせ下さい。

- [参考になった](#)
- [探しにくかった](#)
- [もっと詳しく知りたい](#)
- [聞き慣れない用語があった](#)



ホームへ

検索

暮らし・手続き

福祉・健康

子育て・教育

市政情報

事業者向け

Language

現在位置 ホーム 暮らし・手続き ごみ・衛生・犬・猫・市営墓地・改葬 温暖化対策・エネルギー活用

あしあと (仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催

[公開日：2022年3月29日] [更新日：2022年4月26日] ID:11209

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書の縦覧及び説明会

環境影響評価法に基づき、(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書が縦覧されますので、お知らせします。
また、発電事業者による説明会も開催されますのでお知らせします。

事業名

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業

事業者名

株式会社グリーンパワーインベストメント

事業区域

滋賀県長浜市余呉町及び福井県南条郡南越前町

縦覧期間

令和4年3月29日(火曜日)～6月2日(木曜日)
8時30分～17時15分(土、日、祝日除く)
※事業者ホームページでもご覧いただけます。(https://greenpower.co.jp)

縦覧場所

長浜市環境保全課、北部振興局まちづくり推進課、余呉支所

意見の提出方法

令和4年6月16日(木曜日)までに縦覧場所に設置している意見箱に投函していただくか、問い合わせ先へ郵送してください。
※郵送の場合は当日消印有効

説明会

- 日時 令和4年5月25日(水曜日) 19時～
- 場所 余呉文化ホール

問い合わせ先

〒919-0131
福井県南条郡南越前町今庄71-14-1
株式会社グリーンパワーインベストメント 南越前町オフィス
電話 0778-45-0327

お問い合わせ

長浜市市民生活部環境保全課

電話：0749-65-6513

ファックス：0749-64-1437

電話番号のかけ間違いにご注意
ください！

この記事と同じ分類の記事

エコドライブ10のすすめ

夏の節電

電気自動車等用充電器

地球温暖化って何？

長浜市ゼロカーボンシティ
宣言

「ながはま絆発電。」五村
自治会

「ながはま絆発電。」小室
町自治会

「ながはま絆発電。」今
川町自治会

「ながはま絆発電。」香
花寺町自治会

「ながはま絆発電。」特
定非営利活動法人豊光
園

「ながはま絆発電。」なが
はまアムニティ会議

「ながはま絆発電。」高
野自治会

「ながはま絆発電。」中
浜自治会

「ながはま絆発電。」こほ
く地域づくり協議会

「ながはま絆発電。」野
上町自治会

「ながはま絆発電。」新
庄寺町自治会

「ながはま絆発電。」特
定非営利活動法人だんら
ん



【更新：縦覧期間延長及び住民説明会について】（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価準備書の電子縦覧について

🕒 2022年4月25日 👤 public relations 📁 環境影響評価

更新日：2022年4月25日

（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」）につきまして、縦覧期間及び意見書募集期間を延長いたします。また、延期しておりました住民説明会は下記の日程で開催いたします。

・ 住民説明会

5月24日（火）19時より 今庄住民センター 大ホール（福井県南条郡南越前町今庄84-25）

5月25日（水）19時より 余呉文化ホール（滋賀県長浜市余呉町中之郷2434）

5月26日（木）19時より プラザ萬象 小ホール（福井県敦賀市東洋町1-1）

※上記の説明会にご来場の皆様の安全確保のため、入場者数の制限を実施させていただく場合がございますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、本説明会を延期又は中止させていただく場合があります。延期又は中止の場合は当ホームページでお知らせいたしますので、ご来場前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社は、環境影響評価法に基づき「（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」）を令和4年3月29日より公表いたします。

★事業の名称

（仮称）余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業

★対象事業の規模

発電所出力 第一事業：84,000キロワット

第二事業：79,800キロワット

★対象事業実施区域

滋賀県長浜市余呉町、福井県南条郡南越前町

★関係地域の範囲

滋賀県長浜市余呉町、福井県南条郡南越前町、福井県敦賀市

★縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（滋賀県大津市京町4-1-1）

滋賀県湖北環境事務所（滋賀県長浜市平方町1152-2）

長浜市役所本庁舎市民生活部環境保全課（滋賀県長浜市八幡東町632）

長浜市北部振興局（滋賀県長浜市木之本町木之本1757-2）

長浜市余呉支所（滋賀県長浜市余呉町中之郷2434）

福井県安全環境部環境政策課（福井市大手3-17-1）

敦賀市役所環境廃棄物対策課（福井県敦賀市中央町2-1-1）

南越前町役場建設整備課（福井県南条郡南越前町東大道29-1）

南越前町今庄事務所（福井県南条郡南越前町今庄84-25）

南越前町河野事務所（福井県南条郡南越前町河野15-16-1）

★縦覧期間

令和4年3月29日（火）～~~令和4年5月2日（月）~~【期間延長後】令和4年6月2日（木）

閲覧時間は、土・日・祝祭日を除く開庁時間

★電子縦覧

●準備書

[第1～10章_10.1.3](#)

[第10章_10.1.4](#)

[第10章_10.1.5～第12章](#)

[資料1～18-3\(15\)](#)

[資料18-3\(16\)～18-6\(12\)](#)

[資料18-6\(13\)～25](#)

●目次

（各章へのリンクについては上記目次ページからご確認ください）

●要約書

★意見書

[意見書書式](#)

準備書は、縦覧期間中は閲覧が可能です。ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

意見書はダウンロードおよび閲覧・印刷することが可能です。

なお、準備書に記載された情報（文章、資料、地図、画像等を含む。）に関する著作権は、法律によって保護されています。著作権法上認められた場合を除き、準備書に記載された情報を利用（複写、複製、改変、配布、配信、他サイトへの転載を含む。）することは、法律によって禁止されています。

★意見書提出方法

本環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました「ご意見箱」にご投函いただくか、下記お問い合わせ先宛へ郵便にてお送りください。

※意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

★意見書の提出期限

~~令和4年5月16日（月）~~【期間延長後】令和4年6月16日（木）

※郵送の場合は、当日消印有効

★お問い合わせ先

株式会社グリーンパワーインベストメント 南越前町オフィス

〒919-0131

福井県南条郡南越前町今庄71-14-1

電話：0778-45-0327

※電話による、準備書の内容に関するご意見、お問い合わせはお受けしていません。

○意見書（様式）

「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウインドファーム発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウインドファーム発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本用紙に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見箱へ投函もしくは下記へご郵送ください。

【郵送先】

〒919-0131 福井県南条郡南越前町今庄 71-14-1
株式会社グリーンパワーインベストメント 南越前町オフィス

【意見書の提出期限】 令和4年6月16日(当日消印有効)

「(仮称) 余呉南越前第一・第二ウインドファーム発電事業 環境影響評価準備書」に対するご意見書

令和4年 月 日

お名前：	<hr/>
ご住所：	〒 <hr/>

環境保全の見地からのご意見（日本語でご記入ください）：

<hr/>

※記入欄が足りない場合は裏面若しくは複数枚に分けてください。
※本用紙にご記入いただいた個人情報は、個人情報保護法に則り適切に取り扱います。